

暫定基準（第1次案）に対して寄せられた御意見要約（未定稿）

1．募集期間：平成15年10月28日（火）～平成16年1月27日（火）

2．寄せられた意見数等：

個人・団体数・・・ 226件
 延べ意見数・・・ 1,180件

3．寄せられた意見の概要：別添

（参考）

分類番号	内容	件数
1	総括意見	49
2	一般規則	29
3	不検出	17
4	暫定基準設定方法	98
5	加工食品	43
6	基準値に係る個別意見	664
7	今回の意見募集の対象外のもの	280
(1)	現行基準の取扱い	8
(2)	一律基準・対象外物質	29
(3)	分析法	61
(4)	今後の検討方法・スケジュールなど	45
(5)	監視指導関係	50
(6)	残留基準設定方法一般	24
(7)	その他	63
合計		1,180

暫定基準（第1次案）に対して寄せられた御意見要約（未定稿）

No.	分類番号	ご意見	意見提出者	文書番号
1	1	海外の基準値を考慮して基準値を設定しても、規制対象が異なれば運用が全く異なり、今まで輸入されていたものなども輸入できなくなる可能性がでてくる。また、直接食される形態で輸入される食品は食品レベルで基準を確認されるのに対し、食品の素材として使用される原料が輸入される場合は、どのような濃度で使用される考慮されずに基準が適用されるので、輸入食材を使用している国内のメーカーにとっては大変不利な状況になると考えられる。したがって、農水産物のように、直接食べられるものは今回の規制の対象として当然だと思いが、それだけで直接食されることがなく、食品の素材として使用される原料に関しては安全性の面から言っても考慮されるべきである。	土屋一行	11
2	1	本件の標題は「食品中に残留する・・・」となっており、基準の対象は食品とされています。食品衛生法で食品の定義は「すべての飲食物をいう」とされていますが、そのもの自体の飲食の経験が乏しいものについて、食品としての取り扱うことが不明確なところがあります。すなわち、食品として不適格と考えられるものについて、食品として残留基準値を適用することは疑問に思います。例えば、種実類特に油糧種子については、食品として基準に当てはめることが適切でないものが存在すると思慮されます。すなわち：綿実種子は、有害なゴシポールを含有することから、そのもの自体を食品として取り扱うことは無理がある。また、食経験がない。亜麻仁（flax seed）は、シアン化合物を含むことから、厚生労働省のご担当官からそれ自体を食品とすることは適切でないと解釈された経緯がある。菜種は、そのもの自体を食することはなく、食経験はほとんど見当たらない。これら例示したものは、加工処理を経て安全な食品（食用油脂）として食されている実態に鑑み、「加工した食品中の残留基準」のみを適用することが妥当であると考えます。	浜島 守男	109
3	1	油糧種子に関しては現行制度においてもMRLが設定されている。しかし、大豆、ごまを除き、その多くは直接食用に供することが適切でなく、現実にも供されていない。一方、今回の案において食用油についてMRLが設定されていることとなり、人間が現実に消費する食品段階において規制が整備されることとなる。これらの事情を考慮すれば、種子をそのまま、食用に供することが適切でない菜種、綿実等については既に設定されているものとはともかく、新たな農薬についてMRLを設定する必要がないものとする。	社団法人 日本植物油協会	175
4	1	直接口に入る「生食用トウモロコシ」に比べ、加工工程を経る「原料用トウモロコシ」は、最終製品における農薬残留の可能性は極めて小さい。したがって、一律に「国内基準」を設定することは非合理と考え、用途別の暫定基準値を強く要望する。	飼料輸出入協議会	207
5	1	基準値設定農薬を、650種類と言わず、世界中に現存する全ての登録農薬を対象にして欲しい。	松田敏子	23
6	1	個々の農薬だけでなく、1日の食生活で摂取する農薬の総量規制を検討して欲しい。	松田敏子	23
7	1	今回設定される暫定基準については、ポジティブリスト制施行後、2年程度のより短いスパンでの順次見直しを願いたい。	マル八株式会社	26
8	1	リスト見直しの時期は5年ごととなっているが、「関連業界からの要望が出れば、必要に応じて随時見直しする」よう改めて欲しい。（ただし、農産物等はシーズン物であるので、取締に対して猶予期間の設定も必要と思われる）	（社）日本冷凍食品協会	27
9	1	すべての農薬について測定することは困難であるという問題点を補うため、抽出物について細菌等生物を用いた2,3の毒性試験を加えることは出来ないか。今、有害物質の環境影響評価や下水処理場流入水評価	北九州市環境科学研究所	34

		に生物学的な評価方法が試みられている。天然の毒性物質や pH 等の問題点もあるが、食品についても総合的な評価ができる生物学的な評価基準方法について検討をお願いしたい。		
10	1	グリホサート、トリクロロホン及びプロパルギットはそれぞれの別名であるスルホサート、メトリホナート及び BPPS が「又は」として表記されています。他の農薬についても別名を記載する必要はありませんか？	永山敏広	77
11	1	記載方法が農薬と動物用医薬品で異なっています。農薬では「及び」として総和での基準値が示されています。動薬では「/」でつなぎ「(和として)」としています。基準値の取扱いに違いがあるのでしょうか？また、例えば既設のディルドリンのように、「ディルドリン(アルドリンを含む)」のような規制となるのでしょうか？	永山敏広	77
12	1	アメリカの基準値を全て網羅しているはずであるが、抜けが多数認められる。どの資料を基に作成しているのか、ご教示願いたい。また、現行の基準はしっかり反映して頂きたい。[原文英語]	米国大使館	79
13	1	現状で、貿易障壁となりそうなものを別紙に列挙した。しかし、暫定基準案があまりにも膨大であるので、全てを見切れていない。今後、適宜提案していく予定である。[原文英語]/(注)別紙は膨大だが、例を挙げると次の通り。(2,4-D ; Apples, pears and quince, beans(dry), peas, lentils, citrus fruits, corn, milk)以下続刊	米国大使館	79
14	1	食品添加物のポジティブリスト制度と同様、基準が設定されていない農薬等が使用された食品の流通を原則禁止すべき。	反農薬東京グループ	96
15	1	コーデックスの基準には制限条件がついたものが多い。例えば、シロマジンの基準値には " The MRL accommodates external treatment " という注釈が付いている食品がある。無定見な使用を防ぐ目的からも、必要な場合にはこのような付帯条件を明示すべき	日本生活協同組合連合会	189
16	1	A D I 設定の根拠である毒性試験データが開示されていないため、基準案の妥当性が、検討できないのは、問題である。最終基準案の設定に際しては、登録時に提出された毒性試験、残留性試験のデータを開示すべきである。	反農薬東京グループ	96
17	1	ポジティブリスト化それ自体に関して賛成する。今まで基準の無い農薬に関しては食品衛生法では「検出されないこと」(ゼロ・トランス)となってしまうが、定量限界などに関する考え方が極めてあいまいで、「どこまで測ればよいのか」を判断するのが非常に難しかった。今後は「どこまで測ればよい」あるいは「例え検出されていてもこの濃度未満なら大丈夫」という基準が明確になるということであり、いたずらに分析感度を向上させる努力や、基準値内での確認再試験など、大きな意味を持たないと思われる時間と労力が削減出来るため、より早くお客様に安全性を確認した商品をお届けできるようになる。	雪印乳業株式会社	124
18	1	農薬と動物薬が記載されているが、茶類は農作物であり、動物薬が残留することはない。茶類に対して動物薬の残留基準が適用されるのか？農薬と動物薬を分けた表が必要ではないのか？	三井物産株式会社	136
19	1	このような大量の資料を作成された努力には敬意を表するが、意見募集の前に、一般への説明会を開くべきであった。これだけの資料を読み込める者は限られており、意見を出すことも不可能である。少なくとも、登録保留基準と、海外基準、国際基準がある場合、どれを採用するかについての基本的考え方・原則を説明すべきである。	神山美智子	158
20	1	資料を読んだ印象からすると、本件はポジティブリスト制に名を借りた規制緩和としか思えない。本来のポジティブリストとは趣旨が異なっているのではないかとと思われるのである。	神山美智子	158
21	1	別表2においては、農薬名から基準を参照できる内容とされているが、農産畜産物から逆引きできる表を公表頂きたい。また、今後の本件についてのパブリックコメントの募集においては、農畜産物毎に意見を申し述べられるヒアリングの方法をご検討頂きたい。	社団法人全国清涼飲料工業会	182

22	1	暫定基準設定の方針の前提として、「国民の健康保護」の趣旨を明記すべき。	日本生活協同組合連合会	189
23	1	平成15年10月28日付文書では、「いわゆるポジティブリスト制」とは基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品を原則禁止する制度と規定されている。「いわゆる」という語句が付けられているように、ポジティブリストという用語については、その定義が確定していない状態で用いられている。ある場合には、ポジティブリストに掲載された物質は特段量の定めをせずに使用が認められる物質とも理解される。コーデックス委員会や外国の法律においては「ポジティブリスト」という用語は用いられていないため、ポジティブリストという用語は他の適切な表現に置き換えられるべきである。	日本生活協同組合連合会	189
24	1	暫定基準の法執行とコンプライアンスのために、“一律基準値”、“いわゆる汚染物質”、“不検出”、“抗生物質”、“合成抗菌剤”など可能な限り多くの用語について定義を与えるべきである。	日本生活協同組合連合会	189
25	1	基準値の表には、法の円滑な執行とコンプライアンスを図り、関係者等の活用に役立てるため、コーデックス基準と同様に、主な用途、ADI値（設定期間、設定年）及び残留物の定義を明示した資料を作成すべきである。なお、この資料を作成する場合には、アバメクチンのように、農薬と動物用医薬品とで用いられた場合の残留物の定義が異なる場合にはその旨を記載すること等も留意すべきである。	日本生活協同組合連合会	189
26	1	農薬と動物用医薬品の残留物の定義について教えてもらいたい。いくつかの場合において、オーストラリアで採用されている残留の定義は、Codex あるいは、他の国と異なる場合がある。いかなる違いも、オーストラリアにおいて MRL と日本の暫定基準案による他の国々との比較は、その数字の意味にインパクトを与えるであろう。例えば、同じ使用方法であっても、親化合物を残留の定義とするならば、MRL は 0.05ppm となり、いくつかの代謝物を含んだ複合代謝物を残留の定義とするならば、MRL は 2ppm となりうる。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
27	1	JMPR で評価されていない物質については、どのように対応するのか。参考とした、すべての MRL の一覧を提供すべきである。	E U	205
28	1	第一次案には基準が設定されている物質の記載がないが、確認する時に全体像が見えないため、一括して照合できることを希望する。	日本紅茶協会	214
29	1	「メソミル及びチオジカルブ」の基準値は2農薬の総和を「メソミル」換算で示されていますが、この中には「メソミルオキシム」も含まれていますか？このような農薬については、暫定基準が施行される際にすべて試験法が示され、それを見なければ測定対象成分は明らかにならないのでしょうか？	永山敏広	77
30	1	フェンバレレート等、現行基準では有効数字が二桁となっていたものがあったが、今回の一次案では有効数字が一桁に改められているのはなぜか。また今後、既存の基準についても、有効数字変更等の再編成の意向があるのか。	株式会社ニチレイ	89
31	1	国内又は国外で販売・使用禁止にされている農薬については、その残留基準を設けない。ただし、環境汚染により残留が避けられない農薬については、残留基準をNDとしてよい。	反農薬東京グループ	96
32	1	魚介類、卵、生乳、畜産物の残留基準について(1)水系に流入し生物濃縮率の高い農薬については、魚介類での残留基準が必要である。また、農薬と同じ成分を含む養殖用薬剤の残留基準も必要である。(2)飼料の栽培等に使用された農薬、農薬と同じ成分を含む動物用薬剤等が卵、生乳や畜産品に移行する恐れが大であるため、農薬残留基準の設定・強化が必要である。	反農薬東京グループ	96
33	1	毒性・残留性の評価がなされていない農薬・農作物については、残留基準を設けない。	反農薬東京グループ	96
34	1	日本における、農薬登録について、詳細を知りたい。我々としては、	Joh. Barth&Sohn	103

		ドイツやEUの基準値ができ次第、日本のMRLの設定をして欲しい。 [原文英語]	GmbH&Co.KG	
35	1	食糧の60%以上を海外に依存しているので、海外に広く作物及び畜水産品毎の暫定基準値案を示して合意を得て欲しい。農薬の有効性に地理的、気象的な違いがある場合、個別的な対応をして欲しい。	アヲハタ株式会社	108
36	1	従来は農薬残留基準と作物防除暦(登録農薬含めて)が分離していた。厚生労働省と農水省が一体となって双方の法律(項目)が一致するようにして欲しい。	アヲハタ株式会社	108
37	1	農薬が使用される作物は多岐にわたっており、その中にはマイナー作物と称する作物も多い。農薬の開発においては、まず主要作物での登録を行い、その後徐々に他の作物やマイナー作物に登録を拡大していくのが通常である。よって、一旦一定の作物に登録されてから、他作物への適用拡大が末端の要望に応じて頻繁に行われているが、今後適用拡大毎に残留基準の設定が必要となり、その事務作業量は膨大であるから、残留基準値の設定にあたっては、作物・食品群としての設定ができる制度の導入を要望する。米国及びEUにおいては、Group Tolerance や Group MRLs の設定を制度として行っている(申請者の選択性:個別作物毎か作物群か)。 (提案)欧米型の作物・食品群毎の残留基準設定を可能とする制度・運用の導入を提案する。ただし、従来通りの個別作物・食品毎とするか否かは申請者の選択とする。 1.作物の種類、残留量の程度などに応じて作物群を設定する。 2.作物群毎に作物残留データを作成する代表作物を設定する。 3.作物群としての残留基準設定を要望する場合は、代表作物での作物残留データを提出する。 4.提出された作物残留試験成績をベースに当該作物群共通の残留基準を設定する。 5.個別作物毎の残留基準設定を選択した場合は、当該作物毎の作物残留試験成績を提出する。 作物群及び代表作物については、アメリカの例や、農林水産省がマイナー作物対応で設定している作物群が参考になる。因みにアメリカではUS EPAが次の作物群(略)を設定している。	農薬工業会	120
38	1	リスト化にあたり農薬名を検索しやすい、使用者の立場にたったリストとしていただきたい。	丸紅株式会社	185
39	1	今回の暫定基準案では、残留する代謝物等が同じ場合、分析対象が同じものとなる農薬類がグループ化された基準となっており、すぐに、一般人(農薬のプロではない人)には個別の農薬にたどりつくのが非常に困難となっています。農薬名がすぐわかるような配慮をお願いしたい。(目次等では明示するとか)	丸紅株式会社	185
40	1	すでに正式な残留基準がある農薬についても、最終的には暫定基準のある農薬と総合的に検索、参照できるような全てを一覧できるようなリストの形にしていきたい。	丸紅株式会社	185
41	1	「MCPB と MCPB エチルの様に、残留する代謝物、分解物が同一物質となる場合には、その分解物、代謝物ごとに基準を作成する。」とあるが、どの代謝物、分解物が元はどの農薬成分に該当しているのか、具体的な成分名を明示してほしい。	株式会社加ト吉	13
42	1	例えばMCPBとMCPBエチルのように、あるいはジチオカーバメート系農薬のように、分解物や代謝物に当たる分析対象物質が同一になってしまう場合、その分解物や代謝物が元はどの農薬成分に該当しているのか、具体的な成分名を明示して欲しい。(同旨2件)	株式会社加ト吉・(社)日本冷凍食品協会	13・27
43	1	「ジチオカーバメート系のように農薬成分が異なるものの分析対象物質となる物質が同一とならざるを得ないものについては、分析対象物ごとに基準を作成する。」とあるが、分析対象物質として基準を設定した場	株式会社加ト吉	13

		合には、元はどの農薬成分が該当しているのか、具体的な成分名を明示してほしい。		
44	1	今回適用された暫定残留基準案の作成方法は、日本国内で生産された果物、野菜、シリアル残留農薬基準を管理するとともに、ニュージーランドのような貿易相手国の需要を考慮に入れており、大変バランスのとれた方法である。また、コーデックス基準を最優先に採用するという設定方法を強く支持する。しかしながら、輸入 MRLs の基準を作成されることを期待している。また、国外からの要請を可能にする農薬等の残留基準設定の要請に関するガイドラインは、日本の生産者とは異なるニュージーランドの害虫管理の方法を立証するために MRLs 改正を要請する際、非常に役立つと思われる。参考とする基準に変更があった場合、その変更を反映させ、新たな暫定 MRLs の追加、または現行の基準改正を(時間的に可能な限り)行うことが提案されているが、これを歓迎する。これは新しい農薬や追加的使用が世界中で引き続き開発されていること、そしてもし貿易相手国が適切な残留基準を設定しなければ、農産物貿易に影響を及ぼすことを認識するものである。	New Zealand Food Safety Authority	186
45	1	既に ADI が一杯であり、他に振り向けられる状況になっていない、フェニトロチオンの場合は、どうするつもりなのか、なんとも理解に苦しむ。	遺伝毒性を考慮する集い	192
46	1	農薬登録が存在しながら、ポジティブリストに記載されていない農薬種は、なぜ記載されていないのか。施用は可能だが、残留は認められないとの解釈でよろしいのか。	国産生薬株式会社	193
47	1	飼料添加物についての記載がほとんどなされていない。今後の策定過程の中で、どのように取り扱うか等の説明が必要ではないか。	日本生活協同組合連合会	189
48	1	ポジティブリスト制導入にかかる暫定基準(第一次案)の規則(案)に記載されている文書(8項目)として意味を理解するのに困難であるため、適切な解説などを付けるべきである。	日本生活協同組合連合会	189
49	2	ポジティブリスト制とは、本来、残留基準が設定されていない物質は検出されてはならないとする制度である。したがって、毒性データがない場合には、原則不検出とすべきであって、検出を許される一定の量は、検出限界量とすべきである。	神山美智子	158
50	2	ポジティブリスト制度は「残留基準が設定されていない農薬の物質は検出不可」と記憶しているが、「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会」の説明では、「基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度」とある。「質問」は不可なので致しませんが、なんとも奇妙なことで理解に苦しんでいます。	遺伝毒性を考慮する集い	192
51	2	ここでいう「基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度」の”原則として”の意味、運用面でなにかあるのか。ND という解釈であれば、過去に使用されていた農薬についても半減期等を考慮して全て基準が設定されていなければ、流通が禁止されるおそれがある。国内で栽培されたものでも、半減期の長い農薬が検出される場合がある。	国産生薬株式会社	193
52	2	輪作あるいは隣接圃場で別の作物を栽培していて、片方では基準値があり、他方はND(不検出)という基準であると汚染の問題が生じる。このような可能性があるものについては基準値設定に際し、配慮が必要と考える。(同旨2件)	製粉協会、日本製粉株式会社	208・212
53	2	ポジティブリスト制の対象外とされるものの例示を、定義を含めて、より詳しく書き出して欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27
54	2	ポジティブリスト基準項目は、全て代謝産物、分解物、異性体等を含めた総量としているのか。そうであれば、その個々の物質名を明らかにし、親物質の前に「総」を付け加えて欲しい。(DDT 総DDTなど)	宮下 隆	40
55	2	農薬と抗生物質という異なる性質の物質について、抗生物質等を「含	株式会社ニチレ	89

		有しないこと」とする従来の原則を維持したまま、今回の「いわゆるポジティブリスト制」としてひとまとめに適用することには無理があると考えられる。特に、動物用医薬品としての抗生物質は、従来より「含有しないこと」となっているが、一方で抗生物質(ストレプトマイシン等)の中には農薬取締法では農薬(殺菌剤)として取り扱われるものもあり、これらが農作物中から検出された場合、個別基準または一律基準値が適用されるはずである。また、「含有しない」では、検査方法及び検出下限値が不明確である。	イ	
56	2	現在の抗生物質は、「食品は、抗生物質を含有してはならない」とされているが、農薬等と同様に、原則として基準値を設けていただきたい	(財)食品産業センター	196
57	2	「食品は抗生物質を含有してはならない」との規則案から、一部の動物用医薬品、飼料添加物と同様、ポリオキシンもさきに提示された残留農薬等の暫定基準(第1次案)には収載されておりません。これらの収載されていない品目については一律基準が適用されるとのことですが、本来発がん性を有する等安全性に懸念のある物質と単に基準値未設定の物質を同一レベルで規制する必要はないと考えます。本剤は人畜毒性が低く、長期間の使用実績からも従来と同レベルで検出されなければ、人の健康に対する安全性は担保し得るものと考えられますので現在の分析方法(生物検定法)ならびに定量限界(0.1ppm)をもって基準値として採用いただきたく、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	科研製薬株式会社	110
58	2	「自然環境中の汚染」(Environmental Contaminant)とは、どのように定義されるのか。食品に一般的に含まれるレベルとはどの程度なのか [原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199
59	2	「前項において成分規格が定められていない場合であって農薬等が自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない。」の内容を明確にすべき。	日本紅茶協会	214
60	2	無機銅(硫酸銅、塩化銅、水酸化銅等)は、ミネラル類と同様にポジティブリスト制の対象外という理解でよいか。もし、一律基準が適用されるのであれば、自然界に存在するものどのように区別するのか。(有機JASでも認められている資材であり、仮に一律基準が適用されることになると有機JASの格付けがなされたものでも基準不適合が発生する可能性がある)	株式会社ニチレイ	88
61	2	亜リン酸(Phosphorous acid): オーストラリアは、亜リン酸と亜リン酸塩がUSAにおける一般的に安全と見なされている(GRAS)という条件から、除外されていることに注意する。この化合物は近年、APVMAよりFSANZへMRLを必要としない物質とするよう、勧告された。日本において、この物質の取扱はどのようになっているのか。[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199
62	2	銅、鉛や硫黄などの化合物など、古典的な農薬として使用されているものは開発された化合物ではないが、どのように取扱うのか。	日本紅茶協会	214
63	2	規則(案)の8にある、「実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し、基準値と比較することにより判定を行う」とあるが、この方法は、CCPRにおける不確実性の測定原則(measurement uncertainty)と一致しているのか[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199
64	2	基準値に従っているとの判断は、試験値を要求されているより、もう一桁多く計算し、最も近い桁で端数を四捨五入により行われる。これは、遵守の判断において、分析化学に通常使われている統計原則が全く使用されないことを意味し、深刻な懸念材料となる。	E U	205
65	2	登録保留基準が設定されている農薬のうち、ジクロシメット、フェノキサニル、フェントラザミド、オキサジクロメホン、ピロキロン、スピロジクロフェンの記載がない。	小川 邦彦	14
66	2	登録保留基準のある剤なのに、リストに載っていないが。	海外貨物検査株式会社	19

67	2	現在、残留基準値が設定されている農薬のうち、かなりの数が暫定基準案に記載されていなかったがこれらはどうなるのか。	小川 邦彦	14
68	2	登録保留基準で用いられている農薬名と、暫定基準案の農薬名が異なっているケースがある。特に、登録保留基準で2つの名前が併記されている場合は、特に1番目の農薬名を併記すべき。	小川 邦彦	14
69	2	末端需要での用途界面が判然としない薬食両用作物(オタネニンジン、シソなど)、ハーブ等(ルバーブ、カノコソウなど)はたまた、山菜等(ウド、トリアシショウマなど)今後栽培化移行が推定される農産物に関して、農薬残留基準ないし適用範囲の考え方の目安を、是非ご検討いただきたく。	国産生薬株式会社	147
70	2	生物農薬に関する記載がないが、「病虫害の防除のために利用される天敵」の範疇に入るのか。或いは本制度の対象外となるのか? 中国の茶葉産地では無公害茶園が拡大しており、これらの茶園では生物農薬が多く使用されている。	三井物産株式会社	136
71	2	生物農薬などは、「厚生労働大臣が指定する物質: ポジティブリスト制の対象外」の物質として指定されると考えますが、農薬取締法における登録されていない海外で使用されている薬剤(主に、有機野菜に使用されている薬剤)についての考え方を示していただきたい。例)マトリン(クララ根の抽出物): 中国で使用される場合がある	日本水産株式会社	155
72	2	微生物の生体を用いたものは、天敵と同様にポジティブリスト制の対象外という理解でよいか?(有機JASでも認められている資材であり、仮に一律基準が適用されることになると有機JASの格付けがなされたものでも基準不適合が発生する可能性がある)	株式会社ニチレイ	88
73	2	紅茶生産国において、有機農薬を使用しているとの情報があるが、この取扱いはどうするのか。	日本紅茶協会	214
74	2	登録抹消された対象物質はどのように見直しがされるのか?	養命酒製造株式会社	157
75	2	規則案8の実験値の取り扱いについて、最終的には質量分析計を使用することから、一桁多く求めることは無理な農薬もあると考えられる。検査現場では、「基準値を十分確認できる濃度まで求める」という事にならざるをえないのではないか。	奈良県保健環境研究センター	2
76	2	分析値として多く求めた一桁の扱いについては、四捨五入すべきではなく、そのまま比較すべきである。 例: 基準値0.1ppmということは0.1ppm以下という意味だが、実験値0.05でも0.14でも四捨五入して0.1ppmとなる。	奈良県保健環境研究センター	2
77	3	単に「不検出」とするのではなく、どのような方法で分析した場合のことか、その検出限界はどれだけかを明確にすることを要望します。	堀池俊介	128
78	3	不検出とするのは、ADIが設定できない農薬であることは当然としても、これまでADIが設定されており、登録保留基準や残留基準が設定されている物質で、その後で発がん性がみつかったもの(DDVPなど) 内分泌かく乱性が動物実験により確認されたもの(ピンクロゾリン) 耐性菌問題を最も多く発生させており、人畜共用であって、現在定められている基準を変更し、本来使用禁止を決めてゆくべきもの(オキシトラサイクリン) などについても、不検出とすべきである。また環境省が環境ホルモンとして疑われている化合物の例としてあげている物質(DDT他)は、原則として不検出もしくは検出限界を暫定基準値とするべきである。また同じく環境省が優先してリスク評価に取り組む物質は、不検出とすべきである。	神山美智子	158
79	3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、第1種特定化学物質(難分解性、蓄積性、長期毒性あり)に指定されている物質であり、環境省が平成14年度優先してリスク評価に取り組むとしている物質であるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
80	3	登録も失効し、昭和46年農林水産省令により販売が制限された有機	神山美智子	158

		塩素系農薬で、かつ環境省により、環境ホルモンの疑いがあるとされている物質であるから、現行基準どおりすべての食品について、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。		
81	3	別表1「食品中において『不検出』する農薬等」について、別表に記載された個々の物質の掲載理由を明記することが必要である。また、国内の生産現場等でこれらの物質の使用が法的に認められている場合には、リスク管理機関である農水省との協議により、法的な「使用禁止」措置が早急に図られるよう要望する。輸入食品等を含め、「不検出」の判断に際しては、欧州連合が設定している「最少要求施行限界値」と同等の検出値を、その拠り所とすべきである。	日本生活協同組合連合会	189
82	3	その他の不検出リストにある動物用医薬品に関しては、その使用を禁止し、食品から検出されるべきではないという点において、日本政府に同意する。しかし、当該物質からの残留を検出するための分析方法の感度は国によって異なっていること、また、EUはそのような物質の一部に関して、minimum requirement performance limitsを採用しているが、それらの物質もまた、食品生産動物への使用は禁止されている。	EU	205
83	3	今後も分析技術の進歩が見込まれるが、基準値案の「不検出」についても、分析方法や検出限界の変化(違い)による混乱が生じないように整理していただきたい。	(財)食品産業センター	196
84	3	法改正告示前に、「不検出」の品目を含め、全ての品目に関して公的分析法(検出限界明示)を設定して公開されるべきである。	製粉協会	208
85	3	「食品中において不検出とする農薬等」について、ND(不検出)の基準は、告示された分析方法での「定量限界」になるのか。或いは「検出限界」になるのか。(同旨2件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
86	3	不検出とされる物質の検査法の検出限界を明示されたいこと	(社)日本乳業協会	219
87	3	NDは本来、LLQ(Lower limit of quantitation)と同じもしくはそれ以上のレベルを認めないという意味である。問題は、LLQが検出技術に依存しており、その結果として、検査機関によって、また国によって、利用可能な設備次第で、その値が変わる可能性がある。また、装置の感度が上がるにつれて、低くなる傾向がある。LLQが下がると、残留の検出される可能性が上がる。よって、NDは貿易障壁の目的で使用される可能性がありうる。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153
88	3	基準値がN・Dとなる農薬については、公定分析法と同時に検出限界値を併記して欲しい。(同旨2件)	株式会社加ト吉・(社)日本冷凍食品協会	13・27
89	3	暫定基準の中に「不検出」の基準を有するものがありますが、これらについての検出限界は示されますか?検出限界が示された場合、その適否の判定は、検出限界未満で判断して差し支えありませんか?例えば、検出限界0.01ppmのとき、実験値が0.010ppmでは違反、0.0099ppmでは適と判断されますか?	永山敏広	77
90	3	残留基準がNDである農薬について(1)分析方法と検出限界値を明確にして、再度、パブコメを求めるべきである。(2)動物実験で、発癌性、催奇形性、生殖毒性の認められた農薬については、安全サイドにたった評価をすべきで、その残留基準を原則NDとすべきである。	反農薬東京グループ	96
91	3	海外より購入している農作物について、実際に使用されている農薬を調査した結果、今回発表されたポジティブリストにリストアップされていない農薬がいくつか見られた。(例えば、USAのイチゴに広く使用されている殺菌剤のチラムなど) リストアップされていない以上、暫定基準値及び今後設定される一律基準値の設定もないと思われることから、イチゴの残留農薬検査を実施し、もし検出された場合は検出値、検出限界を問わず輸入など流通することができなくなると考えられる。「人の健康を損なうおそれがない一定の量」を証明することはかなり困難を伴う(労力と時間を要する)ことから、現状世界で使用されている農薬につ	太陽化学株式会社	129

		いて、できる限りリストアップされ、基準値あるいは一律規準が設定されることを望みます。		
92	4	製品が日本のみでなく国際マーケットで流通する現在では、各国の基準が異なると残留基準の管理が困難である。CODEX等、国際標準を視野に入れて検討して欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27
93	4	Codex 及び多くの諸外国では、使用が認められた対象動物・農作物に基づき、卵、乳、肉その他の可食組織、農産物などに残留許容量を割り当てる、いわゆるフードバスケットの考え方をとっているようです。これらの諸外国では、その国の国民の各種食品に対する標準的な摂取量を考慮したうえで、基準値の設定がされていると理解しております。日本においても単純な平均ではなく、フードバスケットの考え方に基づく基準値の設定をお願いいたしたく存じます。フードバスケットを考慮することにより、最終基準値設定に際しても、暫定基準値から大きくかけ離れることはなく、国民の信頼を得るためにも、本方式の導入は望ましいものと考えられます。	畜水産品残留安全協議会	201
94	4	単純な平均値からではなくフードバスケットを考慮して、基準値算定を行うべき。各国の基準値を平均することは妥当性に乏しいと考えます。すべての規制当局において、MRLの設定はADIの設定からはじまるが、どの規制当局でもADI設定については同様の手法を用いていると思われれます。そのため、ADIの平均値からの単一の手法により暫定的にMRLを設定することは可能だと思われれますし、世界的にも最も一般的な手法は”マーケットバスケット”方式を用いたものと考えます。	日本イーライリリー株式会社	216
95	4	海外での水産物の養殖においては、抗生物質や合成抗菌剤以外に「路地池の土を殺菌する為の殺菌剤：石灰など」「養殖使用水を殺菌する薬剤：次亜塩素酸ナトリウムなど」「卵や稚仔の殺菌に使用する薬剤：マラカイトグリーン・ホルマリンなど」が使用されている場合があります。海外での水産物の養殖に使用する薬剤については、各国の法律に定める使用基準に従って使用され、残留していないことを基本として、輸入することが出来るとした考え方としておく必要があり、それを基準策定に反映させて頂きたい。	日本水産株式会社	155
96	4	農薬については、海外で栽培された作物の輸入を前提として、現在日本の農薬取締法や保留基準のリストに無い農薬も基準作成がなされている。しかし、水産物に使用する動物用医薬品は、海外各国で使用が認められている動物用医薬品を反映していないリストとなっており、各国基準とのハーモナイゼーションを取っていただきたい。	日本水産株式会社	155
97	4	他の外国基準がある場合であって、かつ、検出限界値を基準値に採用していない国の基準値との乖離が認められる場合は、検出限界値と等しい基準値を平均値の算出に用いるべきでないとする。	バイエルクロップサイエンス株式会社	76
98	4	外国基準の採用について、Codex 基準がなく、登録保留基準がないか、もしくは外国基準が登録保留基準を上回った場合の全てにおいて考慮する必要があると考える。日本政府が、なぜ平均値を採用するに至ったのかについて、明確な説明を求める。[原文英語]	米国大使館	79
99	4	ポストハーベスト農薬について、輸入を円滑にするため、高い数値基準が設けられている農薬があるが、これら残留基準は国産品に準ずる基準にする。収穫直前又は収穫後に使用する農薬は、残留量が高くなり、摂取量が増大することにつながるため、その使用を認めないよう国際的に取り決めることが求められる。国産米の場合、くん蒸剤臭化メチル由来の臭素の残留量が問題となり、貯蔵米については、低温貯蔵に改められた。小麦等の穀類へのEDBは、発癌性故に使用されなくなっている。神経毒性・環境ホルモン作用のある有機リン剤のポストハーベスト使用を止め代替技術を適用すべきである。	反農薬東京グループ	96
100	4	暫定基準の設定にあっては(1)コーデックス基準(2)登録保留基準(3)外国の基準を参考に作成するとのことですが、(1)(2)(3)の各基準の中で	河道前 伸子	152

		最も低い値を採用すべきと考えます。また、国内基準がなく外国の基準が複数ある場合は、その中で最も低い値を採用すべきと考えます。更に(1)(2)(3)の各基準がない場合は一律基準値を設定するというの理解できません。「不検出」あるいは個々の物質の検出限界値を採用するのが妥当と考えます。		
101	4	基準設定の原則的思考方を、昭和47年に食品衛生調査会毒性・残留農薬部会合同小委員会がまとめて公表した「食品中の農薬残留基準設定についての基本的考え方」を参考に定めるべきである。昭和47年考案の原則は、ADIから算出する基準と、残留実態調査結果の、どちらか小さいものを基準値とするというものである。したがって、現行基準、登録保留基準、国際基準、海外基準がある場合、その中の最小の値を採用するという原則を定めるべきである。なぜなら、食品中に残留する農薬、動物用医薬品、飼料添加物等は、本来食品汚染物であって、食品中に残留すべきものではないからである。このことは、PCBの暫定基準を設定したとき、本来食品中に含まれてはいけないことには変わりはないと、わざわざ通知しているのであるから、貴省としては当然承知しておられるはずである。	神山美智子	158
102	4	個々の暫定基準の設定に際して、国内の登録保留基準と諸外国の基準のうち、低い数値を採用すべきである。	反農薬東京グループ	96
103	4	諸外国における個別の基準値とADIとの関係について、正確な情報が得られていない場合、平均値を用いる根拠には乏しいものがある。国民の健康保護という基本的な観点に立ち、厳しく管理している国の基準値を採用すべき。なお、外国の基準を参考にする場合には、その基準が設定されたプロセス・方法等を十分に調査し、その数値が妥当なものか吟味することが必要である。	日本生活協同組合連合会	189
104	4	日本で登録のない農薬は、国際的な又は輸出国におけるADI評価に基づく残留基準と輸出国での流通品の残留実態調査で得られた平均値(又は中央値)のいずれか低い方を採用する。	反農薬東京グループ	96
105	4	暫定基準の中で、日本政府が提案している値の方が、EUで設定しているMRLよりも概して高くなっているが、ある組織や動物種については、EUよりも低い値が設定されている。また、場合によっては、選択された値が科学的見地からして疑問視すべきものもある。それは、食品から検出される残留量がADIと整合する場合としない場合があるからである。また、同じ食品に関しても、MRL値が種によって異なる場合もあり(例えば乳)消費者保護という視点には必ずしも当てはまらないように考えられる。また、EU製品を日本に輸出するという段階において、将来的に貿易問題となりうる可能性がある物質もある。今回の暫定基準が、EUにおいて徹底した科学的評価を経て設定されたものより低い例がある。説明資料には、定量限界もしくは外国のMRLが提案されている際、輸入食品の生産・流通や輸出国における当該農薬などの使用実態を勘案する必要がある場合は、その外国基準を適用する、と記述されている。この文章の意味ははっきりしないが、日本政府当局との当該MRLに関する協議において、前向きな要素となりうるだろう。	EU	205
106	4	登録保留基準よりも外国基準が総じて高く設定されている場合には、基準値として外国基準を採用すべきではないか。[台湾製日本語翻訳]	中華民国行政院	81
107	4	輸出国の基準と輸入国である日本の基準が異なると、輸出国側では安全とされる農産物も日本では違反になり、回収し廃棄しなければならないことも想定されます。そこで、輸入品が多くを占める農産物にあっては、主要な原産国の基準を採用するように要望します。もしくは、主要な原産国の基準を変更するように交渉し、日本の基準案と同じにすることを要望します。	堀池俊介	128
108	4	参考基準国の平均値を採用した場合、暫定基準値を超えるものが輸入されることがある。安全性と円滑な流通の双方を確保する観点から、少	製粉協会、日本製粉株式会社	208・212

		なくとも使用実態が明らかなものについては最も高い基準値の国のものを採用すべきと考える。(同旨2件)		
109	4	今回参考とされた外国基準を「科学的評価に必要な毒性試験などのデータに基づき残留基準が設定されている」数値として扱う場合、平均値ではなく最高値を暫定採用とし、日本におけるマーケットバスケット方式による基準値検討を行い正式決定する方法を取れないのか。また、平均値採用の場合、その数値より高い基準の国からの輸入において基準値オーバーの危険性をどう評価するのか。(同旨2件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
110	4	EPA が「免除」と認定した化学物質について対応し、また各化学物質について、それぞれ重要な貿易相手国の最大 MRL を採用することによって、アメリカの基準との齟齬もなくなり、小麦の輸入者にとっても安心材料となる。しかし、さもなければ、US の MRL が日本の暫定基準案より高いか、または暫定基準案が提案されていない化学物質が多数存在することとなる。(例は省略)[原文英語]	U.S. wheat associates	217
111	4	諸外国の基準値はその当該国での農薬使用法に基づき設定されていると考えられる。食品が輸入される際に、複数の国から輸入された食品を平均化し、流通させることはほとんどないと考えられることから、諸外国の基準値が異なる場合に単純平均値を採用した場合、高い基準値を有する国からの農産物の輸入を妨げる可能性があると考えられる。複数の外国基準を参考にする場合には、単純にその平均値を用いるのは妥当ではなく、貿易障害を避けるためにも輸入実態を考慮した数値を採用すべきと考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	76
112	4	平均値か、最も高い MRL を使用するのか 日本は、MRL 設定の際に AU, US, EU, NZ, CA の MRL の平均値を用いている場合が見られる。これは、日本は科学的な評価プロセスの結果、これらの MRL の設定方法を安全と認めていることを示している。ゆえに、オーストラリアは、最も高い個々の国の MRL を日本の MRL として採用することを提案する。なぜなら、この方法が、最も貿易を制限しないからである。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
113	4	海外基準値の平均を取るという、基準設定方法は、消費者の保護という観点と、科学的かつ実務的見地からして、疑問視すべき結果を導く場合が多い。複数の外国の基準値の平均を用いるという提案の根拠について問うべきである。これは、科学的な考察よりも、行政上の都合を反映しているように思われる。GAP に基づき、リスク評価を満たす最高の値を受け入れるよう提案するのがよい。	E U	205
114	4	各国の平均値を採用するのではなく、必要な輸出国の基準値のうち最大の値を採用するべきである。[原文英語]	U.S. wheat associates	217
115	4	韓国から日本に輸出される農産物が残留許容基準を超過して不利益を受けることがないように、また残留許容基準が未設定の農産物については基準の設定を要請し、残留許容基準が低く設定されている農産物に対しては上向き調整することを要請する。	駐日大韓民国大使館	119
116	4	韓国で基準があり、暫定基準案に含まれていないもの、また韓国の基準よりも暫定基準案が低いものが多数見受けられるので、韓国の水準に合わせるよう要請する。(基準値表別添)	駐日大韓民国大使館	119
117	4	諸外国で設定された「臭素残留量」より低い暫定基準値の設定は、非関税障壁となります。参考にした諸外国の「臭素残留量」について最高値での暫定基準値の設定をおねがいたします。	メチルプロマイド工業会	167
118	4	これまで日本で承認されている動物用医薬品は原則残留なしが条件であったため、暫定残留基準は各品目の定量限界値を参考とする、とのことですが、今回の「人の健康を損なうおそれのない量」を定めるという趣旨に立てば、定量限界値を参考にするのではなく、NOAEL や ADI から MRL を設定する方が科学的妥当性に基づいていると考えます。また、定量限界値は定量方法により異なり、さらに定量技術の進展に伴い、より	大日本製薬株式会社	154

		低値になる傾向があるため、残留基準の指標とするには相応しくない、と考えます。暫定残留基準値は外国基準がある場合には原則、外国基準を採用して下さるよう提案します。		
119	4	その他、ドイツの基準を参考に、ホップの MRL を再考してもらいたい (リスト) [原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG	103
120	4	諸外国における残留基準値に大きな差があった場合の設定について農薬の使用状況は、当該国によって様々であり、一般的に作物 (食品) 中の残留農薬の量は、当該国における農薬の使用方法 (GAP) の違いによる。 (提案) 参考国の MRLs 値に大きな差がある場合、 1. MRLs の設定根拠となった当該国における GAP を十分考慮する。例えば、その国での使用方法が日本への輸出・輸送のためのポストハーベスト (収穫後処理) の場合等 2. 当該国からの当該食品の輸入量が過去の統計から主である場合は、平均値ではなく、その国の MRLs が最大である場合、その数値を暫定基準値とする。	農薬工業会	122
121	4	ドイツに MRL がある物質すべてについて、ドイツの MRL と一致した HOP の基準を作ってもらいたい [原文英語]	S. H. Steiner, Hopfen, GmbH	132
122	4	暫定基準案には記載されていないが、現在ドイツで hop に使用されており、ドイツにおいて hop に MRL が存在する農薬について、ドイツの MRL と一致した基準を設定してもらいたい [原文英語]	S. H. Steiner, Hopfen, GmbH	132
123	4	また、暫定基準案に記載されていないが、ドイツにおいて MRL の設定されている物質のリスト (略) を添付する。これらの農薬は実際使用されていないが、ドイツにおいて MRL は設定されている [原文英語]	S. H. Steiner, Hopfen, GmbH	132
124	4	チェコの農薬のリストは、世界で最も厳しいが、現在のホップの防御の方法に一致している (この 5 月に EU と結んだ)。そちらの案では、スプレーしてホップに使用するものだけを言及して言えば、チェコの MRL と一致しており許容できる MRL が大部分である。しかしながら、基準のないものや、チェコより MRL が低い農薬もまたある。それは、Quinoxifen, Tebuconazole and Triadimenol であり、われわれは、これらの MRL が EU の基準と一致するよう調整することを望む。 [原文英語]	TOP HOP Ltd	133
125	4	特に、暫定基準 (第一次案) の中で、下記 (略) の農薬については、穀物の主要供給国である米国の基準より低く、コーデックス基準に沿った値でもありませんので、併記のコメントも勘案の上、穀物流通関係者と充分話し合い、また、生産供給側でそれらの農薬が果たしている役割の重要性をも見た上で、慎重に検討していただくことを要望します。下記の農薬の中で、とりわけアトラジン (除草剤) は、畑作農業で重要な役割を果たし経済的な生産、供給に役に立っている農薬ですので、主要な生産地である米国の基準への配慮を要望いたします。	アメリカ穀物協会	135
126	4	輸入数量が最も多いトウモロコシの物流を阻害することのないよう暫定基準値の設定等について、十分に斟酌頂きたい。また、「海外基準」を採用している小麦と同様に「海外基準」を採用すべきである。	飼料輸出入協議会	207
127	4	主要対日輸出国 (小麦については、アメリカ、カナダ、オーストラリア) が基準値を設定している農薬は、全て網羅してほしい。なお、アメリカについては添付資料 4、カナダについては添付資料 1 に示す農薬が今回の基準値案には含まれていない。添付資料 (略)	製粉協会	208
128	4	暫定基準値設定には、複数の外国基準の平均値が利用されていますが、例えば最高値基準の国の輸入占有率が多い農産物の場合は、実態にそぐわない基準設定がなされる可能性もあるのではないのでしょうか。これが農産物供給の支障となることを危惧しており、十分な配慮をする必要があると考えます。	Japan Food Information Center (JFIC)	137
129	4	・ Codex 基準の取り扱いについて必要に応じ Codex 基準より海外基準を優先させることを希望する。理由: Codex 基準は、基準値が確定する	シンジェンタジャパン株式会社	156

		までに多くの時間を要するため。		
130	4	・登録保留基準の取り扱いについて必要に応じ、登録保留基準より海外基準を優先させることを希望する。理由：登録保留基準の設定は作物群で一律に設定されるため、作物によっては海外の基準値と合わない作物があるため。	シンジェンタジャパン株式会社	156
131	4	・外国基準値採用の場合の平均値について必要に応じ(外国基準値採用の要望のある作物について)平均でなく当該輸出国の基準値を採用するよう望む。理由：平均値の場合、輸出国での使用に即した基準値が設定されない場合があり、諸外国からの輸入に支障をきたす可能性があるため。	シンジェンタジャパン株式会社	156
132	4	暫定基準の設定に際し、「複数の外国基準を参考とする場合には、その平均値を用いる」とされているが、単純に平均値を用いるのではなく、食品業界として実行可能なものとなるようにしていただきたい。	(財)食品産業センター	196
133	4	参考基準国が基準値を設定している農薬は全て網羅していただきたい。また、主要生産国での作柄状況等により、今後新たな国から輸入することも想定されるため、主要な農業生産国の残留農薬基準については、できるだけ参考値として採用するか、残留基準に関する情報を公開していただきたい。(特に中国については昨年の冷凍ほうれん草で問題になっており、情報公開をお願いしたい。)	日本製粉株式会社	212
134	4	加工ポテトについて、USはいくつかの農薬のトレランスを定めているが、日本は生鮮ポテトについて、MRLを設定しており、USの加工ポテトに対するトレランスより厳しい。日本へ輸出される加工食品へ、これらの農薬の使用は避けられないので、日本政府は日本へ輸出する加工食品に使用されている農薬について、引き続き使用できるよう、これらの農薬を認めてもらいたい。そして、もしこれらの農薬が使用されていても、その加工食品が止まらないようにしてもらいたい。[原文英語]	National Potato Council	187
135	4	とうもろこしやプロッコリーのように、アメリカないしはアメリカに準ずる基準を採用している中南米諸国からの輸入が大多数を占めるものについては、CODEX基準ではなくアメリカの基準値を採用すべきである。それが出来ない場合は、アメリカに日本政府として、CODEX基準を遵守するよう働きかけるべき。	師岡武浩	8
136	4	参考国がCODEX及び5カ国のみなのはなぜか。	(社)日本冷凍食品協会	27
137	4	EUの基準値も反映されているようなので、特に依存はない。[原文英語]	Muntons Malt(イギリス)	105
138	4	今回の案では、Codex基準がない場合には登録保留基準を優先して採用する、となっているが、この基準はどのように定められたのかについての説明もなく、また環境省が定めたとされるこの基準には輸入産品についての配慮がなされていない上、適切なリスクアセスメントがなされているとは理解していない。これら基準は、日本の環境に配慮したものであると考えられ、輸入産品に適用するとする日本政府の見解を求める。[原文英語]	米国大使館	79
139	4	今般暫定基準を設定するにあたり参考とした基準、国以外の国において、当該農薬が登録・使用され、当該国においてMRLsが設定されている場合、それらの数値も暫定基準設定において考慮していただきたい。 (提案)1.5ヶ国・地域以外のMRLsを考慮に入れる場合の対象農薬：今回暫定基準設定の対象となっている農薬・品目に限る(これらの農薬については、日本、Codex、5ヶ国・地域において、十分に根拠のある科学的な安全性評価が行われている)。 2.どのようなケースで5ヶ国・地域以外のMRLsを考慮するか。 特定の食品について暫定基準値案が提案されているが、その他の国で設定済みのMRLsが案より遙かに大きい場合。 特定の食品について暫定基準値案が提案されておらず、現状は未設	農薬工業会	123

		<p>定の予定であるが、その食品に5ヶ国以外では登録があり、何らかのMRLsが設定されている場合。</p> <p>2. 考慮する場合に必要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国でMRLsが設定されているとの公式な情報(当該国での官報等の写し) ・当該国で実施された作物残留試験成績のいずれか 		
140	4	<p>例えば、トウモロコシのように、今回の基準値案になく、また海外の基準値も設定されていないものについては、中国政府と協議の上、基準値を設定してほしい。参考までに、当該農薬名リストを提出する(略)。</p>	飼料輸出入協議会	207
141	4	<p>基準の設定の参考にした国は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど欧米偏重となっており、これらに国で生産及び食習慣のない食品については基準の妥当性について十分に考慮がなされていない。</p>	株式会社ニチレイ	89
142	4	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ国以外の基準値の採用について5カ国以外からの輸入が想定される作物に対し、輸出国の基準値の採用を希望する。理由:5カ国以外でも、当該国の試験結果を基にした基準値設定がされている国の基準値は暫定基準値として採用可能であると考えため。 	シンジェンタジャパン株式会社	156
143	4	<p>今回の暫定基準を作成するにあたり、参考としている諸外国の基準はCodex、USA、オーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランドであり、所謂茶の生産国が入っていない。穀物や畜産物の生産国が主で偏りがあり、茶類に関してはカバーされていない。茶類の生産国で実績のある国は、インド、スリランカ、中国、台湾、ベトナム、インドネシア、ケニアなどである。これらの国々は何れも、自国で茶に関する残留農薬基準を設定しており、又生産当事者でもあることから、茶の残留農薬暫定基準の設定に当たり参考となり得る情報を有していると思われる。少なくとも、茶に関しては、これら生産国の農薬使用・規制状況を入手の上、暫定基準設定の参考とすべきであると思われる。茶葉に関しては、EU(特にドイツ)は日本等他の茶消費国と比べ、非常に厳しい残留農薬基準を設定しており、あまり参考にはならぬと思われる。</p>	三井物産株式会社	136
144	4	<p>今回の暫定基準を設定するにあたり、参考としている諸外国等は穀物や畜産物の生産国に偏り、紅茶の生産国はカバーされていない。一方、紅茶の生産国で実績のある国は、インド、スリランカ、中国、台湾、ベトナム、インドネシア、パプア・ニューギニア、ケニア、マラウイ、アルゼンチンなどがある。今回の改定が使用されている化合物の全てをポジティブリストに上げようとする観点から見ると、これらの国についても情報収集を行い、整合性を取ることを希望する。なお、当協会による紅茶生産国の農薬の情報では、現在までのところ第一次案にないものとして67化合物(リスト添付)が判明している。</p>	日本紅茶協会	214
145	4	<p>大豆に関しては米国に次いで輸入量が多い(約25%)ブラジル大豆にはかなり多数の未登録農薬が見受けられる。採否をご検討いただきたい。別紙に他国情報も含めた追加希望農薬一覧表示す。政府機関(ANVISA)及びILSI(International Life Science Institutes, Brazil)の出版物に基づき未登録農薬を纏めた。添付資料あり。</p>	油糧輸出入協議会	215
146	4	<p>生産国で登録されている農薬、生産地で登録されている農薬、展着剤として使用されている農薬等について、暫定基準値を設定してもらいたい(別添略)</p>	(社)日本青果物輸入安全推進協会	218
147	4	<p>残留基準値は、実際の防除における使用頻度・残留性を加味して設定しているとのことであるが、中国等の輸出大国の使用基準と残留基準を、主に考慮に入れて欲しい。</p>	宮下 隆	42
148	4	<p>妊婦、心身発達途上の子供への影響を配慮した基準を設定する。</p>	反農薬東京グループ	96
149	4	<p>熱帯性果実については、今回参考とした5カ国以外の国への影響が大</p>	デュポン株式会社	25

		きいと思われるので、その対応方法を早急に示して欲しい。		
150	4	リストに載せる農薬は、特に農産物の輸入量の多い中国・台湾・タイなどの近隣諸国で使用基準のある農薬を全て網羅して欲しい。（同旨2件）	マルハ株式会社・(社)日本冷凍食品協会	26・27
151	4	MRLは本来ADIに基づいて設定されるものであり、食する機会の少ないものについて、基準値を一律にすることには同意できない。また、MRLが世界のいずれの国においても設定されていないものについては、当面残留基準値を設定せず、blankとしてもよいのではないか。	武田シェリング ブラウアニマル ヘルス株式会社	97
152	4	ADIの設定ができない物質、その他の基準値未設定の動物種/臓器・組織については一律基準値が適用されるのお話ですが、欧米では、ADIの設定ができない発ガン性物質などと、単に基準値未設定の物質とでは取扱が全く異なっており、前者は現時点で可能な分析方法での検出限界、後者は妥当なレベルでバリデートされた分析方法での検出限界で設定されていると理解しております。日本においても同様の考え方を取り入れていただきたく検討をお願いいたします。	畜水産品残留安 全協議会	201
153	4	既に現行基準が設定されている物質に関して、MRLの設定のない食品での暫定基準は、MRLの設定のある食品を参考に設定して頂きたい。	ベーリンガーイン ゲルハイムシ オノギベトメ ディカ株式会社	90
154	4	多くの諸外国では、標識体を用いた残留性試験の結果から、体内の残留性を最も正確に、しかも代表して示すことのできる臓器・組織、並びに化合物について残留性の指標にしようとの考え方が採択されています。動物薬における試験法の国際的共通化、残留規制に関する国際的基準値設定の動きの中で、日本でも基本的に諸外国と同様な考え方による基準値の設定をお願い致したく存じます。この方法により、主要臓器以外の基準値の設定無しでも標的組織の残留性をもって、他の組織の残留性が十分低いことを担保できるため、より現実的と思われます。さらに、主要対象動物以外の基準値につきましては、設定していない国がほとんどと考えられますが、この部分についても諸外国の考え方・方法に準じていただきたく存じます。	畜水産品残留安 全協議会	201
155	4	標識臓器、標識化合物を用いた基準値の設定、休薬期間決定 通常、標識臓器、標識化合物を用いて基準値が設定されるものであり、仮に、高い急性毒性作用（多くの動物用医薬品ではまれ）を持つ場合、一般に摂取されるマイナー組織が毒性学的に有意な残留濃度を有する場合にのみ、マイナー臓器に基準値を設定する意義がある。このように、一律基準値や、その他の基準値を設けようとする試みは、MRLによる残留規制と相容れない部分があります。マーケットバスケット方式を考慮すれば、マイナー組織や臓器MRLを設定する必要が無いと考えます。	日本イーライリ リー株式会社	216
156	4	基準値未設定の動物種/臓器・組織について、一律基準値（0.01ppmになるかもしれないという）を適用すると聞いているが、その物質に対して基準値が設定されている動物種/臓器・組織が存在する場合には、その他の対象動物に由来する臓器・組織についても日本人の標準摂取量の相対的比較に基づいて、未設定の動物種/臓器・組織の暫定基準値を設定して欲しい。とくに養殖水産物については、外国の基準が存在しない場合が多いので、畜産物との見合いで養殖水産物の基準値が不利にならないようにご配慮願いたい。	(社)日本動物 用医薬品協会	101
157	4	本案では、国内の基準がない場合に、諸外国における基準値を単純平均することとされたことから、食事全体の量から見て摂取量が非常に少ないと思われる牛、豚、鶏などの「その他の内臓等」におけるMRL値が、主として摂取される筋肉などに比べて著しく低い値となっているものが散見されます。また、その他の内臓等の数値が空欄となっているものも多数認められ、これらについて一律基準値を当てはめた場合には、前述と同様の矛盾が生じることが懸念されます。したがって、その他の内臓等におけるMRL値についても、フードバスケットの考え方に基づいて設	(社)日本科学 飼料協会	197

		定頂けますよう要望します。		
158	4	<p>マイナーな臓器 / 組織に対する特段の理由無しでの MRL 又は、一律基準値適用の是非について</p> <p>1. 主要臓器と比較して、1日あたりあるいは一人当たりのマイナー臓器の摂取量は非常に少量です。MRL が化学物質の慢性的な影響をもとに設定されている状況を考えると、例えば比較的残留の多いマイナー組織をたまたま摂取したとしても、公衆衛生上の有意な影響を及ぼさないと考えられます。単回あるいはたまたま平均より多く摂取するといった部分より、長期間の平均摂取量の方を重要視すべきだと考えます。</p> <p>2. マイナー臓器において、ある化合物の残留が検出されることがありますが、これらの臓器における残留量が規制目的で用いられる主要組織よりも高くなることはまれと考えられます。</p> <p>3. 対象組織として選択される臓器では特に高い残留を持ち、また高い頻度でヒトに摂取されます。肝臓と腎臓は化合物の排泄臓器であり、残留が蓄積します。脂肪（乳脂肪や卵黄脂肪）は脂溶性の化合物を補足します。一方、肉は比較的大量に継続摂取することから重要です。</p>	日本イーライリリー株式会社	216
159	4	<p>同類の畜産物における異なる動物での、同一基準値の暫定適用について</p> <p>作物の残留性に関する厚生労働省の案では、類似の食品カテゴリー毎に均一の基準を設定していますが、この考え方は動物にも応用できると思われれます。例えば、ほとんどの国では、様々な家畜由来の食品の平均消費量はカテゴリー内ではほぼ同様と考えられます。例えば、牛、豚、鶏、羊などの筋肉については、消費量はほぼ同一となります。そのため、個別の動物種に対する評価が定まっていない時点では、例えば牛の MRL を豚の暫定 MRL として使うことは可能かと考えます。</p>	日本イーライリリー株式会社	216
160	4	<p>薬事法基準値がある場合は、それを尊重するが、一部食用とする機会および量が少ないものについては再検討する。例えば、一部臓器で極端に薬事法の基準値が低い場合など、多臓器の値を参考とする。（日本では海外に比べ腎臓を食する機会が少ないにもかかわらず、腎臓の基準値が肝臓より低い場合、腎臓も肝臓に合わせるなど）</p>	武田シェリング ブラウアニマル ヘルス株式会社	97
161	4	<p>C O D E X 基準と登録保留基準が存在する場合、C O D E X 基準が優先して採用されているが、登録保留基準は広範に設定されているのに対し、C O D E X 基準では限定された特定の農産物にのみ基準値が設定されているため、結果的に作物間で大きな基準値の差が生じてしまう。従って、このような場合には登録保留基準をそのまま採用するか（類型1-2）、同系統の農作物に全てC O D E X 基準なみの水準で、基準を設定すべきである（類型6）。国内農産物の場合、農薬の使用方法を徹底して指導しないと混乱が起こるおそれがあるほか、輸入農産物の場合、輸出国に対して、基準値の差を納得させるための十分な説明ができないおそれがある。</p>	兵庫県立健康環境科学研究センター	31
162	4	<p>外国基準に大きな違いがある場合には、ばらつきを踏まえ、適切な値を採用する、ただし、合理的な理由がある場合にはその事情を勘案するという留意事項にある、「合理的な理由」とはどのようなものかが明らかでない。</p>	E U	205
163	4	<p>各分類毎の食品の基準の整合性を考慮するという、この項目の意図するものについても疑問である。これは、各分類の最高値に基づいて基準が設定されたならば効果的であるかもしれないが、平均値を採用した場合、おそらく効果的ではないだろう。</p>	E U	205
164	4	<p>「検出限界値をもって基準値として参照せず、一律基準値を適用する」ことは妥当ではなく、検出限界値をもって基準値としている場合でも、当該諸国地域におけるその作物に対する登録の有無あるいはその食品の部位における検出限界値を考慮し、設定されるであろう一律基準値を上回る値が設定されている場合には、検出限界値と等しい基準値であって</p>	バイエルクロップサイエンス株式会社	76

		も参考基準とすべきである。		
165	4	外国基準を採用するにあたり、検出限界値を持って基準を設定しているものは一律基準値を適用することのようですが、Codex 基準における検出限界値はそのまま基準値として採用しているのですか？	永山敏広	77
166	4	複数国の基準値の平均値を採用することについて、我々は疑念を抱かざるをえない。例えば、基準値に検出限界値を用いている場合には、その国において科学的な知見が得られていないからと考えられるが、科学的審査に基づいて定められた基準値と、この検出限界値が平均化されれば、科学的な知見に基づいた適正な基準値より低く設定されてしまうことになるからだ。日本側は、「一つの農産物に対し、大きな差異のある基準値が設定されていた場合には、適切な値を採用する」としているが、この例外規定がどのように適用されるのかを明示願う。[原文英語]	米国大使館	79
167	4	参考基準国のデータを利用した暫定基準値については、平均値を採用したものと特別扱いしたものとがある。特別扱いしたものは、その理由を開示願いたい。	製粉協会	208
168	4	「コーデックス基準なし」で「外国基準あり」の場合、類型が3通りありますが、国内登録がありながら、外国基準を採用する類型 3-2-1 や 3-2-2 に該当する場合の採用条件についてご教示下さい。	大日本製薬株式会社	154
169	4	基準値に「ほうれん草」の項目がないが、将来日本にほうれん草を輸出する場合、「other cruciferous vegetables」の基準が適用されるのか。[台湾製日本語翻訳]	中華民国行政院	81
170	4	薬事法ならびに海外での MRL が設定されていない動物種、臓器について、無理に暫定基準値を設定しない。また、一部の国で MRL が設定されているとしても、日本で食する機会のほとんどない鹿、山羊、兎、トナカイ、がちょう、雉、いわしゃこ、羊の乳、七面鳥の卵などにまでその海外値をもって国内基準値とする必要があるのか。特に魚介類において、薬事法基準値を1魚種に適応し、「その他の」に海外値を適応させているものが散見されるが、「その他」の値が1桁、2桁大きいものがある。輸入魚の多い昨今、どのような魚種がありうるか不明であるので、そのような基準値は設定すべきでない。	武田シェリング ブラウアニマル ヘルス株式会社	97
171	4	天然の物質や不活性の物質について明確な基準を設定してほしい。[原文英語]	U.S. wheat associates	217
172	4	綿実油:綿実油の暫定基準の根拠となった Codex の MRL には、crude oil と edible oil のものが混在しており、crude oil の MRL を食用油に適用すると緩いものとなり、edible oil の MRL を粗製油に適用すると厳しすぎるものになると思う。いずれにしても基準値案の対象が粗製油か精製油か明示する必要がある。	国立医薬品食品 衛生研究所	203
173	4	第1次案では、「許容値が高すぎ、農薬が結構残存しているかも」との印象を与えかねない。また、各国からも何故 Codex 基準値を部分的に採用したかとの疑問が呈される可能性がある。したがって、基準値は食用油にだけ適用される由であるが、全面的に Codex 基準値に準拠し、粗油(原油)と精製油(製品)の2基準値を採用されたい。	油糧輸出入協議 会	215
174	4	第1次案ではかなりの農薬は含まれており、感謝する次第であるが、厚労省が採用された5ヶ国中の米国、カナダ等大豆や菜種の基準値に関しても極小数であるが含まれていないものがある。明確な理由があるのであればその旨のご教示、若しくは採否をご検討いただきたい。	油糧輸出入協議 会	215
175	4	本案では19物質の飼料添加物について MRL の設定がなされております(別表略)。これらの物質については、「飼料添加物の評価基準(平成4年3月16日付け、4畜A第201号、農林水産省畜産局長・水産庁長官通知)」により残留試験が義務付けられており、「主たる試験の実施方法の概要」に示された試験方法による残留試験が実施され、農業資材審議会の厳正なる審議を経たのち、農林水産大臣から飼料添加物としての指定を受けております。また、残留試験における分析方法については、	(社)日本科学 飼料協会	197

		「この試験のためには相当の感度、精度及び再現性とは、検出限界 0.05ppm 以下、1～2ppm の添加回収試験における回収率 70% 以上、変動係数(標準偏差/平均値)0.1 以下のものをいう。」と規定されています。したがって、これら 19 物質のうち飼料への添加が認められている畜種において空欄部分がある 9 物質につきましては、指定時の検出限界値(別表 2-1～2-9 略)以上の数値を採用下さいますようお願いします。		
176	4	鶏・七面鳥・その他の家禽の卵ともに、卵黄の基準値が設定されていない。残留農薬等は主に卵黄に残留するので、全卵と一律基準値では不適切であり、全卵の 3 倍から 4 倍程度の基準値を設定するか、もし設定しないのであれば卵黄を削除してほしい。	綿貫智香	80
177	4	卵の組成は大まかに、卵黄 30%、卵白 60%、卵殻 10% です。抗菌物質等は主に卵黄に移行するので、全卵と卵黄の基準値が同じでは不適切です。卵黄の基準値は、全卵の 3 倍の値にすることを要望します。	堀池俊介	128
178	4	光学異性体やメチル化やエチル化した物質のように、有効部位が同一のものは、一括して取り扱うとのことだが、個別に取り扱う場合と一括で取り扱う場合、どのような判断基準によるのか。	日本紅茶協会	214
179	4	EPA はフルオキシピルのさまざまな種類に対して基準を設定している一方、暫定案は一つの一般的な用語のみをリストにしている。同様な例として、マンゼブを含む多くの化学物質は、ジチオカーバメート類の一般的項目に纏められている。このような状況で分かりにくいことから、暫定基準が同じ名前を持つ全ての種類に適用されるのかどうかを明確にすべきである。[原文英語]	U.S. wheat associates	217
180	4	国内登録がある農薬でも、暫定基準が設定されていない例がある。例えばリニユロンはどうか。	春雪さぶーる株式会社	12
181	4	「安全適正使用ガイドブック」で使用が認められている農薬については、全て基準値を設定しているか?	株式会社加ト吉	13
182	4	本改正案で動物用医薬品中サルファ剤の場合、個別物質別で 0.1ppm の基準が設けられているが、これは韓国の残留許容基準(立案予告案、総 sulfa 剤 0.1ppm)及び EU の基準(総 sulfa 剤 0.1ppm)と異なっている。個別物質に対して基準を適用する場合、混用使用の総残留量に対する基準適用問題など毒性学的な側面を勘案すると個別的な基準設定よりは、韓国のように総サルファ剤を設定して運用する方がもっと妥当ではないか。また、サルファ剤類は体内代謝や毒性発現量が相互似ている。一方、ストレプトマイシンやテトラサイクリンは総合基準を適用しているなど、基準適用方法面で一貫性を失っている側面がある。	駐日大韓民国大使館	1
183	4	肉類の基準に「(筋肉)」と「(脂肪)」の両方に基準が設定されています。この場合、筋肉と脂肪のいずれの基準にも合致しなければ適の判断はできないということでしょうか? 二重規制になってはいませんか?	永山敏広	77
184	4	日本の暫定残留基準値は定量限界値を参考としているため、ADI から MRL を策定している外国基準とは異なり、同一食品に用いる同一製品であっても外国基準との間に数十倍の乖離が認められ、多くの場合、日本の方が低い残留基準を要求しております。そのため、日本の暫定基準値が設定されている食品について、欧米から、欧米の MRL をクリアする食品を輸出してきても、日本の基準値を越える残留が認められる場合が多く生じると危惧され、不必要に食品の流通が妨げられることが危惧されます。これは、2005 年にハーモナイズ終了予定で、現在、日米欧三局で討議している VICH のガイドラインからも外れるものと存じます。また、同一製品でも、異なる種類の食品では類型 3-1 を採用したものと類型 5-1(または 5-2)を採用したものとがあるため、そこでも同様の乖離が認められます。具体的には、牛の筋肉の暫定残留基準が馬の筋肉のそれよりも高い例があり、実際の摂取量を考えた場合、牛肉の方が多量で、且つ連続して摂取すると考えられるため、ADI を用いず、定量限界値を参考とした暫定残留基準の設定方法には問題があると考えます。	大日本製薬株式会社	154

185	4	BST とエストロジオール17 については、天然型ホルモンであり、MRL 値の設定の必要のないもの（一律基準値の適用されないもの）と解釈いたしました。そうでない場合には、意見を述べさせていただきます。	日本イーライリリー株式会社	216
186	4	暫定基準が確定した後、この基準値を変更したい場合に、何を日本側に提出したらいいのか、回答願いたい。[原文英語]	米国大使館	79
187	5	製パン業者がパン中の残留農薬をコントロールすることは、全く不可能である。残留農薬をコントロールできる段階で、基準値が設定されるべきであり、暫定基準の設定は小麦と小麦粉の段階とすべきである。ちなみに、パン中の残留基準についてはコーデックスと米国において定められているがその他のカナダ、オーストラリア、EU ではその定めがない。	社団法人日本パン工業会	191
188	5	乾燥野菜（フリーズドライ野菜）は濃縮されることになるが、希釈される場合に適用される基準の算出方法に準じて計算した基準値を適用するのか。	宮坂醸造（株） 東久留米工場	3
189	5	加工品について、濃縮される例（濃縮ジュース、乾燥果実、乾燥野菜等）についての判断基準はどうなっているのか。	小川 邦彦	14
190	5	抗生物質・合成抗菌剤については、「食品・添加物等の規格基準」中の「食品一般の成分規格」で「抗生物質・抗菌性物質を含んではならない」となっているが、例外項目として基準に適合する原材料を用いたものはこの限りではない・・・との記載がある。これを、原材料では検出限界以下の残留であれば、基準に適合しているの、それらの原材料を用いた濃縮加工品では検出されても問題はない・・・と理解できるのか、否か。	(社)日本冷凍食品協会	27
191	5	Codex 基準が設けられているもの以外は、原則として、規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品の流通は可能としています。「原則」からはずれる場合はどんな場合を想定していますか？一律基準を超えた場合、例えば、ジャム、マーマレード、ジュース、ドライフルーツあるいは水煮、佃煮、つけものなどの加工品について、原材料が規格基準に適合していたか否かの判断はどのようにするのですか？ジュース類で、10%果汁では基準値の1/10で判断されることは理解できますが、ミックスジュースの場合やジャムなど濃縮される可能性があるものについての判断は難しいと思います。水分含量などからの判断になるのでしょうか？	永山敏広	77
192	5	加工食品を原材料に使用している場合、それらに基準が無ければ農薬の分析を行って結果を得ても判断できないので、一時農産物から最終の加工品に至るまでの全ての食品に対する暫定基準を適用していただきたい。	日清シスコ株式会社	95
193	5	加工食品と原料農産物の基準値の関連性が不明ではないか。特に、クローメコートでは、小麦5、ライ麦5、なたね5に対し、小麦粉2、ライ麦粉3、なたね油0.1（いずれもppm）となっている。これらの整合性はどうか。	日清シスコ株式会社	95
194	5	加工品の残留基準について(1)現在、加工食品の残留基準は、冷凍野菜が生鮮物に準じて設定されているだけであるが、食用油、蜂蜜、ジュース、酒類、乾物等の原材料に近い加工品については、原料農作物に使用される農薬等のすべてについて、これに準ずる残留基準を設定すべきである。(2)加熱調理を伴う加工食品について、その過程で、新に生成する農薬等の代謝・分解物で、有害性が判明しているものは、基準を設定すべきである。(たとえば、エチレンチオウレア)	反農薬東京グループ	96
195	5	今次規則において「成分規格に適合するもの以外の食品を原材料として食品の製造又は使用してはならない」と規定している以上、適切な原材料から製造された、または原材料を使用した食品は、本件に関わる安全性が確認されていると見るのが妥当であり、改めてその加工品について基準を設けるのは不必要な重複規制であり、また、関係者にとって過大な負担であります。	浜島 守男	109

196	5	<p>輸入加工食品は、輸出国（加工国）でその原材料が今次基準に適合していなくても、最終加工品として基準値以下であれば（あるいは基準がなければ）わが国で流通できることと考えます。国内で加工するものについてのみ、その原料に遡って厳しい基準を適用すれば、国内の加工業者は原料の調達に過大なハンデを負って食品を製造することになり、国際競争において敗北せざるを得ないこととなります。そこで、加工品で安全性が確保できるものについては、原料の基準値は不用にして頂くようお願いいたします。これが不可能であれば、基準値を世界各国の最低線まで緩和することとバスケット値を用いないことが妥当と考えます。</p>	浜島 守男	109
197	5	<p>加工食品を消費者が買い求める時、安全性はもちろん、簡便性、嗜好性ととともに一定の品質、適切な価格を求めており、第1次案の加工食品の基準適用案において述べられている1)一律基準によるスクリーニング、と2)一律基準を超えた場合は原材料として用いた農畜水産物毎に設定された残留基準をもとにその加工食品の最終的な安全を判断する、の2点は現実的かつ科学的妥当性に即した規制と十分なりえると考えます。しかしながら、「規格基準に適合した原材料を用いて製造又は加工された食品は、流通を可能とする」という原則条件に基づいて栽培段階からの農薬の使用管理を追及すると、高度加工品になればなるほど当然コストにはねかえることにならないでしょうか。また、加工食品の検査は、加工方法により分析手法を変える必要があり、統一的な検査が困難なのではないかと懸念されます。</p>	Japan Food Information Center (JFIC)	137
198	5	<p>加工食品のなかには抽出、乾燥等の製造工程で残留農薬が濃縮される製品がある。基準値の設定際としては、その特性を考慮され、審議いただきたい。</p>	社団法人 日本植物油協会	176
199	5	<p>2. 加工食品に対する基準値の設定について 〔意見〕メーカーがすべての加工食品の原料について規格基準を掌握することは困難なので、コーデックスで基準を設けているもの以外の加工食品に対しても、基準値を定めてくださることを要望します。 〔理由〕(1) 本案の考え方に従うと、農薬管理状況が把握できている原料、すなわち契約栽培している原料のみを使用した加工食品を製造、販売するか、あるいはすべての原料に遡って分析チェックを行う必要があります。しかしながら、1) 契約栽培された原料のみを使用することは現実困難と考えられます。2) 700にも及ぶ物質について原料まで遡ってチェックを実施して使用することはメーカーにとってほとんど不可能です。3) 厚労省案が施行されれば、消費者・流通からメーカーに対して原料の分析データを要求される可能性があります。上記理由によりメーカーとしてすべての項目について説明責任を果たすことは不可能な状況です。 (2) 安全性の確保は最終的にヒトが摂取する量を制限することにより達成されると考えられます。従って、原料ではなく加工食品での基準設定が適切であると考えます。 以上の理由から、コーデックスで基準が設けられているもの以外の加工食品に対しても残留基準を定めていただくことを要望します。</p>	味の素株式会社	179
200	5	<p>加工食品については、これまでの審議会等の資料で、原材料からの単純なる算術計算に基づく考え方が示されているが、加工工程によっては、そのような単純な考えではいけない場合もあると考えられる。個々の加工食品について、別途な考え方や実態があれば、それについても考慮の対象として頂きたい。</p>	社団法人全国清涼飲料工業会	182
201	5	<p>加工食品の残留基準の考え方「残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された加工食品は残留基準に適合する物とする」を明確に示し、徹底を要望します。また、加工食品のうち残留基準が設定された物のリストはわかりやすく別表とすることを要望する。すべての加工食品に個別の残留基準を定めることは無理とは思いますが、原材料の残留</p>	水野浩夫	195

		基準適合証明が加工食品の残留基準適合証明となるもの 個別に残留基準が設定されたもの・ ・があることが流過程で共通認識とならない心配がある。		
202	5	加工食品に係る基準設定については、「コーデックス基準があるものは暫定基準を設定し、規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品は流通を可能とする」という方針に沿って、加工食品の円滑な流通を確保していただきたい。	(財)食品産業センター	196
203	5	基準値が適用される加工食品の定義「食品分類」を明確にする必要がある。	製粉協会	208
204	5	基準値が適用される加工食品の定義「食品分類」を明確にする必要がある。	日本製粉株式会社	212
205	5	加工食品の残留基準値の考え方の原則は、今年1月に発表された Q&A の一律基準(個別に残留基準値があるものはそちらで判断) 原材料の残留基準値で概ね理解できる。ただし、具体例は6月に示されたりんごりんご果汁、小麦 うどんの2例のみと少ないので、もう少し具体例を示して考え方を説明していただくと理解が深まると考える。	日本製粉株式会社	212
206	5	欧州での基準は、人が直接摂取する食品での濃度基準で管理されており、その食品を製造するために使用する中間原料は直接食されるときに基準を満たせばよいことになっている。特に海外で低レベル加工された食品を日本に輸入して国内で最終加工を行う場合、最終的な食品においては残留が認められなくても、輸入製品の段階では残留していることも考えられる。一方で、海外で最終加工まで行う場合には、残留が認められずに済むため、国内の加工業者にとって大いに不利になると考えられる。これらを考慮し、農産物の原材料段階での規制ではなく、加工食品については、最終形態でのみ、あるいは最終形態までの全ての段階において、判断、規制するようにして欲しい。(同旨3件)	土屋一行(会社員)・(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン	11・17・18
207	5	加工食品について、「加工」と「無加工」の定義を明確にして欲しい。(同旨2件)	マルハ株式会社・(社)日本冷凍食品協会	26・27
208	5	原材料で検出限界以下でも、乾燥食品や濃縮加工品では、検出される可能性が出てくるが、対応はどうか。(同旨2件)	マルハ株式会社・(社)日本冷凍食品協会	26・27
209	5	数種類の原材料を用いた場合、検出された物質が、どの原材料由来であるかを特定し、検証することは実質的に困難である。また、種々の原材料が混ざることにより不確定要素が重なり、検出限界値が大きくなるのが考えられ、現状のように、10ppb レベルでの残留違反でも回収が命令されるような状況では、混乱が起こると考えられる。従って、複合原材料からなる製品の残留基準は、危害の可能性が明確である場合を除き、原則的に対象範囲外とし、従来通り原材料が規格基準に適合していることを基準とすべき、と考える。(同旨2件)	マルハ株式会社・(社)日本冷凍食品協会	26・27
210	5	残留農薬規定は、そのほとんどが各農畜産物のみ適用されており、その他の加工食品、一時加工食品や加工原材料、原材料および植物エキス等には、その範囲が及んでいない。たとえば、栄養補助食品等の最終製品および原材料は、生薬や植物成分を濃縮したものが数多く有り、その残留農薬基準を設ける必要がある。このような生薬及びエキス等は、欧州では一部医薬品として流通しているものもあり、ヨーロッパ局方4局(European Pharmacopoeia 4th Edition)を基に基準が設定されているので、これを参考に検討してはどうか。	インデナジャパン株式会社	6
211	5	コーヒーの基準値は生豆(なまめ)の段階で規制値を設けるのではなく、焙煎された状態で規制値を定めてほしい。	全日本コーヒー協会	8
212	5	2003年9月のJMPRでは加工食品については、原料よりも濃縮されるときにのみ設定する方針で合意したと聞いている。したがって小麦粉の0.5ppmと綿実油の0.05ppmは原料よりも低く今後削除されると考えられる。このことを考慮しこれらの値を採用する必要はないと考え	日本モンサント株式会社	111

		る。		
213	5	しょうが類は乾燥して用いられる場合もあるが、乾燥物の基準値はどのように考えればよいか？	養命酒製造株式会社	157
214	5	暫定基準では、クロロピリホスメチル、ピリミホスメチル、フェニトロチオンの3品目についてのみ、パンの基準が設定されているが、これ以外で小麦粉に設定されている13品目の農薬のいずれかがパンに検出された場合、その取扱が明確になっていない。このようなケースでは、原料、即ち、小麦粉に設定されている13品目の農薬のいずれかがパンに検出された場合、その取扱が明確になっていない。このようなケースでは、原料、即ち、小麦粉における基準値に基づいて取り扱われると、伺っているが、その通りであれば、パンではなく、すべて小麦粉の基準値だけで十分に安全性を評価できるものと考えられる。ましてや、高度な加工を有するパンに基準値を設定して、高コストな分析を要求することは、合理的ではないと考えられる。	社団法人日本パン工業会	191
215	5	トウモロコシを原料として海外で生産された加工食品及び畜産物等と原料トウモロコシとの整合性を保った基準値を設定していただくよう要望する。 参考文献：とうもろこしの保存及びコーンスターチ製造による収穫後使用農薬の減衰	飼料輸出入協議会	207
216	5	小麦と小麦粉の基準値の関係について、品目毎の減衰率は0～96%と開きがあるので、その設定根拠を説明願いたい。また、パン、小麦ふすまの場合に於いても減衰率に差が見られるので、同様にその設定根拠を説明願いたい。	製粉協会	208
217	5	加工食品の対象食品として提示されたものはCodex基準のあるものが示されたと理解しているが、「全粒パン」、「全粒粉」等の個々の加工食品の定義について明確にしておく必要があるのではないかと。（同旨2件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
218	5	加工食品は、「加工品中の農薬等の残留基準一覧」に示されているが、これらの製品については、基準が示された農薬を検査することで問題がないことを確認すると考えてよいか。	日本紅茶協会	214
219	5	健康茶、混合茶の原料には、穀物、野草等が使用されている。残留農薬基準の決められていない原料を使った加工食品はどのように考えたら良いか。	日本紅茶協会	214
220	5	加工食品と原料農産物の基準値の関連性が不明ではないか。特に、ククルメコートでは、小麦5、ライ麦5、なたね5に対し、小麦粉2、ライ麦粉3、なたね油0.1(いずれもppm)となっている。これらの整合性はどうか。（同旨5件）	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・95
221	5	加工食品に農薬残留許容基準設定の一貫として、食用油に基準を設けられることについては基本的に歓迎するところであります。しかし、食用油の生産・流通の実態を考慮し、以下に述べます理由により、CODEXと同様に粗油及び精製油の双方に基準を設定されることが適切と考えます。 理由 Codex には一般には精製油と粗油の両方に基準値が設定されている。これは、油種によって生産、流通、消費の実態が異なるため、それぞれに適合する措置が必要であるとの考え方によるものとする。一般に、消費者が直接に消費する食用油は精製油であり、人体への安全を考慮した基準値が設定されている。これに対し、粗油のほとんどはそのままでは食用に供されるものではないが、植物油の国際流通が粗油を主体に行われているため、輸入時における粗油の残留チェックの必要性があるため基準値が設定されているものとする。他方、オリーブ油のように、粗油に近い状態のまま食用に供されるものについては、このような区分を設けることなく基準値が設定されている。これらの事情を考慮	社団法人 日本植物油協会	177

		すれば、CODEXと同様の区分に基づいて基準値を設定されることが適切と考えるものである。ただし、CODEXには基準が設定されていない油種がある。例えば、日本ではゴマ油はほとんどがオリーブ油のように精製しないが、軽度に精製にとどめて食用に供されるが、これにはCODEX基準が存在していない。このような油種に関しては、類似の油種から推測して判断されることが必要であるので、今後の運用に当たって考慮いただきたい。		
222	6	大豆、ブラックベリー、クランベリー、ハックルベリー、上記以外のベリー類果実、べにばなの種子、なたね及び上記以外のオイルシードの現行基準値について、米国基準値を採用して修正すべき。	日本曹達（株）	115
223	6	ADI が等しいトリアジメホン、メタラキシル、メソミルの3農薬で、CODEX 基準値の採用により、基準が厳しくなるものと緩和されるものがある。未成熟えんどうにおいて、トリアジメホンとメタラキシルの基準値は、ADI が50倍厳しいモノクロトホスより低く設定されている。これらの理由は整合性のあるものなのか。	兵庫県立健康環境科学研究センター	31
224	6	基準値案は、「カルベンダジム換算で示している」との脚注にも係わらずカルベンダジム換算されていない。参考基準値の中で Codex、豪州、加国、NZ はカルベンダジム換算だが、登録保留基準と米国はチオファネートメチルとしての基準値である。従って、登録保留基準と米国基準を参考とする場合は、換算係数(分子量比: 191.2/342.4=0.558)を掛けて基準値を設定すべきである。	日本曹達（株）	114
225	6	現行の農薬の残留基準は、発酵茶(ウーロン茶・紅茶)は70農薬、不発酵茶(緑茶)80農薬であるが、今回の暫定基準には133農薬(暫定基準128+不検出5)となっている。その他の農薬は一律基準となるのか?	三井物産株式会社	136
226	6	摂取量の多い畜産物には、オキシテトラサイクリン・クロルテトラサイクリン・テトラサイクリンの和として0.2ppmという基準値がありながら、どうしてエビにはクロルテトラサイクリン・テトラサイクリンの基準値がないのか。食品間の整合性がないのでは。検疫所においても、上記2抗生物質については、検出限界ぎりぎりの0.02ppmでも輸入禁止にしようとしている。いち早く、上記抗生物質の基準値設定をお願いすると同時に、現在行われている検疫検査に対しても、検出限界ぎりぎりでも輸入禁止をしている対応をやめていただきたい。	加瀬 昭夫	78
227	6	TC,OTC,CTC について、水産物は OTC のみで MRL0.2ppm だが、畜産物は TC,OTC,CTC の和として 0.2ppm が設定されている。水産物と畜産物で基準が異なるというのは、消費者の安全の面から考えると、矛盾があるように思われる。畜産物に対する基準を水産物にも適用してもらいたい。	原田幸人	104
228	6	ベンツイミダゾール系の内寄生虫用剤であるフェバンテル(FBT)、フェンベンダゾール(FBD)、オックスフェンダゾール(OFD)の3剤は、組織残留物が類似していることから、食品中に残留する薬物の安全性評価は、これら3剤を1つのグループとして設定している。このように、グループでADIが設定されている物質には、グループMRLsという設定がなされている。更に、ベンツイミダゾール系の内寄生虫用剤にはアルベンダゾール、チアベンダゾール、フェンベンダゾールなどもあり、これらベンツイミダゾール系の内寄生虫用剤の毒性学的作用には、共通性がある。したがって、これらのMRLsについては、個別のベンツイミダゾール系薬剤ごとに設定するのではなく、一括したグループMRLsを採用すべきである。同様なことはアベルメクチン系統の抗菌性物質であるアバメクチン、イベルメクチン、モキシデクチン、エプルノメクチン、ドラメクチンについても行われるべきであると考え。	日本生活協同組合連合会	189
229	6	次の農薬がリストに載っていないので、加えて欲しい。(カスガマイシン、クロルベンズロン、ジアンガンマイシン、バリダマイシン、ブタクロール、ポリオキシシン、リバリリン、Thi lphanate-methyl、ゼータシペ	(社)日本冷凍食品協会	27

		ルメトリン)		
230	6	クロロタロニル:「かぶ類の葉」現行基準の記載が、0.05ppmのはずなのに0.02ppmになっているが、誤記ではないか。	株式会社エス・ディー・エスバイオテック	4
231	6	ホルクロルフェヌロン:ホルクロルフェヌロンについて、ホルクロルフェニユロンの誤記ではないか。	協和発酵工業株式会社	5
232	6	スルファジミジン:280スルファジミジン(sulfadimidine)と291スルファメタジン(sulfamethazine)とは同一物質では?	大阪府立公衆衛生研究所	7
233	6	フルアジナム:現行基準値が存在しないのに記載されているのはおかしい。	海外貨物検査株式会社	10
234	6	臭素:「臭素」の定義が明確でない。「臭素及び臭化メチル」との記載にするか、欄外に「臭素、無機及び有機臭化物の総和を臭素換算として示す」との記載が望ましいと考えられる。	小川 邦彦	15
235	6	「上記以外のなす科野菜」の分類について、登録保留基準との整合性が図られていない。時に農薬によって、「第一果菜類」、もしくは「第二果菜類」からの引用がなされており、統一すべきであると思うが如何か。	小川 邦彦	15
236	6	キザロホップ-P-テフリル:キザロホップ-P-テフリルを、「キザロホップエチル及びキザロホップ-P-テフリル」より分離することを提案する。 5ヶ国のうち豪州のみで登録と残留基準値があるが、国際的には同グループとしての評価が定まっていない。キザロホップエチルと同一の代謝物を生成すると予想されるが、親化合物のADIは厳密には異なるため、「キザロホップエチル及びキザロホップ-P-テフリルの総和をキザロホップエチル換算で示す」今回の案には疑問が残る。代謝物であるキザロホップ及びキザロホップ-Pのいわゆる酸では、ADIが設定されていないため、「暫定基準第1案の設定1(1)4残留する代謝物が同一の場合の取り扱いについて」の事例MCPの例とは異なると考えられる。	日産化学工業株式会社	16
237	6	キザロホップエチル:キザロホップエチル(ラセミ体)の光学異性体キザロホップ-P-エチル(R体)を対象物質名に加えることを提案する。 キザロホップエチルは世界各国で登録されているが、販売は日本に限定されている。一方、キザロホップエチル-P-エチルは約50ヶ国で登録、販売されている。キザロホップエチル及びキザロホップエチル-P-エチルの分析対象物、分析方法及びADIは同一であるため、米国、豪州、加国では両農薬に同じ評価方法で基準値が設定されている。	日産化学工業株式会社	16
238	6	1,2-dibromoethane、クロゾリネート、ジノターブ、フルピルスルフロンメチル、ホルモチオン:EUの基準値において、米及び麦に基準値があるはずなのに、参考として採用されていない。	海外貨物検査株式会社	21
239	6	インドキサカルブ:登録保留基準では、「根・茎類」に0.1ppmが設定されているが、これには'れんこん'や'くわい'等、その他の根・茎類が含まれているので、「上記以外の野菜」にも0.1ppmを設定して欲しい。	デュポン株式会社	25
240	6	インドキサカルブ:登録保留基準では、「だいこんの葉」に5ppmが設定されているので、「だいこん類の葉(ラディッシュを含む)」にも5ppmを設定して欲しい。	デュポン株式会社	25
241	6	ターバシル:たけのこには残留基準が設定されていないが、第1次案では現行基準として設定されている。	デュポン株式会社	25
242	6	ファミキサドン:レタス・ピーマン等で、アメリカのFederal Registerの基準(2003.07.02)が反映されていないので、反映をお願いする。	デュポン株式会社	25
243	6	ファミキサドン:「みかん以外のかんきつ類」には登録保留基準が設定されていないが、第1次案では「上記以外のかんきつ類果実」として2ppmが設定されている。	デュポン株式会社	25
244	6	メソミル・チオジカルブ:ばれいしょ、たまねぎ、すいかについて、類型1-1ではなく類型1-2を適用し、登録保留基準を採用して欲しい。	デュポン株式会社	25
245	6	ジチオカーバメートなど、系列名の表示では分かりにくいので、農薬単体名にして欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27

246	6	従来、登録保留基準として群で基準が決められていた作物群すべてについても、基準を設定して欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27
247	6	フタライド：農林水産省の農薬登録名が「フサライド」になっているので、統一して欲しい。	呉羽化学工業株式会社	29
248	6	モノクロトホス：未成熟いんげんは、CODEX基準を採用して暫定基準値0.2ppmとなっているが、体重50kgの人が1日に150g以上食べると、AD10.0006mg/kg/dayを超えてしまう。登録保留基準では0.05ppmとなっており、実態に即しているのではないか。	兵庫県立健康環境科学研究センター	31
249	6	シペルメトリン：おぐらの基準値は0.01ppmになっているが、全ての野菜の中で最も低い数値であり、日本人の摂取量、他の野菜における残留基準値を鑑みると、1~2ppmの間での設定が妥当であると考えられる。他の野菜との整合性を考慮して欲しい。	シーオン株式会社	32
250	6	シペルメトリン：マンゴー、パイナップルの基準値は0.03ppm、上記以外の果実は0.05ppmになっているが、日本人の摂取量、他の果実における残留基準値を鑑みると、1~2ppmの間での設定が妥当であると考えられる。他の果実との整合性を考慮して欲しい。	シーオン株式会社	32
251	6	メタミドホス：アスパラガス、おぐらの基準値は0.2ppmになっているが、日本人の摂取量、他の野菜における残留基準値を鑑みると、1ppmでの設定が妥当であると考えられる。他の野菜との整合性を考慮して欲しい。	シーオン株式会社	32
252	6	ジクロルプロップ：基準値案にジクロルプロップ及びジクロルプロップのEU欄の記載がないので加えて欲しい。[原文英語]	Nufarm Asia Sdn Bhd (Malaysia)	36
253	6	MCP、MCP-p：MCP及びMCP-pは、EUにおいて2004年1月に基準が設定されたので、暫定基準値案にも加えて欲しい。[原文英語]	Nufarm Asia Sdn Bhd (Malaysia)	37
254	6	カプタホール・キャプタン：不検出とされているカプタホールは、残留基準のあるキャプタンと同じ分解物(テトラフルイミド)であるが、もしこのテトラフルイミドが検出された場合、由来の特定が出来ないが、この場合の判断如何。個々の判断について、明記して欲しい。	宮下 隆	41
255	6	大葉(しそ)は、国内外においても、農薬使用実態・残留性の面から、「その他作物」として設定するのは不適切である。個別に設定して欲しい。	宮下 隆	44
256	6	メソミル・チオジカルブ：なつみかんの果実全体、上記以外のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なしにおいて、CODEX基準が採用されているが、日本において審査された登録保留基準値を採用すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	54
257	6	メソミル・チオジカルブ：鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が0.02ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれら家禽の卵から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.02ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	54
258	6	ホセチル：「未成熟えんどう」と「上記以外のナッツ類」の基準値は米国の基準値を参考として提案されており、これらの数値はホセチルのみに対する基準値である。したがって、規制対象化合物をホセチルと亜リン酸にすることは妥当ではない。	バイエルクロップサイエンス株式会社	Feb-5 4
259	6	ホセチル：「未成熟えんどう」と「上記以外のナッツ類」以外の基準値は、現行基準または登録保留基準を参考として提案されている。ホセチルの現行基準及び登録保留基準の規制対象化合物はホセチルと亜リン酸であるが、亜リン酸が肥料として使用されていることから、暫定基準の規制対象化合物はホセチルのみとすることが妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	Feb-5 4
260	6	ピリメタニル：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の	バイエルクロップ	Mar-5

		内臓等・及び乳では、豪州において基準値が 0.05ppm(乳にあつては 0.01ppm)と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの食品中における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物をこれらの家畜が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm (乳にあつては 0.01ppm) を設定する必要があると考える。	ブサイエンス株式会社	7
261	6	プロクロラズ：米(玄米)、とうもろこし、そばでは、EU(0.05ppm)とNZ(0.3ppm)における基準値の平均に基づき、0.2ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として0.3ppm が妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	55
262	6	プロクロラズ：上記以外のナッツ類では、EU(0.1ppm)と豪州(0.5ppm)における基準値の平均に基づき、0.3ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として0.5ppm が妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	55
263	6	フルキンコナゾール：小麦、日本なし及び西洋なし、鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉(脂肪)・肝臓・腎臓・その他の内臓等、鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵：豪州において0.02ppmの基準値が設定されている。この基準値は豪州における本化合物の定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、豪州においてはこれらに本化合物が登録されているため、本化合物を含有する農薬を施用した結果、当該基準値未満の濃度でこれらの食品中に本化合物が検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.02ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	55
264	6	フェンメジファミン：既に「フェンメディファミン」として本邦において農薬登録がされていることから、農薬名を「フェンメディファミン」に統一すべきと考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	56
265	6	フェンメジファミン：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓・乳、及び上記以外の陸棲哺乳類の乳では、豪州において基準値が0.1ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.1ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	56
266	6	フェンヘキサミド：牛・豚・羊・馬・山羊の脂肪では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.05ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	Feb-5 6
267	6	フェンヘキサミド：鱗茎類に保留基準0.1ppmが設定されている。上記以外のゆり科野菜には、鱗茎類に分類される作物が含まれることから、上記以外のゆり科野菜に保留基準に基づく0.1ppmを設定することが妥	バイエルクロップサイエンス株式会社	Feb-5 6

		当と考える。		
268	6	フェノキサプロップエチル：鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等では、豪州において基準値が0.1ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.1ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	57
269	6	フェノキサプロップエチル：鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が0.02ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれら家禽の卵から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.02ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	57
270	6	フェナミホス：カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.05ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	Feb-5 7
271	6	ピリデート：牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等、牛、山羊、羊、上記以外の陸棲哺乳類の乳、鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が0.2ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.2ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	58
272	6	パラチオンメチル：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等・及び乳では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの食品中における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.05ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	59
273	6	トリアジメホン：米、てんさいでは、EU(0.1ppm)と豪州(てんさいにおいては米国)(0.5ppm)における基準値の平均に基づき、0.3ppmが提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として0.5ppmが妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	60
274	6	トリアジメホン：上記以外の穀類では、CODEX基準に基づいて0.1ppmが提案されている。CODEX基準の規制対象化合物はトリアジ	バイエルクロップサイエンス株式会社	60

		メホン本体のみであるが、登録保留基準の規制対象化合物には、代謝物トリアジメノールが含まれている。残留基準の規制対象化合物にトリアジメノールを含む場合、トリアジメノールのCODEX基準である0.2ppmを採用すべきと考える。		
275	6	トリアジメホン：ねぎ、ピーマン、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、上記以外のうり科野菜、すいか、メロン類果実、まくわうり、未成熟えんどう、上記以外の野菜、マンゴーにおいて、CODEX 基準が採用されているが、日本において審査された登録保留基準値を採用すべきである。	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	60
276	6	トリアジメノール：とうもろこしでは、豪州(0.01ppm)、米国(0.05ppm)とNZ(1ppm)における基準値の平均に基づき、0.4ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なることから、平均値を採用することは不適切と思われる。よって、NZ基準値を採用して1ppmが妥当と考える。	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	61
277	6	トリアジメノール：米、そばでは、豪州(0.01ppm)とNZ(1ppm)における基準値の平均に基づき、0.5ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらに豪州における基準値は検出限界値に設定していることから、豪州における基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として1ppmが妥当と考える。	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	61
278	6	テブコナゾール：にんにくでは、豪州(0.01ppm)とNZ(0.2ppm)における基準値の平均に基づき、0.1ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらに豪州における基準値は検出限界値に設定していることから、豪州における基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として0.2ppmが妥当と考える。	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	62
279	6	デスメジファム：既に「デスメディファム」として本邦において農薬登録がされていることから、農薬名を「デスメディファム」に統一すべきと考える。	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	63
280	6	チアクロプリド：2003年9月26日付けで、米国において次の基準値が施設定されているので、採用して欲しい。綿実0.02ppm、牛・羊・馬・山羊の筋肉0.03ppm、牛・羊・馬・山羊の脂肪0.02ppm、牛・羊・馬・山羊の肝臓0.15ppm、牛・羊・馬・山羊の腎臓・その他の内蔵等0.05ppm、牛・羊・山羊・上記以外の陸棲ほ乳類の乳0.03ppm。	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	64
281	6	ジフルフェニカン：鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内蔵等、及び鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が0.02ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.02ppmを設定する必要があると考える	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	65
282	6	ジクロホップメチル：牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等、及び鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.05ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロツ プサイエンス株 式会社	66
283	6	ジウロン：バナナ、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、綿実、さ	バイエルクロツ	67

		とうきびでは、登録保留基準に基づいた基準値が提案されているが、大部分を輸入に依存していると考えられることから、海外基準を参考にすべきと考える。	ブサイエンス株式会社	
284	6	ジウロン：アスパラガスでは、登録保留基準に基づいて 0.05ppm が提案されているが、米国及びカナダでは 7ppm が、豪州では 2ppm が設定されている。諸外国の基準値が大きく異なることから、米国及びカナダの基準値を採用し、7ppm が妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	67
285	6	ジウロン：上記以外の穀類では、登録保留基準に基づき、0.05ppm が提案されているが、米国で 1ppm、豪州で 0.1ppm が設定されている。これら 3カ国の基準値が異なることから、米国の基準値 1ppm が妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	67
286	6	カルバリル：ブロッコリー、カリフラワーは海外基準値の平均値が採用されているが、当該作物は米国での生産量が多く、また米国からの輸入量も多いため、基準値としては米国の基準値 10ppm が妥当であると考えられる。	バイエルクロップサイエンス株式会社	68
287	6	カルバリル：アスパラガスは海外基準値の平均値が採用されているが、当該作物は米国・豪州での生産量が多く、また両国からの輸入量も多いため、基準値としては両国の基準値 10ppm が妥当であると考えられる。	バイエルクロップサイエンス株式会社	68
288	6	カルバリル：マルメロ、びわは海外平均値が採用されているが、本罪は米国において当該作物における作付け面積の 20% 以上で使用されていることから、米国の基準値 10ppm を採用することが妥当であると考えられる。	バイエルクロップサイエンス株式会社	68
289	6	オメトエート：バナナでは、海外基準値平均が採用されているが、豪州及び NZ では 2ppm が、EU では 0.2ppm が設定されている。諸外国の基準値が大きく異なり、またバナナの輸入実態を考慮すると、豪州及び NZ の基準値を採用し、2ppm が妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	69
290	6	オメトエート：小麦、大麦、ライ麦、そば、上記以外の穀類、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、上記以外のオイルシード牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等、及び牛・羊・山羊・上記以外の陸棲ほ乳類の乳、鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が 0.05ppm と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物を作物に施用した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm を設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	69
291	6	エンドスルファン：ばれいしょ及びてんさいにおいて、CODEX 基準が採用されているが、日本において審査された登録保留基準値を採用すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	70
292	6	イミダクロプリド：小豆類、えんどう、そら豆、上記以外の豆類、未成熟いんげん、未成熟えんどう、ばれいしょ、だいこん類の根、かぶ類の根、ごぼう、サルシフィー、にんじん、パースニップには登録保留基準が設定されているが、これら食品の米国からの輸入を考慮し、これら作物の基準値として米国基準値の採用（それぞれ 2003 年 6 月 13 日に値が上方修正）が妥当であると考えられる。	バイエルクロップサイエンス株式会社	71
293	6	イミダクロプリド：綿実では、豪州(0.02ppm)と米国(6ppm)における基準値の平均に基づき、3ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらに豪州における基準値は検出限界値に設定していることから、豪州における基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として 6ppm が妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	71
294	6	イプロジオン：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の	バイエルクロッ	72

		内蔵等では、豪州、EU、米国（羊の腎臓にあってはカナダも）における基準値の平均に基づき、基準値案が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらに豪州、EUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、豪州、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として最大値が妥当と考える。	ブサイエンス株式会社	
295	6	イプロジオン：牛・豚・羊・馬・山羊の脂肪、鶏・あひる・七面鳥・うずら・がちょう・雉・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・脂肪・肝臓・腎臓・その他の内蔵等、及び鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、EU及び米国における基準値の平均に基づき、基準値案が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として米国の基準値が妥当と考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	72
296	6	イソキサフルトール：さとうきび、牛・羊・山羊・上記以外の陸棲ほ乳類の乳では、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、さとうきびでは本化合物が登録されている他、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれら家禽の卵から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	73
297	6	アジンホスメチル：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内蔵等では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物の定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を動物が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.05ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	Feb-7 3
298	6	アシュラム：さとうきびは、米国における基準値が1ppmに上方修正された。これに伴い、さとうきびの基準値を1ppmにすべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	74
299	6	アシュラム：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物の定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を動物が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.05ppmを設定する必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	74
300	6	アイオキシニル：さとうきびでは、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物の食品における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、さとうきびでは本化合物が登録されていることから、本化合物を含有する農薬をさとうきびに施用した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でさとうきびから検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	75
301	6	スピロジクロフェン：登録保留基準が設定されているにもかかわらず、今回暫定基準案が示されていないので、加える必要があると考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	76
302	6	プロパキザホップ：本化合物は、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。これら基準値は、豪州における本化合物の	バイエルクロップサイエンス株	76

		食品における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物は豪州国内で登録されていることから、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。	株式会社	
303	6	メトスラム：本化合物は、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。これら基準値は、豪州における本化合物の食品における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物は豪州国内で登録されていることから、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	76
304	6	霊芝は、現行の残留農薬基準にはカテゴリーがあるのに、暫定基準には掲載されていない。将来、日本向け霊芝の残留農薬検査は、現行の基準のみをクリアすればよいと解釈していいか。(国民待遇原則に合致することにもなる) [台湾製日本語翻訳]	中華民国行政院	81
305	6	フェンプロパトリン・シロマジン・クロルフェナピル：これらの薬物は、豆類（大豆、小豆類、えんどう等）について個別基準が設定されているが、未成熟豆類（えだまめ、未成熟いんげん、未成熟えんどう等）はいずれも一律基準となっている。海外では、未成熟豆類についても上記豆類と全く同様の目的でこれらの農薬が使用されている実態があり、「豆類」と同様に個別基準の設定を行うべきである。	株式会社ニチレイ	83
306	6	オキシカルボキシン：当該薬物は、「未成熟いんげん」と「上記以外の野菜」のみに基準が設定されているが、マイナーな食品にのみ一律基準の50～500倍の基準値を設定するという考えは理解しがたい。海外では葉菜類、いんげん以外の未成熟豆類（未成熟えんどう、えだまめ）等に使用されるケースもあり、これらについても同等の基準(5ppm)の設定を行うべきである。	株式会社ニチレイ	84
307	6	トリアジメホン：さやえんどう（未成熟えんどう）においては、登録保留基準が1ppmと設定されているのに、Codex基準(0.05ppm)が採用されている。本農薬は、さやえんどうのうどん粉病防除に有効であることを勘案すると、登録保留基準を採用すべきである。また、トリアジメホンは代謝によりトリアジメノールが生成されることが知られているため、と同様、トリアジメホンに基準が設定されている食品については、トリアジメノールに付いても個別の基準の設定を行うべきと考える。	株式会社ニチレイ	85
308	6	バリダマイシン：今回は収載されていないが、海外では使用実態があるため、個別基準の設定を行うべきである。日本で登録もある。	株式会社ニチレイ	88
309	6	メタアルデヒド：今回は収載されていないが、海外では使用実態があるため、個別基準の設定を行うべきである。日本で登録もある。	株式会社ニチレイ	88
310	6	オルトフェニルフェノール：CODEX や EU、アメリカに基準がある本化合物がリスト上にないのはなぜか。 [原文英語]	南アフリカ大使館	91
311	6	シヘキサチン：基準値案では「不検出」となっているが、Codex や EU、アメリカでは基準値が設定されている。「不検出」として理由如何。 [原文英語]	南アフリカ大使館	91
312	6	ターターエメチック：アメリカの3.5ppmが反映されていない。 [原文英語]	南アフリカ大使館	91
313	6	チアベンダゾール：Codex をはじめとした諸外国で基準値が設定されているのに、採用されていない。おそらく、食品添加物として規制されていると推測されるが、我々の柑橘会社にとって、5ppmより大きい基準が設定されることが重要である。	南アフリカ大使館	91
314	6	チアベンダゾール・オルトフェニルフェノール：チアベンダゾールとオルトフェニルフェノールは、添加物として取り扱うのか、この2つのMRLはどうなるのか。	南アフリカ大使館	91
315	6	プロクロラズ：基準値案では、レモン、ライム、グレープフルーツに10ppm、その他の柑橘類に5ppmが提案されているが、我々の情報では、Codex は基準値5ppmがオレンジにしか適用されておらず、EUにおいて全ての柑橘類に10ppmが設定されている。従って、その他の柑橘類には、	南アフリカ大使館	91

		10ppm を適用すべきである。[原文英語]		
316	6	<p>エスフェンバレレートとフェンバレレート：エスフェンバレレートとフェンバレレートについては同一にあつかい、一つの暫定基準とすべきである。</p> <p>(1) エスフェンバレレートはフェンバレレートの4異性体の1成分であり、それぞれに異なる基準の設定では矛盾が生じる。(2) また、平成14年4月17日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会残留農薬部会残留農薬調査会において、両剤のADIを0.018mg/kg/dayとすることで了承されている。</p>	住友化学工業株式会社	92
317	6	ジメトエート：かぶ類の根、キャベツ、たまねぎ、上記以外の野菜については、国内登録作物であるため、CODEX 基準ではなく、登録保留基準を暫定基準として優先すべきである。	住友化学工業株式会社	92
318	6	カルフェントラゾン：ホップの基準値0.3ppmがない。これはアメリカのSection 18 例外規定において使用が認められている農薬であり、近い将来正式に登録される予定なので、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee	94
319	6	アメリカのホップの基準値より、日本の暫定基準値案の方が大きかったケースが14件あったが、中でも特に関心のある5つについて列挙する。グリホサート、メタラキシル、ミクロブタニル、トリフロキシストロピン。これらは、アメリカのホップ業界において重大な意味を持つため、再考を願いたい。[原文英語]	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee	94
320	6	キノキシフェン：ホップの基準値3.0ppmがない。これは、2003年9月にアメリカで新しく登録された農薬であり、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee	94
321	6	スピロキサミン：アメリカのFederal Registerにおいて、2003年12月10日、ホップに50ppmが提案された。暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee	94
322	6	チアメトキサム：ホップの基準値0.1ppmがない。これはアメリカのSection 18 例外規定において使用が認められている農薬であり、近い将来正式に登録される予定なので、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee	94
323	6	テブコナゾール：ホップの基準値4.0ppmがない。これはアメリカのSection 18 例外規定において使用が認められている農薬であり、近い将来正式に登録される予定なので、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee	94
324	6	ホルペット：ホップの基準値120.0ppmがない。これが、2004年までに、アメリカでインポートトレランス制度に基づいた基準が設定される予定であり、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee	94
325	6	アセフェート・メタミドホス：アセフェートはメタミドホスに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、アセフェートに基準が設定されていても、メタミドホスに基準が設定されていない食品が数多くあり、矛盾が生じるのではないかと。両者のADIはアセフェート0.03mg/kgbw/day、メタミドホス0.004mg/kgbw/dayであり、代謝面・毒性面を考慮すると、メタミドホスの毒性がアセフェートの10倍程度強い。アセフェートに基準値があるが、メタミドホスには基準値がない農作物については、代謝率・毒性面を考慮し、アセフェートの基準値の10分の1程度の値をメタミドホスに設定するのが妥当と考える。	サントリー株式会社	98
326	6	カルベンダジム・ベノミル・チオファネートメチル：殺菌剤ベノミルおよびチオファネートメチルは世界中で汎用されており、これらの代謝物かつ有効成分であるカルベンダジムを含め残留する可能性がある。今回これら3成分合算の暫定基準値がすべての農作物に設定され、ほとんどの農作物については数ppmレベルの基準値が設定されてが、「上記以外	サントリー株式会社	98

		の果実」では0.1ppmとなった。「上記以外の果実」の基準値はcodexを参考に設定されたことになっているが、codexに「上記以外の果実」という明確な項目はない。他の「上記以外の」という品目についても、全て登録保留基準が採択されていること、「上記以外の果実」でも主要な果実と同様の使用実態があることから「上記以外の果実」も登録保留基準を参考とするのが妥当である。		
327	6	トラロメトリン・デルタメトリン：トラロメトリンはデルタメトリンに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、トラロメトリンに基準が設定されていても、デルタメトリンに基準が設定されていない食品が数多くあり、矛盾が生じるのではないかと。代謝物に別途基準がある農薬については、代謝率・毒性面を考慮し基準値を設定していただきたい。	サントリー株式会社	98
328	6	トリアジノン、トリアジメノール：代謝物に別途基準がある農薬については、代謝率・毒性面を考慮して基準値を設定していただきたい。	サントリー株式会社	98
329	6	トリクロルホン・ジクロルボス：トリクロルホンはジクロルボスに代謝されるが、これは考慮されているのか。第2次案では、トリクロルホンに基準が設定されていても、ジクロルボスに基準が設定されていない食品が数多くあり、矛盾が生じるのではないかと。代謝物に別途基準がある農薬については、代謝率・毒性面を考慮して基準値を設定していただきたい。	サントリー株式会社	98
330	6	233 あったぶどうの基準のうち、アメリカの基準よりも厳しい基準が設けられている28について、現在在京アメリカ大使館等を通じ、ぶどうの国際貿易に支障があることを証明しようとしている。追って対応をお願いしたい。[原文英語]	Bryant Christie Inc.(California table grape commission)	100
331	6	ぶどうの基準値について、17つのアメリカの基準について、暫定基準案にないことが判明している。アメリカ政府を通じて、リストをお届けするので、ご査収、再検討願いたい。[原文英語]	Bryant Christie Inc.(California table grape commission)	100
332	6	ぶどうの基準値について、アメリカで基準値がないのに、日本で設定されていた例が1例見つかった。この化合物は安全であり、基準値の削除を政府を通じて要求するのでご留意願いたい。[原文英語]	Bryant Christie Inc.(California table grape commission)	100
333	6	カズサホス：次の基準値の追加をして欲しい。フィリピン基準値（パイナップル）、ブラジル基準値（コーヒー、ぶどう）	FMC Corporation(USA)	102
334	6	カルフェントラゾンエチル：次の基準値の追加をして欲しい。US期限付き基準値(ばれいしょ、Sweet potato、Japanese radish(root&leaf)、さとうきび、長いも、にんじん、アーティチョーク、Turnip(root&Leaf)、Horseradish、Burdock、サルシフィー、チコリ、しょうが、パースニップ、パセリ、Other umbelliferous vegetables、その他のいも類、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む)、にんにく、その他のゆり科野菜、レタス、セロリ、Spinach、エンダイブ、その他のせり科野菜、キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、はくさい、芽キャベツ、ケール、その他のあぶらな科野菜、未成熟いんげん、Beans, dry、未成熟えんどう、えんどう、大豆、トマト、Pimento、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類、その他のうり科野菜、らっかせい、さとうきび、オクラ、グレープフルーツ、ライム、その他の柑橘類果実、キウィー、ひまわりの種、Safflower seed、Rape seed、その他のオイルシード、Pistachio、茶、コーヒー豆、カカオ、オリーブ、Fig、Vanilla、ココナッツ、Ti(Leaf&root)、Kava)、EU基準値(未定)(ホップ)、ブラジル基準値(その他の柑橘類果実、さとうきび)	FMC Corporation(USA)	102
335	6	カルボスルファン：次の基準値の追加をして欲しい。ブラジル基準値(とうもろこし)	FMC Corporation(USA)	102
336	6	カルボフラン：次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アメリカC	FMC	102

		F R (アルファルファ、大豆、綿実、ひまわりの種、ばれいしょ)、U S 基準値(緊急措置)(アーティチョーク、Canola)、C O D E X 基準値(トマト、なす)、E U 基準値(Turnip)	Corporation(US A)	
337	6	クロマゾン：次の基準値の追加をして欲しい。アメリカ C F R (Bean, snap、えんどう、Peppermint, tops、Spearmint, tops、綿実)、U S 基準値(緊急措置)(アーティチョーク)、イギリス基準値(Bean、にんじん、綿実、Rapeseed Oil、ばれいしょ、大豆)	FMC Corporation(US A)	102
338	6	シベルメトリン：次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アメリカ C F R (ばれいしょ、Root/Tuber group、Animal Mastle)、C O D E X 基準値(レタス、綿実、Other cruciferous vegetables)	FMC Corporation(US A)	102
339	6	スルフエントラゾン：次の基準値の追加をして欲しい。アメリカ C F R (アスパラガス、Bean, dried、とうもろこし、えんどう、ばれいしょ、さとうきび、キャベツ、Horseradish、らっかせい、ひまわりの種、Peppermint, tops、Spearmint, tops、Soybean seed)、U S 期限付き基準値(いちご)、ブラジル基準値(コーヒー豆、柑橘類果実、パイナップル)	FMC Corporation(US A)	102
340	6	ピフェントリン：次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アメリカ C F R (アーティチョーク(1.0ppm)、キャベツ(4.0ppm)、アーモンドの殻)、U S 期限付き基準値(Mustard green)、ブラジル基準値(さとうきび、Corn(stored grain))	FMC Corporation(US A)	102
341	6	ペルメトリン：次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アメリカ C F R (アルファルファ、セロリ、Leafy Vegetables wxcept Brassica、レタス、マッシュルーム、Other composite vegetables、もも、Pistachio、ほうれんそう、トマト)、C O D E X 基準値(オリーブ)	FMC Corporation(US A)	102
342	6	硫黄：ドイツでは、硫黄(ホップ)に100ppmの基準を置いている。再考を求める。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
343	6	ホルペット：日本の MRL リスト(ホップ)にないが、ドイツ MRL120ppm、US の MRL120ppm である。ホルペットは昨年よりドイツと EU において広く使用されている。日本においても、ホップに基準を設定してもらいたい。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
344	6	キノキシフェン：日本の MRL リスト(ホップ)にないが、ドイツ MRL1ppm、US MRL3ppm である。ドイツと EU で広く使用されている。日本においても、ホップに基準を設定してもらいたい。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
345	6	テブコナコール：日本の MRL リスト(ホップ)にないが、ドイツ MRL30ppm、US MRL4ppm である。昨年よりドイツと EU において広く使用されている。US MRL を上げるようしているところである。昨年から、ドイツと EU で使用されている。日本においても、ホップに基準を設定してもらいたい。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
346	6	硫黄：ドイツでは、硫黄(ホップ)に100ppmの基準を置いている。再考を求める。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
347	6	シアナミド：ドイツでは、シアナミド(ホップ)に0.2ppmの基準を置いている。再考を求める。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
348	6	スピロキサミン：ドイツでは MRL0.1ppm、US MRL50ppm(予定)である。2004年か2005年にドイツでは法制化される予定である。日本においても、ホップに基準を設定してもらいたい。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
349	6	トリアジメノール：ドイツでは、硫黄(ホップ)に10ppmの基準を置いている。基準値案は5ppmであり、再考を求める。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
350	6	トリフロキシストロピン：ドイツでは、トリフロキシストロピン(ホップ)に30ppmの基準を置いている。基準値案は10ppmであり、再考を求める。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103
351	6	銅：ドイツでは、銅に1,000ppmの基準を置いており、米国では GRAS である。日本の MRL は10ppm である。再考を求める。[原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG	103

352	6	エトフェンプロックス:エトフェンプロックスは、ばれいしょに Codex 基準 0.01ppm があります。従って、一覧表には Codex 0.01 ppm、類型 1-2 の記載ができるかと思えます。基準値案については案のとおりで結構です。また、pome fruits に Codex 基準 1ppm があります。従って一覧表に Codex 1 ppm、類型 1-2 の記載ができるかと思えます。基準値案については案のとおりで結構です。	三井化学株式会社	106
353	6	アザジクラチン: USA で使用を認められており、実際に USA での苺の栽培で用いられているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(USA の残留基準は危害がないので残留基準を設けずに Exempt としている。)	アヲハタ株式会社	107
354	6	アゾシクロチン: りんご/中国で使用が認められており、中国で実際の栽培にも使用されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えてほしい。(参考に中国の残留基準 2ppm である)	アヲハタ株式会社	107
355	6	イソプロカルブ: 現行残留基準にのっており、実際の栽培にも使用されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に残留基準に「いちご」はないが、項目は有る。)(参考に登録保留基準に作物残留の基準値がない)	アヲハタ株式会社	107
356	6	エチオフェンカルブ: もも/日本での登録農薬であり、現行残留基準に基準値 5.0ppm で設定されており、韓国でも残留基準が設定されており、日本・韓国で実際に使用している農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に韓国の残留基準は 5ppm である。)	アヲハタ株式会社	107
357	6	エトリムホス: 現行残留基準に基準値は 0.05ppm と設定されており、韓国にも残留基準があり(基準値 0.05ppm) 韓国で実際に使用されている農薬であり、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。	アヲハタ株式会社	107
358	6	キナルホス: オレンジ・なつみかん・その他のかんきつ類果実/日本の現行残留基準に基準値(0.8ppm)が有り、日本で登録されており、尚且つ、実際に日本で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。	アヲハタ株式会社	107
359	6	キノメチオナート: 日本で登録されている農薬で、チリ国で基準が定められている農薬であり、実際のチリの栽培でも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリの残留基準は 0.2ppm である)(参考に現行残留基準値は「いちご」で 0.5ppm である。)	アヲハタ株式会社	107
360	6	グアザチン: チリ国で使用が認められており、チリで実際の栽培にも使用されているので、この農薬を暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリの残留基準は、りんごになく、かんきつ類で 5.0ppm である。)	アヲハタ株式会社	107
361	6	クロチアニジン: オレンジ・なつみかん/日本で登録されており、実際に日本で使用されている農薬なので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に登録保留基準で「みかん以外のかんきつ類」で 2ppm である。)	アヲハタ株式会社	107
362	6	クロルフェネトール: りんご/中国で使用が認められており、実際に中国で使用されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えてほしい。(参考に中国の残留基準なし。)	アヲハタ株式会社	107
363	6	クロルベンズロン: もも/中国で実際に使用している農薬なので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えて欲しい。	アヲハタ株式会社	107
364	6	ジエトフェンカルブ: りんご・オレンジ/現行残留基準で基準値(5.0ppm)が設定されており、実際の中国での栽培でも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。	アヲハタ株式会社	107
365	6	ジラム: あんず/日本の登録農薬であり、日本・USA で実際に使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に登録保留基準は、「あんず」で基準値がなく、「もも」	アヲハタ株式会社	107

		で 1ppm である。)		
366	6	ダゾメット：日本での登録農薬であり、実際に日本で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考に登録保留基準は果実で 0.1ppm である）	アラハタ株式会社	107
367	6	チオメトン：いちご・りんご・あんず / 現行残留基準値で基準値（0.05ppm）が設定されており、実際のチリの栽培にも使用されている農薬であり、チリ国で残留基準値を設定されているので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考にチリ国の残留基準値は 0.5ppm である。）	アラハタ株式会社	107
368	6	チラム：日本での登録農薬であり、USA で実際に苺の栽培で用いられているので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。	アラハタ株式会社	107
369	6	ドジン：りんご / チリ国で使用が認められており、チリで実際の栽培にも使用されているので、この農薬を暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考にチリの残留基準値 5.0ppm である。）	アラハタ株式会社	107
370	6	トリルフルアニド：チリ国で基準が定められている農薬であり、実際のチリでの栽培でも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考にチリの残留基準は 3.0ppm である）	アラハタ株式会社	107
371	6	ピアラホス：なつみかん / 日本で登録されており、実際に日本で使用されている農薬なので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考に登録保留基準には基準値が無い。）	アラハタ株式会社	107
372	6	フェノブカルブ：オレンジ・なつみかん / 日本の現行残留基準に基準値（7ppm）が有り、日本で登録されており、尚且つ、実際に日本で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。	アラハタ株式会社	107
373	6	プロパモカルブ：現行残留基準で基準値（0.1ppm）が設定されており、実際の日本の栽培にも使用されている農薬であり、チリ国で残留基準値を設定されているので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考にチリ国の残留基準値は 0.1ppm である。）	アラハタ株式会社	107
374	6	プロピネブ：日本で登録された農薬であり、実際の日本の栽培にも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考に登録保留基準は果実で 0.7ppm である。参考に現行残留基準値「りんご」はない。）	アラハタ株式会社	107
375	6	ポリオキシシン：日本での登録農薬であり、日本や中国で実際に使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考に中国での残留基準はいちごにない。参考に登録保留基準は「いちご」にない。）	アラハタ株式会社	107
376	6	メタラキシル：日本で登録されており、実際に日本・中国で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考に登録保留基準は「果実」で 1ppm である。）（参考に中国残留基準値項目はあるが、杏は設定無し。）	アラハタ株式会社	107
377	6	アラクロール：今回の表中で米国の基準値が掲載されていなかったものが以下の通りあった。トウモロコシ 0.20ppm 小豆類 0.20ppm そら豆 0.10ppm らっかせい 0.05ppm 上記以外の豆類 0.10ppm	日本モンサント株式会社	111
378	6	グリホサート：羊、山羊、哺乳動物の乳の値 2ppm は高めに設定されている。これは米国のすべての乳にかんする基準が 1.5ppm であると判断されているためと考えられる。これは誤った解釈である。米国では牛乳を含め個別の乳の基準値は定まっていない。CODEX は LOD として 0.1ppm を設定している。	日本モンサント株式会社	111
379	6	グリホサート：米国の哺乳類の腎臓は 4ppm、肝臓は 0.5ppm、鶏の肉 0.1ppm 卵 0.05ppm であるが、乳はブランクになっている。CODEX は牛の肉は LOD として 0.1ppm を設定している。畜産品の	日本モンサント株式会社	111

		米国の基準値のカラムのかなりのものに誤りがある。この結果として高めの基準値を定めてしまうことには問題がある。合計としての暴露量 TMDI が大きくなるのが懸念される。畜産品については一般に LOD 付近の値が妥当であると考えられる。		
380	6	グリホサート：食品衛生法では家畜飼料作物の基準値は定められないが、米国、CODEXでは設定されている。米国の基準値は 300 - 400 ppm に定められているがその様な飼料を与えても畜産品中の残留は LOD 付近を超えることはない。したがって、乳と肉類の基準値は LOD 付近で設定できると考えられる。	日本モンサント株式会社	111
381	6	グリホサート：米国の基準値では、茶 1 ppm、インスタント茶 7 ppm があるが、ここにはインスタント茶が提案されていない。インスタント茶では濃縮が予想されるため、米国の基準値を採用することが望ましい。	日本モンサント株式会社	111
382	6	グリホサート：米国ではホップ 7 ppm とてんさい 10 ppm が設定されているがここにはリストされていない。	日本モンサント株式会社	111
383	6	トリアレート：米国の基準値 てんさい 0.1 ppm がリストされていない。	日本モンサント株式会社	111
384	6	ハロスルフロンメチル：米国で設定されている次の基準値がリストされていない。米 0.05 ppm、とうもろこし 0.05 ppm、上記以外の穀類 0.05 ppm、さとうきび 0.05 ppm、きゅうり 0.5 ppm、かぼちゃ 0.5 ppm、なたね 0.05 ppm、ぎんなん 0.05 ppm、くり 0.05 ppm、ペカン 0.05 ppm、アーモンド 0.05 ppm、くるみ 0.05 ppm、その他のナッツ類 0.05 ppm。	日本モンサント株式会社	111
385	6	ハロスルフロンメチル：米国では大豆の基準値を 1999 年 5 月に削除した。	日本モンサント株式会社	111
386	6	ヘキシチアゾクス：そら豆について、Codex 基準を採用して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	112
387	6	ヘキシチアゾクス：トマトについて、国内使用のために登録保留基準値を参考にすべき。	日本曹達（株）	112
388	6	テブラロキシジム：鹿の肉（筋肉）、兎の肉（筋肉）、トナカイの肉（筋肉）、上記以外の陸棲哺乳類の肉（筋肉）、鹿の肝臓、兎の肝臓、トナカイの肝臓、上記以外の陸棲哺乳類の肝臓、鹿の腎臓、兎の腎臓、トナカイの腎臓、上記以外の陸棲哺乳類の腎臓、鹿のその他の内臓等、兎のその他の内臓等、トナカイのその他の内臓等、上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等について、豪州基準値を採用して基準値案 0.1ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	113
389	6	テブラロキシジム：鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉、いわしゃこ及び上記以外の家禽の肝臓について、豪州基準値 0.1ppm を追加し、基準値案を 0.6ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	113
390	6	チオファネートメチル：大豆、芽キャベツ、アスパラガス、トマト、未成熟いんげん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、マンゴー、上記以外の果実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、上記以外のナッツについては、基準値案が Codex に由来するが、国内使用のために登録保留基準値を参考とすべきである。	日本曹達（株）	114
391	6	セトキシジム：小麦について、海外基準値を採用して基準値案 0.1ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	115
392	6	セトキシジム：鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肉（筋肉）について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	115
393	6	セトキシジム：牛、豚、羊及び馬の肝臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	115
394	6	セトキシジム：鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肝臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	115

395	6	セトキシジム：山羊の肝臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.05ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	115
396	6	セトキシジム：牛、豚、羊、馬及び山羊の腎臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	115
397	6	セトキシジム：鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の腎臓について、豪州の基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	115
398	6	セトキシジム：牛、豚、羊、馬及び山羊のその他の内臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	115
399	6	セトキシジム：鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。	日本曹達（株）	115
400	6	セトキシジム：牛、羊、山羊及び上記以外の陸棲哺乳類の乳について、米国基準値 0.5ppm を追加して基準値案を 0.3ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	115
401	6	ジクロロボス：牛、羊、馬及び山羊の肉（脂肪）について、米国基準値を採用して基準値案 0.02ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	117
402	6	ジクロロボス：豚の肉（脂肪）について、米国基準値がないため基準値案を削除すべき。	日本曹達（株）	117
403	6	アセタミプリド：なつみかんについて、米国基準値を採用して基準値案 0.5ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	116
404	6	アセタミプリド：なたねについて、米国基準値を採用して基準値案 0.01ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	116
405	6	アセタミプリド：鹿の肉（筋肉）、兎の肉（筋肉）、トナカイの肉（筋肉）及び上記以外の陸棲哺乳類（筋肉）について、豪州基準値を採用して基準値案を 0.01ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
406	6	アセタミプリド：牛、豚、羊及び馬の肝臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
407	6	アセタミプリド：鹿の肝臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	116
408	6	アセタミプリド：山羊の肝臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
409	6	アセタミプリド：兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肉（肝臓）について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	116
410	6	アセタミプリド：牛、豚、羊及び馬の腎臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
411	6	アセタミプリド：鹿の腎臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	116
412	6	アセタミプリド：山羊の腎臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
413	6	アセタミプリド：兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肉（腎臓）について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	116
414	6	アセタミプリド：牛、豚、羊及び馬のその他の内臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
415	6	アセタミプリド：鹿のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。	日本曹達（株）	116
416	6	アセタミプリド：山羊のその他の内臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
417	6	アセタミプリド：兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。	日本曹達（株）	116
418	6	アセタミプリド：牛、羊、山羊及び上記以外の陸棲哺乳類の乳について、加国基準値 0.1ppm を追加して基準値案を 0.07ppm に修正すべき。	日本曹達（株）	116
419	6	アセタミプリド：鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉、いわしゃこ及び上記以外の家禽の腎臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。	日本曹達（株）	116

420	6	アセタミプリド：鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉、いわしゃこ及び上記以外の家禽のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。	日本曹達（株）	116
421	6	2,4-D：りんご、なし、マルメロ：基準値案 0.01ppm を米国での基準値の 5ppm に上げる。これらの作物は米国から日本に輸出されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
422	6	2,4-D：大豆、小豆類、えんどう、そら豆、上記以外の豆類：基準値案 0.05ppm を米国での残留基準値の 0.1ppm に上げる。これらの作物は日本へ輸出されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
423	6	2,4-D：オレンジ、グレープフルーツ、レモン、ライム：基準値案 2ppm を米国での基準値の 5ppm に上げる。2003 年 CCPR でも 5ppm が提案され Step5 の段階にある。米国は柑橘（オレンジ、グレープフルーツ、レモン、ライム）果実及びジュースを日本に輸出している主要輸出国の 1 つである。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
424	6	2,4-D：とうもろこし：基準値案 0.05ppm を米国での基準の 0.5ppm に上げる。2002 年日本に輸入されたとうもろこしの 81%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
425	6	2,4-D：牛の乳、羊の乳、山羊の乳、上記以外の陸棲哺乳類の乳：基準値案 0.01ppm を米国での残留基準値の 0.1ppm に上げる。これらの乳は米国から日本に輸出されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
426	6	2,4-D：さとうきび：基準値案 0.05ppm をオーストラリアでの基準値の 5ppm に上げる。オーストラリアから日本へ砂糖の輸出している。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
427	6	オキシフルオルフェン：アボガド：基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
428	6	オキシフルオルフェン：バナナ：基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
429	6	オキシフルオルフェン：なつめやし：米国での残留基準値である 0.05ppm を適用する。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
430	6	オキシフルオルフェン：にんにく：米国での残留基準値である 0.05ppm を適用する。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
431	6	オキシフルオルフェン：かき：基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
432	6	オキシフルオルフェン：キウイ：基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
433	6	オキシフルオルフェン：小麦、大麦、ライ麦、上記以外の穀類：オーストラリアでの残留基準値である 0.05ppm を適用する。2002 年日本に輸入されている小麦の 14%、大麦の 83%はオーストラリアからの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
434	6	オキシフルオルフェン：牛の肉（脂肪）、豚の肉（脂肪）、羊の肉（脂肪）、馬の肉（脂肪）、山羊の肉（脂肪）：基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
435	6	オキシフルオルフェン：牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓：基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
436	6	オキシフルオルフェン：いちご：カナダでの残留基準値である 0.05ppm を適用する。日本にカナダから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
437	6	オリザリン：アーモンド：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
438	6	オリザリン：りんご：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
439	6	オリザリン：あんず、おうとう、すもも、ネクタリン：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125

440	6	オリザリン：ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ハuckleベリー、上記以外のベリー類果実：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
441	6	オリザリン：グレープフルーツ：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
442	6	オリザリン：上記以外のかんきつ類果実：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
443	6	オリザリン：上記以外のナッツ類：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
444	6	オリザリン：もも：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
445	6	オリザリン：なし：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
446	6	オリザリン：ペカン：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
447	6	オリザリン：みかん：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
448	6	オリザリン：くるみ：基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
449	6	キノキシフェン：もも：基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。米国は日本への西洋なしの主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
450	6	クロピラリド：ブルーベリー：カナダでのブルーベリーについての一 律基準値 0.1ppm を適用。日本に輸入されているブルーベリーの 11%はカナダからの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
451	6	クロランスラムメチル：大豆：基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。2002 年の米国から日本への大豆の輸入量は大豆全輸入量の 76%に相当。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
452	6	クロルピリホス：あんず：基準値案 0.05ppm を 2003 年 12 月の設定されたオーストラリアでの残留基準値の 1ppm に上げる。オーストラリアから日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
453	6	クロルピリホス：キャベツ：基準値案 0.5ppm を 2003 年 7 月に設定された Codex 残留基準値の 1ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
454	6	クロルピリホス：ネクタリン：基準値案 0.05ppm を 2003 年 12 月に設定されたオーストラリアでの残留基準値の 1ppm に上げる。また、日本では「もも」園の中に混植されていて、「もも」への薬剤散布時期にネクタリンにも散布される。従って、「もも」と同様の基準値 1ppm とする。ももの使用基準（収穫前 14 日までの使用）に従って行った残留試験（14 日前 / 1 回）での最大残留値は 0.17ppm。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
455	6	クロルピリホス：たまねぎ：基準値案 0.05ppm を 2002 年 7 月に設定された米国での基準値の 0.5ppm に上げる。米国からのたまねぎの日本への輸入量は全輸入量の 42%に相当する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
456	6	クロルピリホス：なし：基準値案 0.5ppm を 2003 年 7 月に設定された Codex 残留基準値の 1ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
457	6	クロルピリホス：かき：基準値案 0.01ppm をオーストラリアでの残留基準値の 0.05ppm に上げる。オーストラリアから日本に「かき」は輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125

458	6	クロルピリホス：パイナップル：基準値案 0.05ppm をオーストラリアでの残留基準値の 1ppm を参照し、0.5ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
459	6	クロルピリホスメチル：大麦：基準値案 6ppm を 2003 年 12 月に設定されたオーストラリアでの残留基準値の 10ppm に上げる。2002 年のオーストラリアからの日本への大麦の輸入量は全輸入量の 83%に相当。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
460	6	クロルピリホスメチル：ライ麦：基準値案 7ppm を 2003 年 12 月に設定されたオーストラリアでの残留基準値の 10ppm に上げる。ライ麦はオーストラリアから日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
461	6	ジコホール：りんご、おうとう、すもも：基準値案 3ppm を米国での基準値の 5ppm に上げる。これらの果実は米国から日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
462	6	ジコホール：ぶどう：基準値案 3ppm を 1997 年に設定されている Codex 基準値の 5ppm に上げる。ぶどうは米国から日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
463	6	ジコホール：もも：基準値案 3ppm を Codex 基準値の 5ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
464	6	ジコホール：なし、マルメロ：基準値案 3ppm を米国での基準値の 5ppm に上げる。米国から日本へこれらの作物は輸出されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
465	6	ジコホール：ペカン、くるみ：基準値案 0.01ppm (Codex) を米国での基準値の 5ppm に上げる。カナダから日本へこれらの作物は輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
466	6	ジチオカーバメート：セロリ：基準値案 0.4ppm をカナダでの残留基準および米国でのジネブ換算の基準値 5ppm (CS2 として 3ppm) に上げる。2002 年日本に輸入されたセロリの 94%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
467	6	ジチオカーバメート：だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、上記以外のあぶらな科野菜：基準値案 0.4ppm をケールの Codex 残留基準値である 15ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
468	6	ジノカップ：ぶどう：基準値案 0.5ppm を EU で提案されている基準値の 1.0ppm に上げる。EU から日本へ「ぶどう」は輸出されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
469	6	スピノサド：大麦：基準値案 0.02ppm を米国での基準値の 1ppm (2002 年 6 月設定) に上げる。日本への 2002 年輸入された大麦の 10%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
470	6	スピノサド：とうもろこし：基準値案 0.02ppm を米国での基準値の 1ppm (2002 年 6 月設定) に上げる。日本への 2002 年輸入されたとうもろこしの 81%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
471	6	スピノサド：ばれいしょ：基準値案 0.02ppm を 2003 年 7 月に設定された Codex の基準値 0.1ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
472	6	スピノサド：米(玄米)：基準値案 0.1ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 6 月設定) に上げる。日本への 2002 年輸入された米の 49%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
473	6	スピノサド：ライ麦：基準値案 0.1ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 6 月設定) に上げる。米国から日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
474	6	スピノサド：もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう：基準値案 0.2ppm をオーストラリアでの基準値の 1ppm (2004 年 1 月豪州官報) に上げる。オーストラリアから日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
475	6	スピノサド：かんしょ、さといも類、やまいも、上記以外のいも類：基準値案 0.02ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 9 月設定) に上げる。米国から日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
476	6	スピノサド：小麦：基準値案 0.02ppm を米国(2002 年 6 月設定)、オーストラリア(2004 年 2 月豪州官報)での基準値の 1ppm に上げる。日本に輸入されて小麦の 57%及び 17%はそれぞれ米国及びオーストラリアからの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
477	6	テブチウロン：牛の肉(筋肉)、羊の肉(筋肉)、馬の肉(筋肉)、山羊の肉(筋肉)：それぞれの基準値案 1ppm を米国での基準値の 2ppm に上げ	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125

		る。米国はこれらの肉の主要輸出国。		
478	6	テブフェノジド：ぶどう：基準値案 0.5ppm をオーストラリアでの現在の基準値 2ppm に上げる。オーストラリアから日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
479	6	テブフェノジド：キウイ：基準値案 0.5ppm をオーストラリアでの基準値の 2ppm に上げる。オーストラリアは日本へのキウイの主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
480	6	テブフェノジド：もも：基準値案 0.1ppm をオーストラリアでの基準値の 1ppm に上げる。オーストラリアから日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
481	6	トリクロピル：あんず：スペインでの基準値の 0.1ppm を適用する。スペインから日本にあんずが輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
482	6	トリクロピル：もも：スペインでの基準値の 0.1ppm を適用する。スペインから日本にももが輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
483	6	トリクロピル：みかん：スペインでの基準値の 1ppm を適用する。スペインから日本にみかんが輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
484	6	トリクロピル：牛の肉（脂肪）、羊の肉（脂肪）、山羊の肉（脂肪）：基準値案 0.1ppm をオーストラリアでの基準値の 0.2ppm に上げる。オーストラリアはこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
485	6	トリクロピル：牛の肝臓、羊の肝臓、山羊の肝臓：基準値案 2ppm をオーストラリアでの基準値の 5ppm に上げる。オーストラリアはこれら肝臓の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
486	6	トリクロピル：牛の腎臓、羊の腎臓、山羊の腎臓：基準値案 2ppm をオーストラリアでの基準値の 5ppm に上げる。オーストラリアはこれら腎臓の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
487	6	トリクロピル：牛のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等：基準値案 3ppm をオーストラリアでの基準値の 5ppm に上げる。オーストラリアからこれらのその他の内臓等は日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
488	6	トリフルラリン：芽キャベツ：基準値案 0.1ppm を米国での基準値の 2ppm に上げる。芽キャベツは米国から日本に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
489	6	ハロキシホップ：ばれいしょ：ドイツでの残留基準値の 0.1ppm を採用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
490	6	ハロキシホップ：てんさい：ドイツでの残留基準値の 0.2ppm を採用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
491	6	ハロキシホップ：レタス、アスパラガス、アーティチョーク、にんじん、ほうれん草、メロン：イタリアでの残留基準値の 0.1ppm を適用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
492	6	ハロキシホップ：玉ねぎ：スイスでの残留基準値の 0.1ppm を適用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
493	6	ハロキシホップ：トマト：ハンガリーでの残留基準値の 0.05ppm を適用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
494	6	ハロキシホップ：もも、ネクタリン、あんず、おうとう：オーストラリアで 2003 年 12 月に公表された残留基準値の 0.02ppm を適用する。オーストラリアはこれらの作物を日本に輸出している。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
495	6	ハロキシホップ：ブルーベリー：オーストラリアで 2003 年 12 月に公表された残留基準値の 0.05ppm に上げる。2002 年に日本に輸入されたブルーベリーの 22%はオーストラリアからの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
496	6	ハロキシホップ：ひまわり：フランスでの残留基準値の 0.1ppm を採用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
497	6	ハロキシホップ：なたね：ドイツでの残留基準値の 0.2ppm を適用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
498	6	ピクロラム：牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓：基準値案 3ppm をオーストラリアでの残留基準値である 5ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
499	6	ピクロラム：牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等、羊のその他	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125

		の内臓等、馬のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等：基準値案 3ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。		
500	6	フェンブコナゾール：バナナ：基準値案 0.05ppm を日本での登録保留基準値 1.0ppm に上げることを強く求める。日本に輸入されているバナナの 79%はフィリピンからの輸入であり、本剤はバナナの病害である「sigatoka」「black leaf streak」を対象に収穫前日まで使用されています。使用状況を鑑みれば Codex の 0.05ppm では低すぎる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
501	6	フェンブコナゾール：おうとう：基準値案 1ppm を日本で登録保留基準値である 5.0ppm に上げることを強く求める。現在の適正使用基準はこの登録保留基準値の下に設定されている。本剤はおうとうの「灰星病」に有効な剤である。おうとうの重要病害である「灰星病」の防除は収穫前日までの防除が必要であり、収穫前日までの使用で 1ppm を超えるおそれがある。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
502	6	フェンブコナゾール：ぶどう：基準値案 1ppm を日本での登録保留基準値 5ppm に上げることを強く求める。現在の適正使用基準はこの登録保留基準値の下に設定されている。本剤はぶどうの「黒とう病」「うどんこ病」に使用されている。適正使用基準（収穫 30 日までの使用、使用回数 3 回以内）での残留試験で 1ppm を超えているデータもあるので、5ppm の設定を求める。最大残留値は 30 日 / 3 回で 1.14ppm。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
503	6	フェンブコナゾール：りんご：基準値案 0.1ppm を日本での登録保留基準値 1ppm に上げることを強く求める。りんごの現在の適性使用基準（収穫 14 日前までの使用、使用回数 3 回以内）はこの登録保留基準値の下に設定されている。適正使用基準での残留試験で 0.1ppm を超えているので、是非にも 1ppm の設定を求める。本剤はりんごの「黒星病」「うどんこ病」の防除剤である。最大残留値は 14 日 / 3 回で 0.439ppm。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
504	6	フェンブコナゾール：日本なし、西洋なし、マルメロ：基準値案 0.1ppm を日本での登録保留基準値 1ppm に上げることを強く求める。「なし」の適性使用基準（収穫 7 日前までの使用、使用回数 3 回以内）はこの登録保留基準値の下に設定されている。適正使用基準での残留試験で 0.1ppm を超えているので、是非にも 1ppm の設定を求める。本剤はなしの「黒星病」「赤星病」「輪紋病」の防除に使用される薬剤であり、なしでの最大残留値は 30 日 / 3 回で 0.175ppm。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
505	6	フェンブコナゾール：あんず：基準値案 0.5ppm を日本の登録保留基準値である 5.0ppm に上げることを強く求める。あんずはりんご、もも等と混植されていて、りんご、ももの病害を防除する時期に同時に薬剤が散布される恐れがある。従って現在の登録保留基準値である 5.0ppm の設定を求める。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
506	6	フェンブコナゾール：アーモンド：米国で提案されている残留基準値の 0.05ppm を適用する。米国から日本へ「アーモンド」は輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
507	6	フェンブコナゾール：グレープフルーツ：米国での暫定基準値 0.5ppm を適用する。日本に米国から多量に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
508	6	フェンブコナゾール：オレンジ：米国で提案されている残留基準値の 1.0ppm に上げる。日本に米国から多量に輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
509	6	フェンブコナゾール：ペカン：基準値案 0.05ppm を米国での期限付き基準値の 0.1ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
510	6	フェンブコナゾール：てんさい：米国での暫定基準値の 0.2ppm を適用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
511	6	プロフェジン：オレンジ：基準値案 0.5ppm をオーストラリアでの残留基準値の 2ppm に上げる。オーストラリアから日本に輸入されているオレンジは全輸入オレンジ量の 2%に相当する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
512	6	フルロキシピル：大麦、小麦、上記以外の穀類：基準値案 0.3ppm を米	ダウ・ケミカル	125

		国での基準値の 0.5ppm に上げる。日本への小麦及び大麦の米国からの輸入量は全輸入量のそれぞれ 57%及び 10%に相当する。また、米国はオート麦の日本への主要輸出国。	日本株式会社	
513	6	フルロキシピル：茶：EU での残留基準値の 0.1ppm を適用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
514	6	フルロキシピル：ホップ：EU での残留基準値の 0.1ppm を適用する。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
515	6	フルロキシピル：卵：オーストラリアでの残留基準値の 0.01ppm を適用する。オーストラリアは日本への卵の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
516	6	フルロキシピル：牛の肉（脂肪）、山羊の肉（脂肪）、馬の肉（脂肪）、羊の肉（脂肪）、豚の肉（脂肪）：基準値案 0.08ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
517	6	フルロキシピル：牛の腎臓、山羊の腎臓、馬の腎臓、豚の腎臓、羊の腎臓：基準値案 1ppm を米国での基準値の 1.5ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
518	6	フルロキシピル：牛の筋肉、山羊の筋肉、馬の筋肉、羊の筋肉、豚の筋肉：基準値案 0.08ppm を米国、オーストラリアでの基準値の 0.1ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
519	6	フルロキシピル：牛の乳、山羊の乳、羊の乳、上記以外の陸棲哺乳類の乳：基準値案 0.08ppm を 2003 年 5 月改定された米国での基準値の 0.3ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
520	6	プロパニル：なまず：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.5ppm を適用する。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
521	6	プロパニル：鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.3ppm を適用する。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
522	6	プロパニル：牛の肉（筋肉）、豚の肉（筋肉）、羊の肉（筋肉）、馬の肉（筋肉）、山羊の肉（筋肉）：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.05ppm を適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
523	6	プロパニル：牛の肉（脂肪）、豚の肉（脂肪）、羊の肉（脂肪）、馬の肉（脂肪）、山羊の肉（脂肪）：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.1ppm を適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
524	6	プロパニル：豚のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、馬のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.8ppm を適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
525	6	プロパニル：牛のその他の内臓等：米国での基準値(2002年6月設定)である 1ppm を適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
526	6	プロパニル：鶏の肉（筋肉）、あひるの肉（筋肉）、七面鳥の肉（筋肉）、うずらの肉（筋肉）、がちょうの肉（筋肉）、雉の肉（筋肉）、いわしゃこの肉（筋肉）、上記以外家禽の肉（筋肉）：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.1ppm を適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
527	6	プロパニル：鶏の肉（脂肪）、あひるの肉（脂肪）、七面鳥の肉（脂肪）、うずらの肉（脂肪）、がちょうの肉（脂肪）、雉の肉（脂肪）、いわしゃこの肉（脂肪）、上記以外家禽の肉（脂肪）：米国での基準値(2002年6月設定)である 1ppm を適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
528	6	プロパニル：牛の乳、羊の乳、山羊の乳、上記以外の陸棲の哺乳類の乳：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.05ppm を適用する。米国は日本へのこれらの乳の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
529	6	プロパニル：鶏のその他の内臓等、あひるのその他の内臓等、七面鳥のその他の内臓等、うずらのその他の内臓等、がちょうのその他の内臓等、雉のその他の内臓等、いわしゃこのその他の内臓等、上記以外家禽のその他の内臓等：米国での基準値(2002年6月設定)である 0.5ppm を適用する。米国は日本へのこれらの肉類の輸出の主要国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125

530	6	プロパニル:米(玄米):基準値案 0.1ppm を米国での新しい基準値(2002年6月設定)の10ppmに上げる。日本に米国から輸入されている。日本に輸入されている米の49%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
531	6	プロピザミド:りんご:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の0.1ppmに上げる。米国は日本へのりんごの主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
532	6	プロピザミド:あんず、すもも、ネクタリン:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の0.1ppmに上げる。米国は日本へのあんず、すもも、ネクタリンの主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
533	6	プロピザミド:ブラックベリー、ブルーベリー:基準値案 0.04ppm を米国での基準値の0.05ppmに上げる。米国は日本へのこれらの作物の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
534	6	プロピザミド:ぶどう:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の0.1ppmに上げる。米国は日本へのぶどうの主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
535	6	プロピザミド:上記以外のベリー類:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の0.1ppmに上げる。米国は日本へのベリー類の主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
536	6	プロピザミド:もも:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の0.1ppmに上げる。米国は日本へのももの主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
537	6	プロピザミド:西洋なし:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の0.1ppmに上げる。米国は日本への西洋なしの主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
538	6	マンゼブ:上記以外のせり科野菜:基準値案 0.4ppm を米国でのジネブ換算の基準値 2ppm (CS2として1ppm)に上げる。米国から高麗人参が日本に輸出されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
539	6	マイクロブタニル:アーモンド:基準値案 0.08ppm を米国での残留基準値である0.1ppmに上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
540	6	マイクロブタニル:バナナ:基準値案 2ppm を米国での残留基準値(Section 180.443)4ppmに上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
541	6	マイクロブタニル:上記以外のベリー類果実:基準値案 1ppm を米国での残留基準値である2ppmに上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
542	6	マイクロブタニル:おうとう:基準値案 4ppm を米国での残留基準値(Section 180.443)である5ppmに上げる。日本に輸入されている「おうとう」の主要産国は米国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
543	6	マイクロブタニル:ホップ:基準値案 2ppm(Codex)を米国での残留基準値である5ppmに上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
544	6	マイクロブタニル:もも、ネクタリン、あんず、すもも:基準値案 1ppm を米国での残留基準値である2ppmに上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
545	6	マイクロブタニル:豚の肉(筋肉)、羊の肉(筋肉)、馬の肉(筋肉)、山羊の肉(筋肉):基準値案 0.05ppm を米国での基準値である0.1ppmに上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
546	6	マイクロブタニル:牛の肉(脂肪)、豚の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪)、馬の肉(脂肪筋肉)、山羊の肉(脂肪):基準値案 0.04ppm を米国での基準値である0.05ppmに上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
547	6	マイクロブタニル:豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓:基準値案 0.4ppm を米国での基準値である1ppmに上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
548	6	マイクロブタニル:牛の肉(筋肉):基準値案 0.01ppm を米国での基準値である0.1ppmに上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
549	6	マイクロブタニル:牛の肝臓:基準値案 0.01ppm を米国での基準値である1ppmに上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
550	6	マイクロブタニル:牛の腎臓、牛のその他の内臓等:基準値案 0.01ppm を米国での基準値である0.2ppmに上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125

551	6	マイクロブタニル：豚の腎臓、羊の腎臓、馬の腎臓、山羊の腎臓：基準値案 0.09ppm を米国での基準値である 0.2ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
552	6	マイクロブタニル：豚のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、馬のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等：基準値案 0.09ppm を米国での基準値である 0.2ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
553	6	メトキシフェノジド：あんず：基準値案 2ppm を米国での基準値である 3ppm に上げる。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
554	6	メトキシフェノジド：おうとう：基準値案 2ppm を米国での基準値である 3ppm に上げる。日本に輸入されている「おうとう」の主要産国は米国。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
555	6	メトキシフェノジド：メロン：米国での基準値である 0.3ppm を適用する。2002 年日本に輸入されたメロンの 29%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
556	6	メトキシフェノジド：ネクタリン：基準値案 2ppm を米国での基準値である 3ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
557	6	メトキシフェノジド：すいか：米国での基準値である 0.3ppm を適用する。2002 年日本に輸入されたすいかの 19%は米国からの輸入。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	125
558	6	フッ化スルフリル：フッ化スルフリルはダウ・アグロサイエンスが創生したフッ素系化合物であり、日本では種類名「フッ化スルフリルクン蒸剤」名称「バイケーン」として木材のカミキリ類、キクイムシ類、マツキボシゾウムシ類のくん蒸のために農薬登録されている剤で、穀物の貯蔵害虫を駆除するために臭化メチルの代替剤として期待されるくん蒸剤です。本剤は今回の第 1 次案には含まれておりませんが、米国では 2004 年 1 月 22 日に下記作物に残留基準値（略）が設定されました。日本は下記作物の輸入を米国に大きく依存していることを考慮し、日本においても同作物に米国での残留基準値と同じ暫定残留基準値を設定をしていただくようお願いします。	ダウ・ケミカル 日本株式会社	126
559	6	グリホサート又はスルホサート：上記以外のせり科野菜：意見内容：基準値案 0.1ppm が 0.2ppm に変更されることを希望いたします。（理由：現行の残留基準においては 0.2ppm に設定されているため（根拠資料省略））	三共アグロ株式会社	127
560	6	17 農薬のチェリーの基準が、アメリカよりも非常に厳しくなっており、輸出の障壁となりかねない。われわれは、USDA と日本の U S E M B A S S Y にとともに、具体的な問題を提示する。われわれは、日本政府が、USDA と共に、最終リストについて共に作業することを望む。[原文英語]（表略）	California Cherry Advisory Board(CCAB)	130
561	6	チェリーについて、アメリカにあって、日本にない基準。少なくとも、12 物質について、アメリカには基準があったが、今回のリストに載っていないものがあった。われわれは、これらの MRL が設定されるべき物質のリストを日本政府へ提出する。われわれは、日本政府が、USDA と共に、これらの物質のトレランスを設定することを望む。[原文英語]（表略）	California Cherry Advisory Board(CCAB)	130
562	6	ジベレリン：Gibberellic acid と Gibberellin は、USA において、安全な物質とされトレランスが設定されていないが、日本においては、チェリーに基準（0.2ppm）が設定されている。われわれはアメリカ政府にこのことを伝え、日本政府と問題について話し合ってもらようよう要請する。[原文英語]	California Cherry Advisory Board(CCAB)	130
563	6	アメリカで米栽培に用いられる bispyrbac-sodium と lambda cyhalothrin 2 種類の農薬が、暫定基準案に無かった。アメリカには MRL がある。この 2 つの MRL を採用してもらいたい [原文英語]	The USA Rice Federation	131
564	6	メピコートクロリド：本有効成分の暫定基準（第 1 次案）の作物名「茶」では、基準値案も登録保留基準も記載がない。しかしながら本有効成分は「茶」において、農薬登録保留基準 10ppm が設定されており、暫定基準（第 1 次案）の登録保留基準の欄に記載が無いのは間違いであ	B A S F アグロ 株式会社	138

		り記載されるべきである。また、現行登録保留基準 10 ppm を基準値案に移行すべきと考える。		
565	6	フルトラニル：米国／米(grain) 7 ppm (基準値案 2 ppm)と米国産の輸入が制限されるので、修正願います。	日本農薬株式会社	139
566	6	ピラフルフェンエチル：以下につき暫定基準の作り方に従い、海外基準を反映願います。 米国／綿実 (Cotton undelinted seed) 0.04 ppm (暫定基準値案 無) (米国／大豆 0.01 ppm (暫定基準値案 無))	日本農薬株式会社	140
567	6	フェンピロキシメート：上記以外の野菜：審議中の残留基準値案 5 ppm では、農林水産省の農薬登録を取得している「モロヘイヤ」、「しそ」につき、現在の使用方法(使用時期)を維持できなくなる(下表参照)。従って、8ppm または 10ppm への変更を要請する。なお、「モロヘイヤ」につきましては、秋田県より登録取得の強い要望があり、秋田県と共同で登録取得に必要な試験(略)を実施した経緯がある。 モロヘイヤ フェンピロキシメートおよび代謝物(Z 異性体)の合計値残留基準値 5 ppm の場合、使用時期を“収穫前日”から“収穫 7 日前まで”に変更しなければならない。 しそ フェンピロキシメートおよび代謝物(Z 異性体)の合計値残留基準値 5 ppm の場合、使用時期を“収穫 21 日前まで”から“収穫 28 日前まで”に変更しなければならない。	日本農薬株式会社	141
568	6	フェンピロキシメート：海外の基準値で今回の暫定基準と齟齬のあるものは次の通り： イタリア、スペイン／もも 0.3 ppm (基準値案 0.1 ppm) スペイン／ネクタリン、アプリコット 0.3 ppm (基準値案 無) スペイン／いちご 1 ppm (基準値案 0.5 ppm) ドイツ、オーストリア／プラム(すもも) 0.1 ppm (基準値案 無) そのうち、以下につき暫定基準の作り方に従い、海外基準を反映願います。 スペイン／ネクタリン、アプリコット 0.3 ppm ドイツ、オーストリア／プラム(すもも) 0.1 ppm なお、もも、いちごの暫定基準は、イタリア、スペインからの輸出の妨げとなるので、海外基準に合わせて頂きたい。	日本農薬株式会社	141
569	6	ブプロフェジン：オレンジ、上記以外のかんきつ類果実：登録保留基準値 2ppm、コーデックス基準 0.5ppm が存在し、コーデックス基準が採用されている。しかし、本化合物は国内でかんきつに登録があり、コーデックス基準を採用した基準値案 0.5ppm では、ネーブル(オレンジ)、すだち、かぼす(上記以外のかんきつ類果実)等の登録内容に影響を及ぼす。登録保留基準を採用し、2ppm への変更を要請します。	日本農薬株式会社	142
570	6	ブプロフェジン：日本なし、西洋なし：第二大粒果実類の登録保留基準が採用されているが、本化合物において、なしの登録保留基準 2ppm が設定されている。日本なし、西洋なしの基準値案につき、2ppm への変更を要請します。	日本農薬株式会社	142
571	6	ブプロフェジン：上記以外のきく科野菜と上記以外の野菜に関して本化合物は、国内で“ふき”に登録されている。“ふき”は、上記以外のかんきつ科野菜に属すると理解する。“ふき”が、きく科野菜に属するのであれば、下記の通り基準値案の変更を要請します。上記以外のかんきつ科野菜 5ppm ふきの登録保留基準より	日本農薬株式会社	142
572	6	ブプロフェジン：海外の基準値で今回の暫定基準と齟齬のあるものは次の通り： 米国／レタス(Head) 期限 04 年末 5 ppm (基準値案 無) レタス(Leaf) 期限 04 年末 13 ppm (基準値案 無) 未成熟 いんげん? (Bean, snap, succulent) 0.02 ppm (基準値案 無) (米国、豪州／みかん、オレンジ、その他柑橘 2 ppm (基準値案 0.3 ppm)) そのうち、以下につき暫定基準の作り方に従い、海外基準を反映願います。 レタス(結球) 期限 04 年末 5 ppm (基準値案 無) レタス(非結球) 期限 04 年末 13 ppm 米国、豪州／みかん、オレンジ、その他柑橘 2 ppm の基準にも配慮下さい。	日本農薬株式会社	142
573	6	フルバリネート：海外の基準値を基に追加及び変更を要望します。・と	日本農薬株式会社	143

		うもろこし：ｽﾊﾟｲの基準値を基に0.1ppmを設定。・だいず：ｽﾊﾟｲの基準値を基に0.1ppmを設定。・小豆類：ｽﾊﾟｲの基準値を基に0.1ppmを設定。・えんどう：ｽﾊﾟｲの基準値を基に0.1ppmを設定。・そらまめ：ｽﾊﾟｲの基準値を基に0.1ppmを設定。・らっかせい：ｽﾊﾟｲの基準値を基に0.1ppmを設定。・上記以外の豆類：ｽﾊﾟｲの基準値を基に0.1ppmを設定。・てんさい：ｲﾀﾘｱの基準値を基に0.5ppmを設定。・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ：ｵｰｽﾄﾗﾘｱの基準値を基に0.5ppmを設定。・上記以外のｱﾌﾞﾗﾝ科野菜：ｵｰｽﾄﾗﾘｱの基準値を基に0.5ppmを設定。	社	
574	6	フルバリネート：ﾋﾞｰﾏﾝの基準値：0.5ppmを1.5ppmへの変更を要望します。ﾋﾞｰﾏﾝの基準値を1993.9.14：告示、1994.4.1：施行時の1.5ppm	日本農薬株式会社	143
575	6	フルオロイミド：物質名：ｶﾙﾋﾞﾄﾞでこれまで統一されている。	日本農薬株式会社	144
576	6	イソプロカルブ：暫定基準を設定しなかった物質一覧にｲﾌﾟﾛｶﾙﾌを加える必要があるのでは。	日本農薬株式会社	145
577	6	イソプロカルブ：ｲﾌﾟﾛｶﾙﾌ (isoproc carb 米0.5ppm)が何れのリストからも欠落している。	日本農薬株式会社	145
578	6	ホップについて、チェコの基準を採用してもらいたい。[原文英語]	Zetec Co.Ltd	Hop 148
579	6	キノキシフェン、テブコナゾール及びトリフロキシストロピン：暫定基準案の0.01は実態に即していない。[原文英語]	Zetec Co.Ltd	Hop 148
580	6	弊社商品の原材料に使用している農薬等において、今回の暫定基準案のリストに記載されていない物質を下記(略)致します。暫定基準のリストに加えていただきたく考えます。メキシコ・ニュージーランド・中国・台湾で使用実績のある農薬(表略)です。	日本水産株式会社	155
581	6	ピロキロン：登録保留基準が設定されている以下の作物に対し基準値の設定を希望する。水稲：基準値案 0.2ppm	シンジエンタジヤパン株式会社	156
582	6	プロスルフロン：米国で基準値が設定されている以下の作物に対し基準値の設定を希望する。小麦：基準値案 0.01ppm 大麦：基準値案 0.01ppm ライ麦：基準値案 0.01ppm とうもろこし：基準値案 0.01ppm そば：基準値案 0.01ppm 上記以外の穀類：基準値案 0.01ppm	シンジエンタジヤパン株式会社	156
583	6	プロスルホカルブ：オランダで基準値が設定されている以下の作物に対し基準値の設定を希望する。オランダはEU加盟国であり、基準値設定に際してはEU同様科学的な根拠に基づいて設定される。また、本剤は現在EU基準値としての設定予定である。小麦：基準値案 0.01ppm 大麦：基準値案 0.01ppm ばれいしょ：基準値案 0.01ppm	シンジエンタジヤパン株式会社	156
584	6	オキサジキシル：日本なし、西洋なしに、登録保留基準1ppmがない。	シンジエンタジヤパン株式会社	156
585	6	ジクワット：米のC o d e x基準は、10ppmの間違いではないか。	シンジエンタジヤパン株式会社	156
586	6	メトラクロール：海外での使用はほとんどS-メトラクロールであることから、S-メトラクロールの記載を追加することを希望する。	シンジエンタジヤパン株式会社	156
587	6	2,4-D：IARCの評価によれば、2Bとされている。同じく2Bの2,4,5-Tが不検出とされているのであるから、2,4-Dも不検出とすべきである。たとえコーデックス基準がそうであるからといっても、5ppmなどという数値を設定すべきではない。	神山美智子	158
588	6	DDT：IARCにより2Bと評価され環境ホルモンリスト掲載物であるので、不検出とすべきである。	神山美智子	158
589	6	MCPA：IARCにより2Bと評価されているので、不検出とすべきである。	神山美智子	158
590	6	アセフェート：3種類以上の変異原試験においてプラスの結果が出ており、発がん性を憂慮すべき物質であるから、不検出とすべきである。みかん等の5ppmなどという数値は容認できないものである。	神山美智子	158
591	6	アルジカルブ：環境省により環境ホルモンとして疑われている化合物の一種であるから、不検出とすべきであり、少なくとも検出限界を暫定	神山美智子	158

		基準値とすべきである。		
592	6	イマザリル：劇物に相当するほど毒性が強く、植物である食品には国際基準はない。コーデックスで検討されたのは、種芋としてのばれいしょであった。したがって、現行基準自体見直すべきものである。またレモン等のかんきつ類については、添加物指定され使用基準が設定されている。ポストハーベスト使用農薬と添加物についての概念が混乱しているから、まずこの辺の整理をこそすべきである。	神山美智子	158
593	6	エスフェンバレレート：環境省により環境ホルモンとして疑われている化合物に含まれる物質であるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
594	6	エトキシキン：収穫後にリンゴの褐変防止用として使用される物質であるから、本来農薬ではなく、食品添加物とされるべきもので、現行基準を見直すべきものである。	神山美智子	158
595	6	エンドスルファン：環境省により環境ホルモンとして疑われている化合物であるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。茶の30ppmなどという数値は到底容認できるものではない。	神山美智子	158
596	6	カルバリル：環境省が環境ホルモンとして疑われている化合物リストに掲載しているものであるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。10ppmなどという基準値は到底容認できない。	神山美智子	158
597	6	クロルピリホス：わが国ではシロアリ駆除剤として使用され多くの被害を出した後、昨年7月、建築基準法により使用が禁止された物質であり、室内空気汚染についての指針値において特別に小児の基準が設けられたほど、小児に対する毒性が強いものであるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
598	6	クロロタロニル：最も小さいEUの基準値を採用すべきであって、豪州との平均値などという作為はすべきでない。	神山美智子	158
599	6	ジクロロポス：IARCが2Bと評価している物質であるから、不検出とすべきである。	神山美智子	158
600	6	ジコホール：化学構造式からみて、DDTと同様の毒性が考えられるものであり、アメリカEPAは発がん性を指摘している。よって不検出とすべきである。仮に暫定基準値を設定するのであれば、UE基準値を採用すべきであって、平均をとって3ppmや2ppmなどの数値を採用することはやめるべきである。	神山美智子	158
601	6	シペルメトリン：環境省が環境ホルモンの疑いがある物質リストに掲載している農薬であるから、原稿基準を改め、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
602	6	チアベンダゾール：食品添加物に指定されている殺菌剤であるから、まず、法的位置付けを整理するべきである。ばれいしょに15ppmなどの数値を設定することは控えるべきである。	神山美智子	158
603	6	ディルドリン及びアルドリン：昭和46年の農水省令により販売が制限された有機塩素系殺虫剤であり、環境省の環境ホルモンであると疑われる物質リストに掲載されている物質であるから、現行どおり不検出とすべきである。	神山美智子	158
604	6	トリフルラリン：同じく環境省リスト掲載物であるから、現行基準も改め、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
605	6	ピンクロゾリン：アメリカEPAのオール・グレイ氏が、動物実験で男性ホルモンかく乱性(母体摂取により雄仔の腹部に女性性器ができる)が証明された物質で、農薬登録も失効し、登録保留基準も取り消された。したがって、すべて不検出とすべき農薬である。	神山美智子	158
606	6	フェニトロチオン：現行基準の根拠とされているADIは算出方法が間違っており、再度検討されるべき物質である。また小麦に設定されている現行基準は、まったく科学的根拠のないもので、取り消されるべきものである。また小麦に10ppmなどという数値を設定したため、他	神山美智子	158

		の食品に配分すべきADIはなくなっている。したがって、現行基準を見直した上で、再度暫定基準を設定するか、当面は、不検出もしくは検出限界をもって暫定基準とすべきである。		
607	6	ヘキサクロロベンゼン：IARCが2Bと評価した物質であり、環境省が平成14年度に優先してリスク評価に取り組む物質としている環境ホルモン疑いがある物質であるから、不検出もしくは検出限界を暫定規制値とすべきである。	神山美智子	158
608	6	ヘプタクロル：IARCが2Bと評価している物質であり、環境省の環境ホルモンリスト掲載物であるから不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
609	6	ペルメトリン：環境省の環境ホルモンリスト掲載物であるから、現行のポストハーベスト使用を前提とした基準を改め、原則として不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
610	6	マラチオン：環境省環境ホルモンリスト掲載物であり、フェニトロチオン同様、ポストハーベスト使用を前提とした小麦の8ppmなどの基準値があるので、他に振り分けるADIはないことになる。よって現行基準を改め、さらに原則として不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158
611	6	カルボフラン(カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブ)： 食品名：カルボフランの暫定基準値(案)が提案されていない作物内容： カルボフランは、カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブの共通代謝物であり、これら3剤の使用実態も考慮して残留基準値を設定すべきである。	石原産業株式会社	159
612	6	下記表1の農薬について、りんごについて中国、チリで使用されている農薬であり、日本のポジティブリストにも乗せて戴きたい。もし残留基準値が設定できない場合でも、ポジティブリストという呼び方なので、掲載されていない農薬は使用してはいけないと思うヒトが多いと考えられるのでリストに載せていただきたい。表1 No 化合物名 使用国名1 Isoproc carb 中国 2 Chlorobenzilate 中国 3 Dimetryn 中国 4 Thenylchlor 中国 5 Fenazaquin チリ	キョーマン株式会社	160
613	6	輸入トマト加工品について、イタリア、アメリカ現地での調査では下記(略)の農薬が使用されいますが、今回トマトについて予定されている日本の基準値と異なるので、イタリア政府のMRL残留値も参考にして基準値を設定していただきたい。	キョーマン株式会社	161
614	6	下記表2の農薬についても、トマトについてイタリア、アメリカで使用許可された農薬であり、日本のポジティブリストにも乗せて戴きたい。もし残留基準値が設定できない場合でも、ポジティブリストという呼び方なので、掲載されていない農薬は使用してはいけないと思うヒトが多いと考えられるのでリストに載せていただきたい。表2 (略)	キョーマン株式会社	161
615	6	「ぶどう」について、現在、日本での登録農薬になっているものでリストに載っていないもの(下記一覧表参照 - 略)があります。このままこれらに対して一律基準値が適用されると大幅な残留基準引き下げになってしまうおそれがあるのでリストに載せていただきたい。	キョーマン株式会社	162
616	6	ジウロン：下記の農薬(略)について今回パイナップルについて予定されている日本の基準値と異なるので、アメリカ政府のMRL残留値も参考にして基準値を設定していただきたい。	キョーマン株式会社	163
617	6	下記表2の農薬(略)についても、パイナップルの輸出国であるフィリピンで使用許可された農薬であり、日本のポジティブリストにも乗せて戴きたい。もし残留基準値が設定できない場合でも、ポジティブリストという呼び方なので、掲載されていない農薬は使用してはいけないと思うヒトが多いと考えられるのでリストに載せていただきたい。	キョーマン株式会社	163
618	6	プロパモカルブ、メチオカルブ、ポリカーバメート、プロパモカルブ、メチオカルブ、ジエトフェンカルブ、ジネブ：日本でも、世界でも広	キョーマン株式会社	164

		く使用されている殺菌剤マンゼブ(登録保留基準あり)、マンネブ(登録保留基準)、ポリカーバメート(登録保留基準)、プロパモカルブ(残留基準)、メチオカルブ(残留基準)、ジエトフェンカルブ(残留基準)、ジネブ(登録保留基準)がリストから落ちているがなぜか。これら化合物類の総称等でポジティブリストに載っているならばその旨の説明が必要であり、載っていないならば良く使用される農薬なので載せていただきたい。		
619	6	カズサホス：食品名： コーヒー豆、ぶどう 内容： コーヒー豆およびぶどうはブラジルにおける基準(http://www.anvisa.gov.br/toxicologia/monografias/monografias.pdf p.136)があり、これらを考慮して基準値設定をお願いしたい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
620	6	カルフェントラゾンエチル：食品名： かんきつ類、さとうきび 内容： かんきつ類とさとうきびはブラジルにおける基準(http://www.anvisa.gov.br/toxicologia/monografias/monografias.pdf p.132)があり、こちらについても考慮して基準値設定をお願いしたい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
621	6	カルボフラン(カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブ)：食品名：カルボフランの暫定基準値(案)が提案されていない作物 内容： カルボフランは、カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブの共通代謝物であり、これら3剤の使用実態も考慮して残留基準値を設定すべきである。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
622	6	クロマゾン：食品名： サヤインゲン、エンドウマメ、ペパーミント、スペアミント、綿実 内容： 上記作物は米国で基準(US 40CFR 180.425; 01Jul03)があり、これらを考慮して基準値設定をお願いしたい。なお、European Member State MRL(http://psd08.pesticides.gov.uk)にも豆類および綿実が入っており、こちらもあわせて考慮していただきたい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
623	6	クロマゾン：食品名： アーティチョーク、ニンジン、なたね(なたね油) ばれいしょ、大豆 内容： 上記作物が European Member State MRL(http://psd08.pesticides.gov.uk)中に含まれており、上記と共に基準設定時に考慮をお願いしたい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
624	6	スルフェントラゾン：食品名： アスパラガス、豆類、トウモロコシ、エンドウマメ、ばれいしょ、さとうきび、キャベツ、西洋わさび、落花生、ひまわりの種子、ペパーミント、スペアミント 内容： 上記作物は、米国での保留基準(US Tolerance [Fed Register 68(185) 24Sep03; p 55280])があり、これらも考慮して基準値設定をお願いしたい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
625	6	スルフェントラゾン：食品名： 大豆、コーヒー豆、かんきつ類、パイナップル 内容： 大豆は米国で基準(US 40CFR 180.498; 01Jul03)があり、こちらを考慮して基準値設定をお願いしたい。また、コーヒー豆、かんきつ類とパイナップルはブラジルにおける基準(http://www.anvisa.gov.br/toxicologia/monografias/monografias.pdf p.461)があり、こちらについても考慮して基準値設定をお願いしたい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
626	6	ピフェントリン：食品名： アーモンド、さとうきび、とうもろこし 内容： アーモンドは米国で基準(US 40CFR 180.442; 01Jul03)があり、こちらを考慮して基準値設定をお願いしたい。また、さとうきび及びとうもろこしはブラジルにおける基準(http://www.anvisa.gov.br/toxicologia/monografias/monografias.pdf p.65)があり、こちらについても考慮して基準値設定をお願いしたい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	165
627	6	プロヘキサジオンカルシウム塩：食品名：りんご、西洋なし、らっかせい 内容：プロヘキサジオンカルシウム塩はUSAにおいてりんごおよびラッカセイに使用実態があり、それらが輸入される可能性があることから、日本での暫基準設定に際しては使用実態を鑑み、USAでの基準値(MRL)それぞれ3ppm、1ppmを採用頂きたい。お願い致します。	クミアイ化学工業株式会社	166

		す。		
628	6	臭素：1．厚生労働省が作成した“臭素”の残留暫定値案は、Code x 基準値の無いものには、外国基準値を参考とされており、今回の暫定基準値案では臭素残留量（米国・ニュージーランド）と臭化メチル残留量（豪州・EU）の基準の異なる値を平均しています。外国基準値を参考にして暫定基準値を設定する場合、臭素残量の平均値の採用をお願いいたします。	メチルプロマイド工業会	167
629	6	臭素：3．日本は島国で台風も多く、土壌中には天然の臭素が含有されているので、栽培作物中には少なからず臭素が含まれております。地域・土質によって、天然由来の臭素値が異なります。当然その地において作物を栽培すると臭素残留を示します。地域によっては、この天然由来の臭素によって今回の暫定値を上回る事が懸念されます。この天然由来の臭素に関してどのように考慮されるかお聞かせ願います。	メチルプロマイド工業会	167
630	6	プロパモカルブ：食品名 トマト 内容 現行残留基準で「トマト」に基準値 1.0ppm があり、トルコ国で実際に使用している農薬なので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。	アラハタ株式会社	178
631	6	カルボフラン(カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブ)：カルボフランの暫定基準値(案)が提案されていない作物について、カルボフランは、カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブの共通代謝物であり、これら3剤の使用実態も考慮して残留基準値を設定すべき	大塚化学株式会社	180
632	6	エンドスルファン：すもも(プルーンを含む)：エンドスルファン(105) 1 2(US) 今回の基準値案 (PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。	California Dried Plum Board	183
633	6	キャプタン：すもも(プルーンを含む)：キャプタン(148) 5 100(US) 今回の基準値案 (PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。	California Dried Plum Board	183
634	6	ジクロラン：すもも(プルーンを含む)：ジクロラン(223) 10 15 (US) 今回の基準値案 (PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。	California Dried Plum Board	183
635	6	ベノミル：すもも(プルーンを含む)：ベノミル(138) 0.5 15(US) 今回の基準値案 (PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。	California Dried Plum Board	183
636	6	塩酸ホルメタネート：すもも(プルーンを含む)：塩酸ホルメタネート(103) 1 2(US) 今回の基準値案 (PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。	California Dried Plum Board	183
637	6	フェントエート：かき：基準値案は0.1であるが、JPP ネットの農薬基準値データベースでは残留基準値0.2となっている。	日産化学工業株式会社	184
638	6	インドキサカルブ：Indoxacarb はニュージーランドではりんご、なし、キーウィフルーツ、その他数種の野菜に使用する殺虫剤として登録されている。ニュージーランドで行われたキーウィフルーツの残留評価では、推奨された使用パターンでは、収穫時キーウィフルーツに残留する Indoxacarb は、0.1mg/kg 未満になるであろうとしている。しかし、ニュージーランドの法律では、キーウィフルーツに対してこの推奨された使用パターンを支持する特定の Indoxacarb の MRL が設定されていない。なぜならニュージーランドの法律では、0.1mg/kg の default MRL が、MRL の表に記載のない農薬/食品の組み合わせすべてに自動的に適用されるためである。ついては、Indoxacarb の暫定 MRL、0.1mg/kg をキーウィフルーツについても設定して頂くことをご検討願いたい。この要請を立証する参考資料を Reference 1.として添付する。	New Zealand Food Safety Authority	186
639	6	エテホン (Ethephon) クロルエセホン (Chlorethephon)：ニュージーランドでは、(2-chloroethyl) phosphonic acid を Chlorethephon という名称で呼び、その他多くの国では plant growth	New Zealand Food Safety Authority	186

		regulator、"Ethephon"として知られている。Ethephon(236)の暫定基準案は、ニュージーランドの生産者の需要を十分に満たすものであるので、Chlorethephon(110)をリストから削除するのが適当だと思われる。		
640	6	ニトロタールイソプロピル:この防かび剤に提案された MRLs は、ニュージーランドで pip fruit に設定されている基準をもとに設定されたことを理解している。ニュージーランドでは本製品の登録が更新されず、ニュージーランドの生産者は今後使用しないので、暫定 MRL リストからこの農薬を削除されるのが適当と思われる。	New Zealand Food Safety Authority	186
641	6	アルジカルブ:アルジカルブの日本の MRL は 0.5ppm であるが、U S の MRL は 1.0ppm である。このため、U S のポテトがトレランスを越える可能性がある。[原文英語]	National Potato Council	187
642	6	クレトジム:クレトジムの日本の MRL は 0.2ppm であり、U S の MRL は 0.5ppm である。U S のトレランスが考慮されることを望む。[原文英語]	National Potato Council	187
643	6	U S でポテトに基準があるのに、日本の MRL リストではポテトに基準のない農薬がある。これら 11 の農薬について、U S 政府と同様に基準を設定してもらいたい。カルボフラン、エトプロップ、フェンバレレート、メトリアム、オキサミル、ペルメトリン、プロパルギット、スルフエントラゾン、チアベンダゾール、チオファネートメチル、リン化亜鉛 [原文英語]	National Potato Council	187
644	6	リニュロン:リニュロンの日本の MRL は 0.1ppm であり、U S の MRL は 1.0ppm である。U S のトレランスが考慮されることを望む。[原文英語]	National Potato Council	187
645	6	ハ口スルフロメチル:米国及び豪州により設定された基準値に不足分があるので、下記の基準値追加を提案する。また、基準値が設定されていないものの削除(括弧で示した)を提案する。	日産化学工業株式会社	188
646	6	ピリミホスメチル:パンに設定されている 3 品目の農薬のうち、ピリミホスメチルが小麦粉には基準値がない、という矛盾がある。	社団法人日本パン工業会	191
647	6	マラチオン:マラチオンの残留基準値は低すぎる。最低基準値を少なくとも 1 ppm 上げるべきである。マラチオンは、穀物にかびが繁殖するのを抑制するために、穀物エレベーターで使われているため、残留農薬として大豆から検出される可能性がある。散布後すぐにスプレーされた面と接触することになる大豆は、場合によっては、これが一部付くこともある。EPA の基準値は 8ppm であり、0.5ppm とする日本の基準値案よりずっと高く設定されている。1998 年に行った試験では、総検体の 41% から 0.003-0.191ppm のレベルで残留農薬が検出されている。	アメリカ大豆協会	194
648	6	カナダで使用されており、暫定基準案に記載されていない農薬(8種類)がある。これらの物質は、日本の暫定基準案の別の名前でカバーすることが可能である。これらの物質を日本の暫定基準案でカバーできるかどうか検討してもらいたい。これらの物質がリストに記載されない場合は、我々は、リストに追加することを要求する。Mancozeb, maneb, mecoprop, methyl bromide, TCMTB, thiram については、現在、MRL は必要ないと考えているが、regulation B.15.002(1)において、使用の許可はされている。この regulation において、トレランスリミットが設定されていないものが、0.1ppm 以上含まれる食品の販売は禁止されている。この値は、見直し中であり、数年以内に、より測定可能な値に変わる予定である。[原文英語]	カナダ小麦局	197
649	6	bentazone, fludioxonil, hydrogen cyanide, piperonyl butoxide, pyraclostrobin, sulfosulfuron, trimethylsulfonium:小麦、大麦における下記(略)のカナダの基準に、日本の暫定基準案を変更して欲しい。[原文英語]	カナダ小麦局	198
650	6	diatomaceous earth(silicon dioxide) と silica aerogel : diatomaceous earth(silicon dioxide)と silica aerogel については、	カナダ小麦局	198

		農薬として許可されているが、カナダにおいては、トレランスが必要でない」とされている。日本のリストにおいて、これらの物質はどのようにカバーされているのか。[原文英語]		
651	6	fludioxonil, hydrogen, netaaxyl, picolinafen, piperonil butoxide, pyraclostrobin: 下記(略)の農薬は、暫定基準案の方が、カナダの MRL より厳しい。我々は、このトレランスについて懸念はしていないが、一致している方が好ましい。[原文英語]	カナダ小麦局	198
652	6	アミトロール: 除草剤のアミトロールについて、日本のリストでは不検出とされている。カナダはアミトロールは小麦、大麦の種付け前の処理として使用が許可され、両方に 0.01ppm の MRL が設定されている。我々は ND とすることに格段の異存はないが、近年進歩している分析技術に鑑み、ND よりも有限の基準値を設定した方がいいように思われる。[原文英語]	カナダ小麦局	198
653	6	BHC: オーストラリアは、BHC に MRL が設定されているのに、LINDANE に MRL が設定されていないことに注意している。LINDANE は gamma-HCH であり、BHC として説明されることもある。LINDANE の MRL は BHC でカバーされているのか。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
654	6	イマザリル、オルトフェニルフェノール、ピペロニルブトキシド、シアベンダゾール: 暫定 MRL に、これらの物質(略)が載せられていない。オーストラリアは、これらの物質は、添加物のリストにあり、暫定基準採用後も引き続き、現存する添加物のレベルが維持できるよう要求する。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
655	6	キャプタン: キャプタンについて、日本は、ピーチ以外のストーンフルーツについて、登録保留基準の 5ppm を採用し、ピーチについては、Codex の 15ppm を採用している。オーストラリアは、日本のキャプタンにおける暫定 MRL を、すべてのストーンフルーツに付いて、15ppm を採用することを希望する。さらに、その MRL を指示するデータを提供するつもりである。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
656	6	臭化メチル: 国際的に徐々に使用されなくなっているが、オーストラリアは臭化メチルについて、穀類に 50ppm の MRL を設定しており、植物防疫所で植物衛生の目的で用いられている。それ故に、オーストラリアは、日本が臭化メチルの基準値を 50ppm に設定することを望む。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
657	6	二硫化炭素: オーストラリアは二硫化炭素について、穀類に 10ppm の MRL を設定しており、燻煙剤として使用されている。このため、日本にオーストラリアの MRL を採用してもらいたい。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
658	6	ピペロニルブトキシド: 加えて、オーストラリアはピペロニルブトキシドをフルーツに 8ppm の MRL を設定しており、日本においても、改正食品衛生法において、フルーツに対する基準の採用を考慮してもらいたい。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
659	6	フェニトロチオン: 牛の肉(筋肉)、あひるの肉(筋肉)について フェニトロチオンの動物用医薬品としての初回承認は昭和 40 年であり、その後 2 回の再評価を受けている。現在承認されている効能・効果ならびに用法・用量は第一回の再評価(昭和 61 年)の後に変更されたもので、本内容は第 2 回の再評価後(平成 5 年)も変更されていない。一方、今回の暫定基準値(登録値)の根拠になっている牛の残留性試験は、昭和 40 年代に実施されたものであり、現在の承認内容(用法・用量ならびに休薬期間)の根拠となる試験とはなっていない。すなわち、畜体への適用方法が現承認内容の直接噴霧ではなく、本剤を散布した牧草を通じて摂取させた場合の残留性を調べた試験である。従って、フェニトロチオンの暫定基準値として今回引用されている試験の検出限界を当てはめるのは不相当と思われるので、替わって一律基準値を用いるべきであると考え。また、暫定値一覧表にある「あひるの肉(筋肉)」の	住友化学工業株式会社	200

		数値は、「鶏の肉(筋肉)」に該当する数値の誤植と思われる。(以上については、農林水産省に提出した資料を添付する)		
660	6	アジンホスメチル：カナダの MRL は 0,1ppm。カノーラ油 (Canola) に日本の MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
661	6	アセタミプリド：この農薬は新たにカナダで登録され、カナダの MRL が同時に設定されるので、日本は、カノーラ油 (Canola) に MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
662	6	アトラジン：カノーラ油 (Canola) に日本の MRL は 0.02ppm であるが、カナダではこの物質は使用されていないが、MRL は 0.1ppm である。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
663	6	アミトロール：カナダの MRL は 0.1ppm であり、日本は、カノーラ油に MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
664	6	イマゼタピル：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
665	6	エタフルラリン：カナダの MRL は 0.1ppm であるが、日本の提案されている MRL は 0.05ppm である。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
666	6	カルバリル：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
667	6	カルベトシン：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
668	6	キザロホップ及びキザロホップ-p-エチル：同じ MRL を両農薬に設定するべきだ。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
669	6	グリホサート又はスルホサート：その他の豆類 (other pulses) のグリホサートの MRL を検討してもらいたい。日本は、エンドウ (peas) に 2ppm、小豆 (beans) に 5ppm、他の豆類 (other pulses) に 2ppm の MRL を提案しているが、ひよこ豆 (chickpeas) とレンズ豆 (lentils) の MRL は最後のカテゴリーに分類されるものと思われる。これら 2 種類の作物については、世界的には異なった分類として認知されており、米国では 5ppm である。カナダのレンズ豆におけるグリホサートの MRL は 4ppm であり、我々は、この基準を日本の審議の際に用いることを提案する。我々はまた、レンズ豆をその他の豆類ではなく、新たに分類として加えることを提案する。[原文英語]	PULSE CANADA	202
670	6	シアナジン：カナダではこの物質は使用されていないが、MRL は 0.1ppm である。日本は、カノーラ油 (Canola) に MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
671	6	ジフェノコナゾール：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0.03ppm であるが、日本は 0.02ppm である。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
672	6	チラム：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
673	6	デルタメトリン：デルタメトリンについて、エンドウ (peas)、小豆 (beans)、他の豆類 (other pulses) に 0.1ppm の基準を設定していただきたい。[原文英語]	PULSE CANADA	202
674	6	トリアレート：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
675	6	パラコート：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
676	6	フルアジホップ及びフルアジホップ-p-ブチル：同じ MRL を両農薬に設定するべきだ。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
677	6	プロピコナゾール：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0.1ppm であるが、日本は 0.05ppm である。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
678	6	ペルメトリン：カナダのカノーラ油 (Canola) の MRL は 0.1ppm であるが、日本は 0.05ppm である。[原文英語]	Canola Council of Canada	190

679	6	ボスカリド：この農薬は新たにカナダで登録され、カナダの MRL が同時に設定されるので、日本は、カノーラ油（Canola）に MRL を設定する必要がある。[原文英語]	Canola Council of Canada	190
680	6	マラチオン：マラチオンの豆類におけるコーデックスの残留基準値は 8ppm であるが、日本は 0.5ppm であり、コーデックスの基準に近づけることを提案する。もし、8ppm が採用できないのであれば、中間の 3 ppm を望む。これは、カナダの数値である。[原文英語]	PULSE CANADA	202
681	6	アミトラス：茶は乾燥加工品であり、基準 0.1 ppm は厳しすぎるのではないか。	国立医薬品食品衛生研究所	203
682	6	エマメクチン安息香酸塩：綿実以外の作物と比較して、このように低い値(0.005ppm)を設定する必要性がないのでは？分析が困難である。	国立医薬品食品衛生研究所	203
683	6	ジメチピン：綿実油：Codex の綿実油の MRL には、Crude oil の 0.1ppm と edible oil の 0.02ppm がある。暫定基準値案に 0.1ppm が採用されていることから推察すると、暫定基準値は粗製油に適用されるのですか。粗製油か精製油かを明示して欲しい	国立医薬品食品衛生研究所	203
684	6	フルシトリネート：綿実油：Codex では綿実にフルシトリネートの MRL が定められている（Codex ホームページ情報、1999年現在）が暫定基準にないのは、なぜですか。	国立医薬品食品衛生研究所	203
685	6	メタラキシル及びメフェノキサム：基準値がどちらの農薬に換算するのか脚注の記載がない。	国立医薬品食品衛生研究所	203
686	6	モノクロトホス：綿実油：Codex では綿実にモノクロトホスの MRL が定められている（Codex ホームページ情報、1999年現在）が、暫定基準にないのは、なぜですか。	国立医薬品食品衛生研究所	203
687	6	輸出国（フィリピン国）にて使用されている可能性があり（登録があり、アスパラガスに使用される可能性がある）BT(殺虫剤) Buprofezine (殺虫剤、Codex の ADI 0.01) Copper Hydroxide(殺菌剤) Pattasuim salt of fatty acid(殺虫剤) Profenofos(殺虫剤、Codex の ADI 0.01) Propineb (殺菌剤、Codex の ADI 0.007) について、暫定基準値を設定していただきたくお願いいたします。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	204
688	6	クレンブテロール：クレンブテロールの Codex 基準は誤りである。	E U	205
689	6	リン化アルミニウム：残留に関する審査の際には、米国等における本農薬の考え方、状況をもとに、同様のお考えを導入していただきたい。	リン化アルミニウム工業会（デゲシュ・ジャパン株式会社）	206
690	6	ピペロニルブトキシド：食品衛生法に基づく規格基準品目に暫定として基準値が示されている EDB (0.1ppm) 旧食糧庁自主設定品目に指定されているピペロニルブトキシド (20.0ppm) と二硫化炭素 (10.0ppm) の扱いが、何処にも示されていないので説明願いたい。なお、アメリカ (Wheat、Post-H) オーストラリア共に基準値があり、20.0ppm となっている。添付資料 2、3	製粉協会	208
691	6	ピラクロストロピン：CWB (カナダ小麦局) の資料によると、基準値が設定されており、0.2ppm となっている。添付資料 1	製粉協会	208
692	6	EDB：昭和 60 年 1 月 21 日衛食第 12 号において「暫定基準」が通知されています。つきましては、当該通知に基づく対象農産物として小麦に関し同様の基準を設定願いたい。参考資料：衛食第 12 号（同旨 2 件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
693	6	ピペロニルブトキシド：ピペロニルブトキシドについては、今回参考にされた国及び Codex (ステップ 3 ~ CXL レベル) において基準値が設定されているが、一次案には、全ての農作物において基準値が設定されていない。各種農産物への基準設定をお願いしたい。参考資料（同旨 2 件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
694	6	ピラクロストロピン：アメリカ基準 0.02ppm だけがリストに記載され、それが暫定基準として採用されているが、カナダにも 0.2ppm の基準があ	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210

		り、暫定基準設定の参考に取り上げていただきたい。 参考資料（同旨2件）		
695	6	メコプロップ：Mecoprop（除草剤）については、カナダにおいて一律基準0.1ppmが採用されている。しかし、今回の基準案で農薬名としてリストアップされていない。 参考資料（同旨2件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
696	6	ジクロラン：玉ねぎの「Dicloran」は、Codex 基準として「0.2ppm」が採用されている。しかしながら、「Dicloran」は参考諸外国で5～10ppmであり、基準値の乖離が心配される。輸入を考慮した場合、諸外国基準との調整、整合性の関係で他の幾つかの農薬で採用された諸外国基準優先（対Codex 基準比）の設定をお願いしたい。	(株)日清製粉グループ本社	210
697	6	ジチオカルバメート：玉ねぎの「Dithiocarbamate」は、Codex 基準として「0.5ppm」が採用されているが、参考諸外国では3～7ppmであり、基準値の乖離が心配される。輸入を考慮した場合、諸外国基準との調整、整合性の関係で他の幾つかの農薬で採用された諸外国基準優先（対Codex 基準比）の設定をお願いしたい。	(株)日清製粉グループ本社	210
698	6	キャプタン：添付の試験データより、米の基準値を5ppmから0.01ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
699	6	キャプタン：適用拡大を希望するので、小麦の基準値0.3ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
700	6	キャプタン：セロリの基準値について、米国50ppm、EU0.1ppm、NZ10ppmであり、その海外平均値である残留基準値20ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
701	6	キャプタン：トマトについて、CODEX 基準値15であるので、暫定基準値15を希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
702	6	キャプタン：ピーマンの基準値について、米国25ppm、EU0.1ppm、NZ10ppmであり、その海外平均値は11.7である為、暫定残留基準値は12ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
703	6	キャプタン：なすについて、米国基準値25であるので、海外平均値25を希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
704	6	キャプタン：きゅうりについて、米国基準値が25ppm、加国基準値が5ppmであるので、海外平均値は15ppmを暫定基準として希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
705	6	キャプタン：ほうれん草について、米国基準値が100ppm、EU基準値が0.1、NZ基準値が10ppmであり、海外平均値は36.7である為、暫定残留基準は37ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
706	6	キャプタン：適用拡大を希望する予定なので、えだまめの基準値20ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
707	6	キャプタン：りんごについて、CODEX 基準値である25ppmを暫定基準値として希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
708	6	キャプタン：マルメロについて、豪州基準値が10ppm、EU基準値が3ppm、NZ基準値が10ppmであり、海外平均値は7.7である為、暫定残留基準は8ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
709	6	キャプタン：ネクタリンについて、米国基準値が50ppm、豪州基準値が15ppm、加国基準値が3ppm、EU基準値が2ppm、NZ基準値が10ppmであるので、海外平均値は16.4ppmである。従って、暫定残留基準値は17ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
710	6	キャプタン：あんずについて、米国基準値が50ppm、豪州基準値が15ppm、加国基準値が5ppm、EU基準値が2ppm、NZ基準値が10ppmであるので、海外平均値は16.4である。従って、暫定残留基準は17ppmを希望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213

711	6	キャプタン：すももについて、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
712	6	キャプタン：うめについて、JMPR では、うめは Plum としてのカテゴリーに入る為、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
713	6	キャプタン：おうとう (チェリーを含む) について、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
714	6	キャプタン：ぶどうについて、米国基準値が 50ppm、豪州基準値が 10ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 10ppm、NZ 基準値が 10ppm となる。その海外基準平均値 17 を暫定基準として希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
715	6	キャプタン：添付の試験データより、米の基準値を 5ppm から 0.01ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
716	6	キャプタン：適用拡大を希望するので、小麦の基準値 0.3ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
717	6	キャプタン：セロリの基準値について、米国 50ppm、EU0.1ppm、NZ10ppm であり、その海外平均値である残留基準値 20ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
718	6	キャプタン：トマトについて、CODEX 基準値 15 であるので、暫定基準値 15 を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
719	6	キャプタン：ピーマンの基準値について、米国 25ppm、EU0.1ppm、NZ10ppm であり、その海外平均値は 11.7 である為、暫定残留基準値は 12ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
720	6	キャプタン：なすについて、米国基準値 25 であるので、海外平均値 25 を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
721	6	キャプタン：きゅうりについて、米国基準値が 25ppm、加国基準値が 5ppm であるので、海外平均値は 15ppm を暫定基準として希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
722	6	キャプタン：ほうれん草について、米国基準値が 100ppm、EU 基準値が 0.1、NZ 基準値が 10ppm であり、海外平均値は 36.7 である為、暫定残留基準は 37ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
723	6	キャプタン：適用拡大を希望する予定なので、えだまめの基準値 20ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
724	6	キャプタン：りんごについて、CODEX 基準値である 25ppm を暫定基準値として希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
725	6	キャプタン：マルメロについて、豪州基準値が 10ppm、EU 基準値が 3ppm、NZ 基準値が 10ppm であり、海外平均値は 7.7 である為、暫定残留基準は 8ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
726	6	キャプタン：ネクタリンについて、米国基準値が 50ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 3ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 16.4ppm である。従って、暫定残留基準値は 17ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
727	6	キャプタン：あんずについて、米国基準値が 50ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 16.4 である。従って、暫定残留基準は 17ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213

728	6	キャプタン：すももについて、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
729	6	キャプタン：うめについて、JMPR では、うめは Plum としてのカテゴリーに入る為、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
730	6	キャプタン：おうとう (チェリーを含む) について、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
731	6	キャプタン：ぶどうについて、米国基準値が 50ppm、豪州基準値が 10ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 10ppm、NZ 基準値が 10ppm となる。その海外基準平均値 17 を暫定基準として希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
732	6	テトラコナゾール：かきについて、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準 0.3ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
733	6	テトラコナゾール：ねぎについて、適用拡大予定の為、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 3ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
734	6	テトラコナゾール：にんにくについて、適用拡大予定の為、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 0.05ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
735	6	テトラコナゾール：ピーマンについて、イタリア基準値が 0.2ppm なので、暫定基準値 0.2ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
736	6	テトラコナゾール：おうとうについて、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 2ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
737	6	テトラコナゾール：うめについて、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 2ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
738	6	テトラコナゾール：かきについて、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準 0.3ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
739	6	テトラコナゾール：ねぎについて、適用拡大予定の為、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 3ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
740	6	テトラコナゾール：にんにくについて、適用拡大予定の為、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 0.05ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
741	6	テトラコナゾール：ピーマンについて、イタリア基準値が 0.2ppm なので、暫定基準値 0.2ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
742	6	テトラコナゾール：おうとうについて、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 2ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
743	6	テトラコナゾール：うめについて、作物残留試験結果 (データ添付) に基づき、暫定基準値 2ppm を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
744	6	ホルペット：きゅうりについて、現行の残留基準値は 2ppm であるが、当社で行った作物残留試験によると 5ppm が適当である。日本では果菜類の作残は収穫前日のデータが要求されており、海外と比較して高い分析値が出やすい。日本での実用を考慮して 5ppm への引き上げを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
745	6	ホルペット：ぶどうについて、現行の残留基準値の 2ppm は、当社で行った作物残留試験の結果と大きな乖離がみられた。農薬登録はぶどうの晩腐病、べと病での申請を予定しているが、小粒種でもこれらの病害の	アリスタ ライフサイエンス (株)	213

		被害は激しく農薬散布を必要としており、広く本農薬が処理できるよう暫定基準を 25ppm へ引き上げることを希望する。		
746	6	ホルペット：はくさいについて、暫定基準値案の設定はないが、当社で作物残留試験の結果から、暫定基準を 5ppm とする事を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
747	6	ホルペット：トマトについて、残留基準値は 3ppm であるが、当社で行った作物残留試験によると 5ppm が適当である。日本では、果菜類の作残は収穫前日のデータが要求されており、海外と比較して高い分析値が出やすい。日本での実用を考慮して 5ppm への引き上げを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
748	6	ホルペット：ばれいしょについて、残留基準値は 0.02ppm であるが、当社で予備的に行った作物残留試験によると 0.01ppm であった。また、Codex 委員会では現行の 0.02ppm から 0.1ppm への引き上げを検討している。これらを考慮に入れ、0.1ppm への引き上げを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
749	6	ホルペット：あずきについて、暫定基準値案の設定はないが、当社で予備的に行った作物残留試験の結果から、分析値は 0.08ppm であったことから、暫定基準値を 0.3ppm とすることを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
750	6	ホルペット：茶について、暫定基準値案の設定はないが、当社で行った作物残留試験の結果から、分析値は 2.5ppm であったことから、暫定基準値を 5ppm とすることを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
751	6	ホルペット：きゅうりについて、現行の残留基準値は 2ppm であるが、当社で行った作物残留試験によると 5ppm が適当である。日本では果菜類の作残は収穫前日のデータが要求されており、海外と比較して高い分析値が出やすい。日本での実用を考慮して 5ppm への引き上げを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
752	6	ホルペット：ぶどうについて、現行の残留基準値の 2ppm は、当社で行った作物残留試験の結果と大きな乖離がみられた。農薬登録はぶどうの晩腐病、べと病での申請を予定しているが、小粒種でもこれらの病害の被害は激しく農薬散布を必要としており、広く本農薬が処理できるよう暫定基準を 25ppm へ引き上げることを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
753	6	ホルペット：はくさいについて、暫定基準値案の設定はないが、当社で作物残留試験の結果から、暫定基準を 5ppm とする事を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
754	6	ホルペット：トマトについて、残留基準値は 3ppm であるが、当社で行った作物残留試験によると 5ppm が適当である。日本では、果菜類の作残は収穫前日のデータが要求されており、海外と比較して高い分析値が出やすい。日本での実用を考慮して 5ppm への引き上げを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
755	6	ホルペット：ばれいしょについて、残留基準値は 0.02ppm であるが、当社で予備的に行った作物残留試験によると 0.01ppm であった。また、Codex 委員会では現行の 0.02ppm から 0.1ppm への引き上げを検討している。これらを考慮に入れ、0.1ppm への引き上げを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
756	6	ホルペット：あずきについて、暫定基準値案の設定はないが、当社で予備的に行った作物残留試験の結果から、分析値は 0.08ppm であったことから、暫定基準値を 0.3ppm とすることを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
757	6	ホルペット：茶について、暫定基準値案の設定はないが、当社で行った作物残留試験の結果から、分析値は 2.5ppm であったことから、暫定基準値を 5ppm とすることを希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
758	6	メタミドホス：とうもろこしについて、オルトラン水和剤、粒剤の本作物における作物残留試験結果（データ添付）に基づき、厚生労働省案 0.1ppm から 0.3ppm に変更を希望する。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
759	6	メタミドホス：小豆類について、オルトラン水和剤が既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を希望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213
760	6	メタミドホス：だいこん類（ラディッシュを含む）の根について、オルトラン水和剤、粒剤が既登録であるため、新規設定(0.3ppm)を希望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス (株)	213

761	6	メタミドホス：だいこん類（ラディッシュを含む）の葉について、オルトラン水和剤、粒剤の本作物における作物残留試験結果（データ添付）に基づき、厚生労働省案 0.5ppm から 1ppm への変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
762	6	メタミドホス：かぶ類の根について、オルトラン粒剤が既登録であるため、新規設定(0.3ppm)を希望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
763	6	メタミドホス：かぶ類の葉について、オルトラン粒剤の本作物における作物残留試験結果（データ添付）に基づき、厚生労働省案 0.7ppm から 1ppm への変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
764	6	メタミドホス：ごぼうについて、オルトラン水和剤、粒剤が既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を要望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
765	6	メタミドホス：レタス（サラダ菜及びちしゃを含む）について、オルトラン水和剤の本作物（サラダ菜）及びオルトラン粒剤の本作物（レタス）における作物残留試験結果（データ添付）に基づき、現行の残留基準値 1ppm から 2ppm への変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
766	6	メタミドホス：上記以外のきく科野菜について、オルトラン水和剤のふきにおける作物残留試験結果（データ添付）に基づき、厚生労働省案 0.5ppm から 1ppm への変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
767	6	メタミドホス：たまねぎについて、オルトラン水和剤が既登録であるため、新規設定(0.1ppm)を要望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
768	6	メタミドホス：にんにくについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.1ppm)を要望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
769	6	メタミドホス：しょうがについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.05ppm)を要望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
770	6	メタミドホス：未成熟いんげんについて、オルトラン水和剤の本作物における作物残留試験結果（データ添付）に基づき、新規設定(2ppm)を要望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
771	6	メタミドホス：えだまめについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を要望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
772	6	メタミドホス：ぶどうについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(1ppm)を要望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
773	6	メタミドホス：かきについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(2ppm)を要望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
774	6	メタミドホス：上記以外の果実類について、オルトラン水和剤のいちじくにおける作物残留試験結果（データ添付）に基づき、現行の残留基準値 0.1ppm から 2ppm に変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
775	6	メタミドホス：茶について、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(3ppm)を要望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
776	6	メタミドホス：とうもろこしについて、オルトラン水和剤、粒剤の本作物における作物残留試験結果（データ添付）に基づき、厚生労働省案 0.1ppm から 0.3ppm に変更を希望する。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
777	6	メタミドホス：小豆類について、オルトラン水和剤が既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を希望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
778	6	メタミドホス：だいこん類（ラディッシュを含む）の根について、オルトラン水和剤、粒剤が既登録であるため、新規設定(0.3ppm)を希望する（データ添付）。	アリスタ ライフサイエンス（株）	213
779	6	メタミドホス：だいこん類（ラディッシュを含む）の葉について、オルトラン水和剤、粒剤の本作物における作物残留試験結果（データ添付）	アリスタ ライフサイエンス（株）	213

		に基づき、厚生労働省案 0.5ppm から 1ppm への変更を要望する。		
780	6	メタミドホス：かぶ類の根について、オルトラン粒剤が既登録であるため、新規設定(0.3ppm)を希望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
781	6	メタミドホス：かぶ類の葉について、オルトラン粒剤の本作物における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、厚生労働省案 0.7ppm から 1ppm への変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
782	6	メタミドホス：ごぼうについて、オルトラン水和剤、粒剤が既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を要望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
783	6	メタミドホス：レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)について、オルトラン水和剤の本作物(サラダ菜)及びオルトラン粒剤の本作物(レタス)における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、現行の残留基準値 1ppm から 2ppm への変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
784	6	メタミドホス：上記以外のきく科野菜について、オルトラン水和剤のふきにおける作物残留試験結果(データ添付)に基づき、厚生労働省案 0.5ppm から 1ppm への変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
785	6	メタミドホス：たまねぎについて、オルトラン水和剤が既登録であるため、新規設定(0.1ppm)を要望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
786	6	メタミドホス：にんにくについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.1ppm)を要望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
787	6	メタミドホス：しょうがについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.05ppm)を要望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
788	6	メタミドホス：未成熟いんげんについて、オルトラン水和剤の本作物における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、新規設定(2ppm)を要望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
789	6	メタミドホス：えだまめについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を要望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
790	6	メタミドホス：ぶどうについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(1ppm)を要望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
791	6	メタミドホス：かきについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(2ppm)を要望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
792	6	メタミドホス：上記以外の果実類について、オルトラン水和剤のいちじくにおける作物残留試験結果(データ添付)に基づき、現行の残留基準値 0.1ppm から 2ppm に変更を要望する。	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
793	6	メタミドホス：茶について、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(3ppm)を要望する(データ添付)	アリスタ ライフサイエンス(株)	213
794	6	2-セカンダリーブチルフェノキシ-N-メチルカーバメート：和名と英名が異なっている。さらに、化学構造上、英名の通りだとすれば、農薬のフェノブカルブと同一物質であると考えられるが、如何か。また、その場合、米以外の基準が欠落している。(同旨2件)	小川 邦彦・日本農薬株式会社	15・145
795	6	トリアジメホン・トリアジメノール：トリアジメホンはトリアジメノールに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、トリアジメホンに基準が設定されていても、トリアジメノールに基準が設定されていない食品が数多くあり、トリアジメノールが検出されることで違反となる場合が予想される。従って、登録保留基準が合計値で設定されていたように、元の農薬と代謝後の農薬との合計値に対して基準値を設定すべきである。また、別個に基準値を設定すべき理由がある場合でも、元の農薬に基準値が設定されている食品については、少なくとも、代謝後の農薬にも、毒性等を考慮した上で、基準値を設定すべきではな	兵庫県立健康環境科学研究センター・株式会社ニチレイ・サントリー株式会社	30・85・98

		いか。（同旨3件）		
796	6	アセフェート・メタミドホス：アセフェートはメタミドホスに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、アセフェートに基準が設定されていても、メタミドホスに基準が設定されていない食品が数多くあり、矛盾が生じるのではないか。両者のADIはアセフェート0.03mg/kgbw/day、メタミドホス0.004mg/kgbw/dayであり、代謝面・毒性面を考慮すると、アセフェートの基準値の10分の1程度の値をメタミドホスに設定するのが妥当と考える。（同旨3件）	兵庫県立健康環境科学研究センター・株式会社ニチレイ・サントリ株式会社	30・86・98
797	6	もし現状の基準値のまま暫定基準が施行されると、将来、ドイツから日本へのホップの輸出に（ドイツの生産量の1割を占める）重大な問題が生じると考えられる。基準の設定に当たっては、ドイツの現行基準が適用できるよう、参考にして欲しい。[原文英語]（同旨2件）	HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V. (Germany)	35・52
798	6	オキシ銅：ドイツでは、銅（ホップ）に1.000ppmの基準を置いている。基準値案では10ppmしかなく、再考を求める。[原文英語]（同旨3件）	HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V., Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG (Germany)	35・52・103
799	6	キノキシフェン：ドイツでは農薬として登録されており、基準値（ホップ）は1ppmである。基準値案ではたった0.01ppmしかなく、再考を求める。[原文英語]（同旨3件）	HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V., Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG (Germany)	35・52・103
800	6	スピロキサミン：ドイツでは農薬として現在登録申請中であり、近年中に登録されるので考慮して欲しい。[原文英語]（同旨3件）	HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V., Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG (Germany)	35・52・103
801	6	スルホン酸銅：ドイツでは、銅（ホップ）に1.000ppmの基準を置いている。基準値案では10ppmしかなく、再考を求める。[原文英語]（同旨3件）	HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V., Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG (Germany)	35・52・103

802	6	<p>テブコナゾール：ドイツでは、銅（ホップ）に 30ppm の基準を置いている。基準値案では 0.01ppm しかなく、再考を求める。[原文英語]（同旨 3 件）</p>	<p>HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V., Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG (Germany)</p>	<p>35・52・103</p>
803	6	<p>ホルペット：ドイツでは、銅（ホップ）に 120ppm の基準を置いている。基準値案では 0.01ppm しかなく、再考を求める。[原文英語]（同旨 3 件）</p>	<p>HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V., Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG (Germany)</p>	<p>35・52・103</p>
804	6	<p>チアメトキサム及びクロチアニジン：チアメトキサムとクロチアニジンの基準値設定について 残留農薬等の暫定基準値（第 1 次案）では、チアメトキサムとクロチアニジンで共通の基準値を設定し、チアメトキサムとして基準値を管理することとなっている。チアメトキサムとクロチアニジンは作物中の残留量を個別に測定することが可能であること等の理由から、共通で基準値ではなく、個別の基準値設定が可能であると考えている。よって、チアメトキサムとクロチアニジンそれぞれの基準値を作成することを要望する。また、チアメトキサムの分析対象成分は、現行どおりチアメトキサム及びクロチアニジンとし、それぞれの分析成分の残留量は、チアメトキサムおよびクロチアニジンそれぞれの基準値で管理することを提案する。 理由 ・ チアメトキサムとクロチアニジンは、作物中の残留量を個別に測定する方法が確立されており、それぞれの分析対象化合物の残留量を個別に把握することが可能である。・ チアメトキサムとクロチアニジンは、それぞれで安全性評価が行われており、個別の基準値を設定する科学的根拠がある。・ チアメトキサム由来のクロチアニジン残留量は、クロチアニジンの残留基準値を設定することにより管理が可能である。</p>	<p>シンジェンタジャパン株式会社</p>	<p>156</p>
805	6	<p>BHC：IARCにより 2B と評価されているので、不検出とすべきである。</p>	<p>神山美智子</p>	<p>158</p>
806	6	<p>アミトラズ：平成 15 年 12 月 17 日に「かんきつ（みかんを除く）」が登録拡大されたが、収穫前日数が 45 日と長いこと、収穫期に近い秋期防除では「かんきつ（みかんを除く）」での使用が制限されること、収穫前日数が異なるため「みかん」と「かんきつ」の混植園では指導できないことから「かんきつ」の収穫前日数を「みかん」と同じ 14 日にするよう産地から要望されていた。これに関して、平成 14 年 6 月 24 日の残留農薬部会暴露評価調査会で残留基準値案が審議され、「みかん以外のかんきつ」2.0ppm が決定されたが、その後、法改正があり告示には至らず、0.5ppm のままとなっている。以上のことから、「みかん以外のかんきつ」における基準値として残留農薬部会暴露評価調査会の決定を受けて 2.0ppm を採用していただきたい。</p>	<p>バイエルクロップサイエンス / 日産化学工業株式会社</p>	<p>215-2</p>
807	6	<p>エスフェンバレレート・フェンバレレート：エスフェンバレレートは、フェンバレレートを構成する 4 つの光学異性体の一つであるが、今回の一次案にはエスフェンバレレート、フェンバレレートともに基準が設定</p>	<p>株式会社ニチレイ・住友化学工業株式会社</p>	<p>87・92</p>

		されており、二重の規制を受けることになる。また、食品によってはエスフェンバレートの数値の方が大きいものがあり、明らかに矛盾している。さらに、各光学異性体を分別定量することは技術的にも困難であることから、基準はトータルでのフェンバレートに統一すべきと考える。また、平成14年4月17日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会残留農薬部会残留農薬調査会において、両剤のADIを0.018mg/kg/dayとすることで了承されている。（同旨2件）		
808	6	2-セカンダリーブチルフェノキシ-N-メチルカーバメート(No.8):2-セカンダリーブチルフェノキシ-N-メチルカーバメート(No.8)の和名に対し、英名は、「2-secondary-butylphenyl-N-methyl-carbamate」である。化学構造上、和名の構造は考え難く、英名が正しいのではないかと判断される。もし、英名が正しければ、農薬の「フェノブカルブ(Fenobucarb):2-secondary-butyl-phenyl-N-methylcarbamate」と同一化合物になる。フェノブカルブは既に残留基準が設定されている農薬なので、暫定基準を設定し、記載(農薬/動物薬・殺虫剤)が必要ではないか。	小川 邦彦	15
809	6	項目によっては、「さけ」「ます」「その他鮭類」となっているものと、「ます」が無かったり、「その他鮭類」がなかったりするものがある。各項目を統一し、またそれぞれの定義を明確にして欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27
810	6	スピラマイシン類:スピラマイシン類については、鮭類養殖について実績があり、食品衛生法でも基準値が設定されているため、リスト対象とすべき。	(社)日本冷凍食品協会	27
811	6	ゲンタマイシン:ゲンタマイシンの一律基準値は、承認のある動物の休薬期間を担保する上からも、少なくとも残留試験資料(別添略)で担保されている0.05ppm以上で設定して頂きたい。	ベーリンガーインゲルハイムシオノギベトメディカ株式会社	90
812	6	クロルテトラサイクリン・テトラサイクリン:テトラサイクリン系抗生物質の水産物への残留基準は、オキシテトラサイクリンに限定されているが、畜産物への残留基準と同様に、他のクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの合計値へ変更して欲しい。もし現行基準を動かさないのであれば、クロルテトラサイクリン・テトラサイクリンの残留基準値を設定して欲しい。	天野 篤繁	93
813	6	エンロフロキサシン:基準値案では、水産物に関して数値案がなく不検出となっているが、畜産物は0.01-0.1ppmとなっている。またEU基準では0.1ppmとなっており、水産物にも基準値を設定していいのではないと思う。国内畜産物と海外基準値との違いは、科学的にも矛盾しており、法規上に置いて厳格な整合性が必要ではないかと考える。	天野 篤繁	93
814	6	アンピシリン:牛・豚の腎臓について、日本人の食生活から見て腎臓の基準値を肝臓より低くする必要性が感じられない。よって、ともに薬事法の肝臓の基準値を適用し、牛0.04ppm、豚0.06ppmとすべきである。	武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社	97
815	6	スルファジミジン:豚のその他の内蔵について、薬事法を参考にするのではなく、現行の他の臓器を参考にして0.1ppmとすべきである。	武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社	97
816	6	フルニキシン:牛の基準について、基準値案提案後に薬事法に基づく国内承認を取得したことから、基準値を参考として取り入れるべきである。	武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社	97
817	6	フルニキシン:豚の基準について、豚のMRLがEUで非常に低いのは、食生活の違いかもしれないが、アメリカで基準値がなく、日本でも腎臓を肝臓以上に食することは考えられないので、肝臓と同じ値を参考にすべきである。	武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社	97
818	6	フロルフェニコール:その他の魚介類について、国内より1オーダー高いMRLを設けるのは、日本の場合返って危険ではないか。具体的に魚種名がない場合、無理に設定すべきではないと考える。	武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社	97
819	6	フロルフェニコール:スズキ目について、たまたま測定限界が低く、薬事法に基づく基準値は0.03ppmとなっているが、食の安全性の観点か	武田シェリングブラウアニマル	97

		ら見て、他の魚種より低い MRL を設定するのはおかしいと考える。よって、0.2ppm を提案する。	ヘルス株式会社	
820	6	エンロフロキサシンも水産物について基準値案がなく、畜産物に基準値案が設定されており、消費者の安全という面で矛盾があるように思われる。畜産物に対する基準を水産物にも適用してもらいたい。	原田幸人	104
821	6	オキシテトラサイクリン：牛、豚の脂肪（薬事法 0.06ppm）：脂肪は肉と分離しがたいため筋肉と同等（0.2ppm）に設定をお願いしたい。牛、豚のその他の内臓（薬事法 0.2ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないため肝臓と同等（0.6ppm）に設定をお願いしたい。鶏の脂肪（薬事法 0.02ppm）：脂肪は肉と分離しがたいため筋肉と同等（0.2ppm）に設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓（薬事法 0.2ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないため肝臓と同等（0.6ppm）に設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。	ファイザー株式会社	149
822	6	オレアンドマイシン：牛の筋肉（薬事法 0.05ppm）、肝臓（薬事法 0.05ppm）、腎臓（薬事法 0.05ppm）、その他の内臓（薬事法 0.05ppm）：原案（薬事法）のとおりを設定をお願いしたい。牛の脂肪、乳：資料がないため一律基準が適用されるが肝臓と同等（0.05ppm）に設定をお願いしたい。豚の筋肉（海外 0.1ppm）、脂肪（海外 0.2ppm）、肝臓（海外 0.1ppm）、腎臓（海外 0.1ppm）、その他の内臓（海外 0.1ppm）：原案（海外基準）での設定をお願いしたい。鶏の筋肉（海外 0.2ppm）、脂肪（海外 0.2ppm）、肝臓（海外 0.2ppm）、腎臓（海外 0.2ppm）、その他の内臓（海外 0.2ppm）：原案（海外基準）での設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。	ファイザー株式会社	149
823	6	ジノプロスト：0.000 との表示であるが「検出されてはいけない」を意味するのでしょうか。	ファイザー株式会社	149
824	6	スペクチノマイシン：牛、豚のその他の内臓：資料がないため一律基準が適用されるが肝臓と同等（2ppm）に設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから、肝臓と同等（2ppm）の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。	ファイザー株式会社	149
825	6	セフチオフル：牛、豚のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等（2ppm）の設定をお願いしたい。鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓：測定可能な 0.05ppm の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。	ファイザー株式会社	149
826	6	ダノフロキサシン：牛、鶏のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等（牛 0.4ppm、鶏 0.4ppm）の設定をお願いしたい。豚のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等（0.05ppm）の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。	ファイザー株式会社	149
827	6	ドキシサイクリン：牛の筋肉（海外 0.1ppm）、肝臓（海外 0.3ppm）、腎臓（海外 0.6ppm）：原案（海外基準）での設定をお願いしたい。牛のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等（0.3ppm）の設定をお願いしたい。豚の筋肉（薬事法 0.05ppm）、脂肪（薬事法 0.05ppm）、肝臓（薬事法 0.05ppm）、腎臓（薬事法 0.05ppm）、その他の内臓（薬事法 0.05ppm）：原案（薬事法）の設定をお願いしたい。鶏の筋肉（薬事法 0.05ppm）、脂肪（薬事法 0.05ppm）、肝臓（薬事法 0.05ppm）、腎臓（薬事法 0.05ppm）、その他の内臓（薬事法 0.05ppm）：原案（薬事法）の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。	ファイザー株式会社	149

		い。		
828	6	<p>ドラメクチン：牛の筋肉 (Codex 0.01ppm)：国内における残留試験における検出限界は 0.03ppm である。それに基づき薬事案 0.03ppm での設定でお願いしたい。牛の脂肪 (Codex 0.15ppm) 肝臓 (Codex 0.1ppm) 腎臓 (Codex 0.03ppm)：原案 (Codex) の設定でお願いしたい。牛のその他の内臓 (薬事案 0.05ppm)：原案 (薬事法) の設定でお願いしたい。豚の筋肉 (Codex 0.005ppm)：国内における残留試験における検出限界は 0.03ppm である。それに基づき薬事法案 0.03ppm での設定でお願いしたい。豚の脂肪 (Codex 0.15ppm) 肝臓 (Codex 0.1ppm) 腎臓 (Codex 0.03ppm)：原案 (Codex) の設定でお願いしたい。豚のその他の内臓 (薬事法 0.03ppm)：原案 (薬事法) の設定でお願いしたい。鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓：牛及び豚と同様、検出限界の 0.03ppm で設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓：牛及び豚と同様、薬事法 (0.03ppm) の設定でお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>	ファイザー株式会社	149
829	6	<p>ネオマイシン：牛、豚のその他の内臓：資料がないため一律基準が適用されるが、その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等 (0.5ppm) の設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓 (薬事法 0.05ppm)：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等 (0.5ppm) の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>	ファイザー株式会社	149
830	6	<p>ネオマイシン：牛、豚のその他の内臓：資料がないため一律基準が適用されるが、その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等 (0.5ppm) で設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓 (薬事法 0.05ppm)：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等 (0.5ppm) の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>	ファイザー株式会社	149
831	6	<p>ピランテル：馬の筋肉 (薬事法 0.5ppm) 脂肪 (薬事法 0.5ppm) 肝臓 (薬事法 0.5ppm) 腎臓 (薬事法 0.5ppm) その他の内臓 (薬事法 0.5ppm)：原案 (薬事法) の設定でお願いしたい。牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓：測定可能な 0.5ppm での設定でお願いしたい。豚の筋肉 (海外 1ppm) 肝臓 (海外 10ppm) 腎臓 (海外 10ppm)：原案 (海外基準) の設定でお願いしたい。豚の脂肪：脂肪は肉と分離しがたいため筋肉と同等の (1ppm) の設定をお願いしたい。豚のその他の内臓：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等 (10ppm) の設定をお願いしたい。鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓：測定可能な 0.5ppm に設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>	ファイザー株式会社	149
832	6	<p>ピリルマイシン：牛の筋肉 (海外 0.2ppm) 脂肪 (海外 0.08ppm) 肝臓 (海外 0.6ppm) 腎臓 (海外 0.3ppm) 乳 (海外 0.3ppm)：原案 (海外基準) の設定でお願いしたい。牛のその他の内臓：資料がないため一律基準が適用されるが肝臓と同等 (0.6ppm) の設定をお願いしたい。豚、鶏の筋肉、脂肪、肝臓、心臓、脂肪、その他の臓器：測定可能な 0.05ppm に設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>	ファイザー株式会社	149
833	6	<p>マルボフロキサシン：牛の筋肉 (海外 0.2ppm) 脂肪 (海外 0.05ppm) 肝臓 (海外 0.2ppm) 腎臓 (海外 0.2ppm) 乳 (海外 0.08ppm)：原案 (海外基準) での設定でお願いしたい。牛のその他の内臓：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等 (0.2ppm) の設定をお願いしたい。豚の筋肉 (海外 0.2ppm) 脂肪 (海外 0.05ppm) 肝臓 (海外 0.2ppm) 腎臓 (海外 0.2ppm)：原案 (海外基準) での設定でお願いしたい。豚のその他の内臓：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等 (0.2ppm) の設定をお願いしたい。鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、そ</p>	ファイザー株式会社	149

		<p>その他の内臓：測定可能な 0.05ppm に設定をお願いしたい。その他の動物：獣医師の治療時に休薬期間の設定に対し、参考になるデータが無いこと及びこれらの動物は摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>		
834	6	<p>リンコマイシン：牛の筋肉（海外 0.2ppm）脂肪（海外 0.05ppm）肝臓（海外 0.4ppm）腎臓（海外 0.9ppm）その他の内臓（海外 0.2ppm）：原案（海外基準）での設定をお願いしたい。豚の筋肉（Codex0.2ppm）脂肪（Codex0.1ppm）肝臓（Codex0.5ppm）腎臓（Codex1.5ppm）：原案（Codex 基準）での設定をお願いしたい。豚のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから Codex の肝臓（0.5ppm）と同等の設定をお願いしたい。鶏の筋肉（Codex0.2ppm）脂肪（Codex0.1ppm）肝臓（Codex0.5ppm）腎臓（Codex0.5ppm）：原案（Codex 基準）での設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓（薬事法 0.02ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから Codex の肝臓と同等（0.5ppm）の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>	ファイザー株式会社	149
835	6	<p>ブラジクアンテル：食品名：馬の肉（筋肉）馬の肉（脂肪）馬の肝臓、馬の腎臓、馬のその他の内臓等 内容：欧州医薬品審査庁（EMA）が 1998 年 1 月に公表したサマリーレポート（EMA/MRL/337/98-FINAL）によると、本物質の ADI は 0-0.17 mg/kg bw です。標識化合物を用いて、馬に対する推奨用量である 1 mg/kg bw を 1 回経口投与した試験において、投与後 8 時間における総残留量は、肝臓 2.44 µg/g、腎臓 1.62 µg/g、筋肉 0.14 µg/g 及び脂肪 0.12 µg/g でした。また、投与後 24 時間における総残留量は、肝臓 0.36 µg/g、腎臓 0.18 µg/g、筋肉 0.02 µg/g 及び脂肪 0.01 µg/g でした。この結果から、投与後 8 時間における可食部位中残留物の 1 日摂取量は 379 µg と計算され、毒性学的 ADI の 4% 以下でした。同様に投与後 24 時間における可食部位中残留物の 1 日摂取量は 51 µg と計算され、毒性学的 ADI の 1% 以下でした。従って、EU では馬における本物質の使用によって消費者の安全性にかかわるような可食部位中の残留が認められないことから、MRL の設定は不要との結論になっています。残留農薬の暫定基準（第 1 次案）には本物質の馬由来食品中の残留基準値が記載されていませんが、この資料を参考にして、例えば上記の投与後 8 時間の残留量の値（ADI の 4% 以下）等を採用して記載していただければと存じます。</p>	メリアル・ジャパン株式会社	151
836	6	<p>アンプロリウム：食品名：鶏の肉（筋肉・脂肪）鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏のその他の内臓等 内容：定量限界値を参考とした暫定残留基準案は、同一食品において外国基準と比較して、乖離がみられます。例えば、鶏の肝臓については、米国・豪州・加国が同じく 1ppm と設定しているのに対して、暫定基準値案では 0.03ppm と約 33 倍の開きがあり、鶏の肉（筋肉）についても約 17 倍の差があります。鶏肉については、海外からの輸入が国内消費の 3 分の 1 を占めているものと考えますが、このまま暫定基準値が設定されると、不必要に食品の流通が妨げられることが危惧されます。</p>	大日本製薬株式会社	154
837	6	<p>イベルメクチン：食品名：馬の肉（筋肉・脂肪）馬の肝臓、馬の腎臓、馬のその他の内臓等 内容：原則として有効数字は 1 桁とするべきところが、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、鹿の肝臓では 0.015ppm と 2 桁になっています。これは原則に従い、0.02ppm に訂正されるべきだと考えます。</p>	大日本製薬株式会社	154
838	6	<p>オキシリン酸：食品名：アユ、ニシン目、コイ目、ウナギ目、スズキ目、クルマエビなど 内容：定量限界値を参考とした暫定残留基準案は、同一食品において外国基準と比較して、乖離がみられます。例えば、ニシン目については、EU の 0.3ppm に対し暫定基準値案では 0.02ppm と 15 倍の開きがあり、ク</p>	大日本製薬株式会社	154

		<p>ルマエビについても 10 倍の差があります。クルマエビなどについては、海外からの輸入が大半を占めているものと考えますが、このまま暫定基準値が設定されると、不必要に食品の流通が妨げられることが危惧されます。また、国内で承認されている動物種によっても、国内での承認当時の定量法の限界を反映してか、大きな乖離があります。牛の筋肉の基準値案 1ppm に対して、クルマエビでは 0.03ppm と約 33 倍の差があります。実際の摂取量を考えた場合、牛肉の方が多量で、且つ連続して摂取すると考えられるため、ADI を用いず、定量限界値を参考とした暫定残留基準の設定方法には問題があると考えます。</p>		
839	6	<p>ジフロキサシン：食品名：豚の筋肉、肝臓、腎臓、脂肪など 内 容：暫定残留基準値は豚の肝臓や腎臓では EU 基準値 0.8ppm の 1 / 40 に相当する 0.02ppm で、外国基準値と大きな差があります。また日本では承認がなく外国基準が採用される牛の肝臓では基準値案が 1ppm で、同じ臓器でありながら豚では 0.02ppm と 50 倍の差があり、筋肉でも 20 倍の差です。仮に豚肉を EU 加盟国から輸入する場合、EU の MRL0.4ppm をクリアするジフロキサシンの残留を含む食品を輸出してきても、日本の基準値 0.02ppm を越える残留が認められる場合が生じると危惧されます。</p>	大日本製薬株式会社	154
840	6	<p>フルニキシシン：食品名：馬の肉（筋肉・脂肪）、馬の肝臓、馬の腎臓、馬のその他の内臓等、牛の肉（筋肉・脂肪）、牛の肝臓、牛の腎臓、牛のその他の内臓等、内 容：日本では、牛と馬に承認されているにもかかわらず、牛用では外国基準値が、馬用では定量限界値が採用されて、暫定残留基準が設定されています。これは、基準作成に際し、参考とした情報が平成 15 年 6 月現在のものであり、その後牛用製剤が承認されたためと拝察します。問題と考えられるのは、特に牛の肝臓で、基準値は 0.2ppm と、馬の肝臓の 0.05ppm の 4 倍の許容が許されています。実際の摂取量を考えた場合、馬肉よりも牛肉の方が多量で、且つ連続して摂取すると考えられるため、牛における残留基準値案は見直されるべきだと考えます。</p>	大日本製薬株式会社	154
841	6	<p>ジフラゾン、ニフルスチレン酸ナトリウム、クロラムフェニコール、エンドスルファン：弊社商品の原材料に使用している農薬等において、今回の暫定基準案のリストに記載されていない物質です。対象はえび（ブラックタイガー）として暫定基準のリストに加えていただきたく考えます。インドネシアの稚えびを養殖する養殖場で使用されている抗生物質・合成抗菌剤・農薬です。稚えびから成魚までの養殖期間は約 4 ヶ月ほどであり、稚えびの時代に使用していても製品となる成魚には残留しないとされています。</p>	日本水産株式会社	155
842	6	<p>オキシテトラサイクリン：飼料添加物として指定されている抗生物質で、使用量も多く、サルモネラ、カンピロバクター、大腸菌、腸球菌のいずれに対しても、50%以上の耐性菌検出調査成績を示している（最大サルモネラの 76%）、現在食品安全委員会で見直しを検討されているが、耐性菌問題を考える上で最大の課題を提示している物質であるから、不検出とすべきである。</p>	神山美智子	158
843	6	<p>カナマイシン：動物用医薬品である抗生物質であるが、平成 14 年度の農林水産省医薬品検査所の調査においてサルモネラに対し、40%の耐性菌検出となっているので、暫定基準値は、不検出もしくは検出限界とすべきである。</p>	神山美智子	158
844	6	<p>ドキシサイクリン：食品名：牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓 内 容：暫定基準値は、薬事値から設定された豚、鶏の肉（筋肉・脂肪）・肝臓・腎臓・その他の臓器等及びスズキ目では 0.05、海外の値から設定された豚・鶏以外の動物では肉（筋肉）で 0.1、肝臓・脂肪で 0.3、腎臓で 0.6 になっています。これは、基準値設定の根拠が薬事並びに海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があり、これら</p>	三鷹製薬株式会社	168

		の数値を比較した場合、生産者及び消費者に対して「なぜ、豚・鶏だけ他と比較して厳しい基準が設定されたのか？」という疑問を与え、「特定の理由から豚・鶏は厳しく規制された」というような誤解を招く恐れがあるのではないかと考えます。また、鶏のその他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。		
845	6	<p>カナマイシン：食品名 牛の肉（筋肉）、牛の肉（脂肪）、牛の肝臓、牛の腎臓、牛のその他の内臓等</p> <p>内容 暫定基準値は、牛の肉（筋肉・脂肪）、牛の肝臓及び牛の腎臓、牛のその他の内臓等で 0.04、豚の肉（筋肉・脂肪）、羊の肉（筋肉・脂肪）、兎の肉（筋肉・脂肪）、豚の肝臓・腎臓、鶏の肉（筋肉・脂肪）で 0.1、豚のその他の臓器等で 0.2、羊の肝臓、兎の肝臓、鶏の肝臓で 0.6、羊の腎臓、兎の腎臓、鶏の腎臓で 3 になっています。これは、基準値設定の根拠が薬事による評価基準の違い並びに海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があり、ADI の観点からすると日本の場合には食肉消費量は牛肉より豚肉・鶏肉が多いわけであるから、牛の基準値は豚や鶏の基準値と同等以上でよいのではないかと考えます。これらの数値を比較した場合、生産者及び消費者に対して「なぜ、牛だけ他と比較して厳しい基準が設定されたのか？」という疑問を与え、「特定の理由から牛は厳しく規制された」というような誤解を招く恐れがあるのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。</p>	三鷹製薬株式会社	169
846	6	<p>アンピシリン：食品名 牛の肉（筋肉）、牛の肉（脂肪）、牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等、鶏の肉（筋肉）、鶏の筋肉（脂肪）、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏のその他の内臓等</p> <p>内容 暫定基準値は牛の肉（筋肉・脂肪）、牛の腎臓、鶏の肝臓で 0.03、牛の肝臓、牛のその他の内臓等で 0.04、豚のその他の内臓等で 0.01、鶏の肉（筋肉・脂肪）、鶏の腎臓、鶏のその他の内臓等で 0.02 となっています。上記以外の哺乳類の肉（筋肉・脂肪）、魚介類は 0.05~0.06、肝臓、腎臓、その他の内臓等、家禽類の肉（筋肉及び脂肪）・肝臓・腎臓・その他の内臓等及び全て 0.05 になっています。これは、基準値設定の根拠が薬事による評価基準の違い並びに海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があり、ADI の観点からすると各食品と基準値の整合性がないのではないかと考えます。これらの数値を比較した場合、生産者や消費者は「なぜ、これらの食品だけ他と比較して厳しい基準が設定されたのか？」という疑問を持ち、「特定の理由からこれらの食品は厳しく規制された」というような誤解を与える恐れがあるのではないかと考えます。したがって、これらの食品の基準値は 0.05 でよいのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。</p>	三鷹製薬株式会社	170
847	6	<p>セフキノム：食品名 牛の肉（筋肉）、牛の肉（脂肪）、牛の肝臓、牛の腎臓</p> <p>内容 暫定基準値は、牛の肉（筋肉・脂肪）、牛の肝臓及び牛の腎臓で 0.04、豚の肉（筋肉・脂肪）で 0.05、豚の肝臓で 0.1、豚の腎臓で 0.2 になっています。日本の場合、食肉消費量は牛肉より豚肉が多く、ADI の観点から牛の基準値は豚の基準値と同等でよいのではないかと考えます。さらに、牛、豚の肝臓及び腎臓の基準値は 2.5 倍及び 5 倍の差があり、これらの数値を比較した場合、生産者や消費者に対して「特定の理由から牛肉は厳しく規制された」というような誤解を与える恐れがあるのではないかと考えます。なお、その他の内臓等という項目があります</p>	三鷹製薬株式会社	171

		が、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。		
848	6	ジクロキサシリン：食品名 牛の肉（筋肉）、牛の肉（脂肪）、牛の肝臓、牛の腎臓 内容 暫定基準値は牛の肉（筋肉）で0.03、牛の肉（脂肪）で0.02、牛の肝臓・腎臓で0.1ですが、牛以外の哺乳類、家禽類の肉（筋肉及び脂肪）・肝臓・腎臓及び魚介類は全て0.3になっています。これは、基準値設定の根拠が牛は薬事、それ以外は全て海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があります。これらの数値を比較した場合、生産者や消費者は「なぜ、牛だけが他と比較して10分の1という厳しい基準が設定されたのか？」という疑問を持ち、「特定の理由から牛は厳しく規制された」というような誤解を与える恐れがあるのではないかと考えます。さらに、日本の場合、食肉消費量は牛肉より豚肉・鶏肉・魚介類が圧倒的に多く、ADIの観点からすると、牛肉だけ10分の1量に設定する意義が不明です。したがって、牛の基準値は筋肉・脂肪・肝臓・腎臓ともに0.3でよいのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。	三鷹製薬株式会社	172
849	6	オキサリジン/クロロキサリジン/テトラサイクリン：食品名：牛の肉（脂肪）、豚の肉（脂肪）、羊の肉（脂肪）、馬の肉（脂肪）、鶏の肉（脂肪）、あひるの肉（脂肪）、七面鳥の肉（脂肪） 内容：暫定基準値は牛、豚、羊の肉（脂肪）で0.06、鶏、あひる、七面鳥の肉（脂肪）で0.02、牛、豚、羊、鶏、あひる、七面鳥の肉（筋肉）で0.2になっており、脂肪は筋肉の基準値の3-10分の1となっています。海外のその基準値は筋肉より高い数値となっており、ADIを考慮した場合、脂肪摂取量は筋肉摂取量より少ないわけですから、脂肪の基準値は筋肉と同等以上でよいのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の動物の設定は不要と考えます。	三鷹製薬株式会社	173
850	6	エトキシキン：数値が規定されていない部分に関するMRLにつきましては、飼料添加物指定時に残留試験を実施しなかったため、参考になる資料は持ち合わせていませんが、同じ欄内の数値と同程度の数値を採用いただきたくお願いします。（略）	コーキン化学株式会社	174
851	6	セファピリン：動物用医薬品として承認されているのは、乳房注入剤だけであり、乳房注入剤として使用可能な畜種は、牛の他羊、山羊、トナカイ位と思われます。したがって、鶏や魚介類等の空欄のところに一律基準値を適用するのは無理があると思われます。	コーキン化学株式会社	174
852	6	ホルモン：BSTや、エストラジオール17-などの成長ホルモン等、諸外国の状況を勘案すると国民の健康に及ぼす影響の面から重要であるにも関わらず、記載のない品目が認められる。これらの物質を用いて生産された食品やその製品について、我が国に輸入される可能性は否定できない。成長促進ホルモンは、国の内外においても議論の多い物質であるため、記載がなかったことについては、その理由を付して公表することが必要である。	日本生活協同組合連合会	189
853	6	現行基準：現行基準の見直しをしていただきたい。例えば、テトラサイクリン系抗生物質の水産物の残留基準については、畜産物の残留基準と同様に、オキシ、クロル、テトラサイクリンの合計値に係る基準を設定していただきたい。	(財)食品産業センター	196
854	6	「めん羊」、「山羊」、「しか」用の飼料については、平成17年6月30日までは「牛」を対象とした抗菌性飼料添加物の添加が可能となっています（「飼料安全法の一部を改正する法律等の施行について」平成15年6月30日付け・15生畜第2139号）。したがって、これら3畜種	(社)日本科学飼料協会	197

		由来の可食部位のうち、空欄となっている部位についても、牛と同様の数値を採用下さいますよう要望します。		
855	6	本案で示された19物質の飼料添加物の他に、飼料安全法では11物質の抗菌性飼料添加物が指定されております(別表3)。これらがポジティブリストに掲載されない場合には、「検出されてはならない」とされ、消費者などに前述の19物質に比べて、安全性に問題があるのではとの誤解を与えることが懸念されます。したがって、本案に未収載の抗菌性飼料添加物についても、第一次案に掲載されている品目と同様に収載をお願いいたします(別表4-1及び4-7)。なお、未収載の11物質のうち、キタマイシン、チオペプチン、ハイグロマイシンB及びポリナクチンの4物質については、我が国で現在既に使用されておらず、今後の使用も見込まれないことから、指定を取り消す方針が農林水産省から出されているため、別表4から除外しました。	(社)日本科学 飼料協会	197
856	6	フルメキン:フルメキンの残留を全食品において禁止する提案に関し、特に強い懸念を抱いている。EUでは、フルメキンに関するMRLが卵と蜂蜜以外のあらゆる食糧生産動物について設定されており、それをたとえ暫定的にも日本において禁止する科学的理由は存在しない。さらにフルメキンはフルオロキノロン系抗生物質の中で、唯一不検出が提案されており、その他のフルオロキノロン系抗生物質については、暫定基準が設定されている。	E U	205
857	6	アビラマイシン、アブラマイシン、モネンシン、ナラシン、ラクトパミン、タイロシン、ハイグロマイシン、スピノサド、シペルメスリン、スルファジミジンについて、基準値案を採用していただきたい(別紙)。	日本イーライリ リー株式会社	216
858	6	トリデモルフ:当該農薬は、エクアドルのバナナ生産地において使用されているものですが、現在日本には基準値の設定が無いため、日本向けバナナの生産には使用されておりませんが、米国及びヨーロッパ向けのバナナには使用されているため、バナナにおける残留基準値の設定をお願いする。	(社)日本青果 物輸入安全推進 協会	118
859	6	シヘキサチン及びアゾシクロチン:案では不検出となっているが、国際的に共通の基準である現行のCodexのMRLと同一の基準を適用するよう要請する。	駐日大韓民国大 使館	119
860	6	次の物質及び食品についてリストへの掲載を希望する。(フルメキン(えび)、スルファメラジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ、スルファキノキサリン、ピリメタリン、ナイカルバジン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン(うなぎ、うなぎ目)、オキシリン酸、スルファモノメトキシ(うなぎ)) (同旨2件)	マル八株式会 社・(社)日本冷 凍食品協会	26・27
861	6	オキシテトラサイクリン・クロルテトラサイクリン・テトラサイクリン:テトラサイクリン系抗生物質の水産物への残留基準は、オキシテトラサイクリンに限定されているが、畜産物への残留基準と同様に、他のクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの合計値へ変更して欲しい。もし現行基準を動かさないのであれば、クロルテトラサイクリン・テトラサイクリンの残留基準値を設定して欲しい。なお、CODEXによるADIは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンは単独または和として30µg/kgbw/dayとなっている。(同旨7件)	マル八株式会 社・(社)日本冷 凍食品協会・阪 和興業株式会 社・加瀬昭夫・ 天野 篤繁・原 田 幸人・株式 会社兵食	26・ 27・ 53・ 78・ 93・ 104・ 146
862	6	エンロフロキサシン:基準値案では、水産物に関して数値案がなく不検出となっているが、畜産物は0.01-0.1ppmとなっている。またEU基準では0.1ppmとなっており、水産物にも基準値を設定していいのではないかと思う。国内畜産物と海外基準値との違いは、科学的にも矛盾しており、法規上に置いて厳格な整合性が必要ではないかと考える。(同旨2件)	天野 篤繁・原 田 幸人	93・ 104
863	6	フェニトロチオン:牛の肉(筋肉)、あひるの肉(筋肉)についてフェニトロチオンの動物用医薬品としての初回承認は昭和40年であ	バイエルクロッ プサイエンス株 式会社	Feb-5 7

		り、その後2回の再評価を受けている。現在承認されている効能・効果ならびに用法・用量は第一回の再評価（昭和61年）の後に変更されたもので、本内容は第2回の再評価後（平成5年）も変更されていない。一方、今回の暫定基準値（登録値）の根拠になっている牛の残留性試験は、昭和40年代に実施されたものであり、現在の承認内容（用法・用量ならびに休薬期間）の根拠となる試験とはなっていない。すなわち、畜体への適用方法が現承認内容の直接噴霧ではなく、本剤を散布した牧草を通じて摂取させた場合の残留性を調べた試験である。従って、フェニトロチオンの暫定基準値として今回飲用されている試験の検出限界を当てはめるのは不相当と思われるので、替わって一律基準値を用いるべきであると考え。また、暫定値一覧表にある「あひるの肉（筋肉）」の数値は、「鶏の肉（筋肉）」に該当する数値の誤植と思われる。（以上については、農林水産省に提出した資料を添付する）		
864	7(1)	現行基準について、過去の経緯から国際基準等とのハーモナイゼーションが不十分な点も散見されるのも事実である。従って今回のポジティブリスト制の導入に際しては、これらの点についても国内外からの意見を求め、既存の基準が抱える矛盾についても積極的に是正を図るべきである。	株式会社ニチレイ	89
865	7(1)	現行の基準は有効とあるが、現行基準の農薬（229）の中で、暫定基準（647）に入っているものとならないもの（53）があるが、このように選択されているものといないものがあり、選択の基準はどのようにになっているのか。	三井物産株式会社	136
866	7(1)	・ 現行の残留基準値の取り扱いについて 残留基準値設定済の作物であっても、必要に応じ暫定基準値の設定を望む。理由：諸外国からの輸入が想定される作物であって、現行の残留基準値設定後に諸外国での基準値が設定あるいは変更になったものは、当該基準値が反映されていない場合があるため。	シンジェンタジャパン株式会社	156
867	7(1)	現行基準を改正の対象としないと決めるのは、反対である。フェニトロチオンは、現行基準の根拠としているADIが間違っているので、まずADI設定からやりなおすべきである。またイマザリルのように、添加物である部分と残留農薬である部分が不分明であるものもある。1992年に設定された残留基準には、ポストハーベスト使用を前提とした緩やかな基準値（たとえば小麦に対するフェニトロチオンの10ppmやばれいしょに対するクロルプロファムの50ppmなど）があるが、その結果、現行基準だけでADIの90%を超える（フェニトロチオン・マラチオン）ものもある。これらを現時点で見直さないと、現行基準のない食品へのADI配分ができないことになる。さらに環境省が環境ホルモンの疑いがあるとするリストに掲載している物質、優先的に取り組むことを決めている物質で、現行基準の存在するものもあることなどを考慮すると、この際、現行基準の見直しが当然必要になってくるはずである。	神山美智子	158
868	7(1)	リスト（略）にある、農薬/動薬のいくつかはオーストラリアにおいて登録されている。暫定基準が施行されたとき、このリストにある農薬の現行のMRLはどのような扱いになるのか。最終暫定基準に組み込まれるのか、それとも、削除されるのか。オーストラリアとしては特に、メチオカルブ、モリネート、プロチオホスについて、関心がある[原文英語]	オーストラリア政府（DAFF）	199
869	7(1)	現行基準値については、改正の対象外となっているが、その値がCODEX、米国、カナダ、豪州、EU等の基準値に比べて明らかに低く、且つ、使用実態があるものは（小麦、ライ麦に関しては、ジクロルボス、ピリミホスメチル等）、ハーモナイゼーションの見地から再度見直しCODEX基準に準拠する改定を願いたい。	製粉協会	208
870	7(1)	現行の食品衛生法から64項目が削除されている。この64項目は農薬として広く使用されており、削除されると困ります。現行食品衛生法	アヲハタ株式会社	108

		にある229項目は、一律基準を設けるなどして残して欲しい。また、H18年に施行した場合、現行基準が有るので従来使用しており暫定基準に移行して使用が出来なくなる農薬の残りについては、国として回収するか、使用不可を徹底すべきである。		
871	7(1)	本来は農薬であるが、日本では食品添加物と規定されている物質（例えば、ポストハーベスト処理に用いられるOPP等）は、コーデックスの設定基準においても農薬としての扱いで規定されている。このような物質は、改めて農薬として分類し直し、今回の暫定基準にも含めるべきである。また、今回の暫定基準策定作業とは別に、防かび剤などのポストハーベスト処理を含む食品添加物について、考え方の見直しを行うことが必要である。	日本生活協同組合連合会	189
872	7(2)	一律基準値の案は、0.1ppmか0.01ppmと聞いているが、緩い方の0.1ppmにして欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27
873	7(2)	一律基準値より検出限界値が高い場合、検出限界値に設定が見直されるとのことだが、一律基準値より検出限界値が低い場合はどうなるのか。	(社)日本冷凍食品協会	27
874	7(2)	本制度において、何をもちて「残留してはならない」とするのか。一律基準値以下ならば「残留はない」と考えるのか。	(社)日本冷凍食品協会	27
875	7(2)	一律基準値は、早急に決定し、公表して欲しい。(同旨2件)	マルハ株式会社・(社)日本冷凍食品協会	26・27
876	7(2)	一律基準値を超えるものについては全て規制の対象となるとしているが、これは貿易障壁となることが考えられるので、この案が最終確定する前に、ポリシーを明示すべきである。[原文英語]	米国大使館	79
877	7(2)	個別の基準が設定されなかったもの全てに対し、一律基準を適用することには実体上無理がある。行きすぎた規制は食糧を安定的に必要量確保するという観点からは望ましいことではない。本来残留基準は、化学物質の安全評価に基づき、個別に科学的に設定されるべきものであり、安全性とは別の次元で一律に厳しい基準が設定されることは科学的合理性を欠いている。また、科学的根拠のない基準の設定は、食の信頼回復には結びつかないものとする。	株式会社ニチレイ	89
878	7(2)	暫定基準としての一律基準は、物質ごとに設定してほしい。	ベーリンガーインゲルハイムシオノギベトメディカ株式会社	90
879	7(2)	どうしても一律基準値を設定する場合には、他の動物、他の臓器などで参考となる値があればそれに準じ、その他は、その食する機会および量の過多により、多いもの50ppb、少ないものしくはまれなもの100ppbなど、段階的とするべきである。	武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社	97
880	7(2)	一律基準値には基本的に合意するが、いたずらに一律基準値を小さな数値とすることなく、又安全性評価が行われているか否かに応じて、柔軟な対応を取るよう要望する。更に、既にポジティブリストを導入している諸外国の諸外国の状況も十分加味していただきたい。 また、日本の食糧供給は外国からの輸入に依存が高く、CODEX、登録保留基準、EU等5カ国の基準値のみを考慮するならば、他国からの食品輸入に大きな障害となることが想定される。 (提案)1.安全性が評価・確認されている農薬について、残留基準値(暫定基準値を含む)を定めない食品(群)については、0.1ppmを一律基準値とする。 ・諸外国においても、Default値として多くの国が0.1ppmを採用している。 ・膨大な数の農薬の残留量をモニタリングする上でも、分析技術上妥当である。・これらの農薬については、安全性が確認されていることから、又個々の食品の摂取量から判断しても、もし0.1ppmまで残留していたとしてもその危険性は無視できる。	農薬工業会	121

		2.一方、日本を含め、安全性に関する評価が行われていない農薬(日本における残留基準値のリストにない農薬)については、0.01ppmを一律基準値とする。		
881	7(2)	一律基準のレベルは、分析の検出感度と食品種類の違いによる分析の検出感度への影響など、どのような科学的な根拠に基づいて設定されるのか。また、1ppmとの話も聞かれるが、個々の食品の特性によって数10ppmのものもあり、異常に低い基準を定めることは実態を踏まえていないことになるので、考え方を示して欲しい。問題がないものまで、違法とならないような配慮をお願いしたい。	三井物産株式会社	136
882	7(2)	一律基準の設定について、明確な定義や考え方を明らかにして下さい。現在の第1次案との比較、整合性も必要となるので、今後第2次案の発表と併せて、一律基準値案の公開スケジュールを明らかにするとともに、その際もパブリックコメント募集の実施を望みます。	Japan Food Information Center (JFIC)	137
883	7(2)	現在、オキシテトラサイクリン及びストレプトマイシンはわが国で登録されているすべての作物(別紙1)において残留農薬基準値は設定されていません。暫定基準設定にあたってはADIに基づき農薬残留基準を設定していただきたい。現状においては、Codex、外国基準等がない場合は一律基準を適用するとされています。オキシテトラサイクリン及びストレプトマイシン等抗生物質の残留の有無は検出限界を以って判断するところから、一律基準は検出限界値以下に設定した場合、意味をなさなくなることが懸念されます。農薬取締法に遵守して使用したにもかかわらず残留が認められたと判断されるケースの発生が予想され、使用者に多大なとまどいと不安を与えかねません。このことから一律基準を設定する場合にはその各作物の基準値は検出限界値0.05ppmを以って一律に設定される様考慮して頂きたく要望いたします。	ファイザー株式会社	150
884	7(2)	一律基準を明確にしていいただきたい。この基準値を検出限界値に近いような値にすると測定誤差などで問題が起こることも予想されるので、考慮するようお願いしたい。	キッコーマン株式会社	164
885	7(2)	一律基準値を適用するという考え方については示されているが、基準の設定値自体については、厚生労働省の考え方は示されていない。従って、一律基準値の設定においては、国民の健康保護の観点から、分析による検証が可能な限り、0.01ppmとすべきであり、必要に応じて、試験方法の開発を促すべきであるとする。併せて試験方法の開発促進を怠ることなく実施するよう要望する。	日本生活協同組合連合会	189
886	7(2)	ここでいう「基準が設定されていない農薬等が一定量以上」の「一定量」とは具体的にはどの程度のことでしょうか	国産生薬株式会社	193
887	7(2)	「一律基準値」の定義を明確に定めることを要望します。	水野浩夫	195
888	7(2)	一律基準値の定義を明らかにしていいただきたい。一律基準が設定された後、再度パブリックコメントを求めているいただきたい。	(財)食品産業センター	196
889	7(2)	MRLが設定されていない場合は、日本は、MRLを設定しないとしているのか。この場合、一律基準となるのか。一律基準とは？オーストラリアとしては、一律基準はminimum detection limit(MDL)、もしくは、一律基準値を、総ての化合物について、分析における検出限界以上残留してはならないことを要求しているとする。新たな分析法の発達につれて、将来より低い検出限界が設定される可能性があるということは、MDLとして不検出が設定されているすべての化合物の貿易を危うくするという意味で重要である。[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199
890	7(2)	一律基準値の値を教えて欲しい[原文英語]	Canola Council of Canada	190
891	7(2)	カナダのPest Management Regulatoryでは、MRLの設定されていない農薬については、0.1ppmの一律基準値を設定している。Canadian Pest Management Regulatory Agencyは一律基準値をやめ、個々の農薬にMRLを設定することを提案しているが、完全に実施されるには、数年掛かる	Canola Council of Canada	190

		と思われる。これらの MRL が設定されるまで、カナダにおいて、0.1ppm が使用されるのであれば、我々は、これらの同じ農薬に日本の暫定基準値として 0.1ppm を設定することを要求する。[原文英語]		
892	7(2)	一律基準値の設定について、各国の食習慣の違いによる摂取量の差異、輸入依存率や物流の確保も十分に考慮すると、全ての商品に一律に適用されるべきではなく、商品（作物）毎に設定すべきである。	飼料輸出入協議会	207
893	7(2)	不検出の適応される化合物と単に基準値の設定のない化合物との区別と、一律基準値適用の是非について すべての化学物質において、何らかの有害作用をおこさない残留量はまちまちです。そのため、一定の分析限界値を持って基準値とすることは、科学的な根拠がありません。分析限界値以上に基準値を設定するには、当該化合物の安全性情報が必要となります。しかし反対に、ADI に基づく分析限界値以上の MRL の設定が出来ない場合で、かつ、分析法でそれ以上の分析が出来ない場合に限り、分析限界値をもって基準値とすることができると考えます。反対に、比較的残留量が少ない化合物においては、例えば EU などでは、MRL の設定自身に意味がないとして MRL を設定しないで、一定の分析限界値でのバリデートされた標準分析法（必ずしも、現行で最大限可能な分析限界値ではありません）での不検出を持って、総残留が ADI を下回る残留であることを担保しています。現在の科学水準における最も低い分析限界値は、ADI が分析限界値以下の物質のみに適応すべきで、その分析限界値や当該化合物の MRL の見直しは技術の進歩に応じて 5 年に一度程度見直ししていくというのが妥当な方法と考えます。	日本イーライリリー株式会社	216
894	7(2)	一律基準値の定義が明確でないので、明確にして欲しい。（同旨 2 件）	武村百合子・水野浩夫	38・195
895	7(2)	今後検討公開される予定の一律基準対象の様々な化学物質では、当然ながら物質により ADI や検出限界が異なることが予想される。その場合、低レベルに設定された一つの一律基準で対応ができるのか。（同旨 2 件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
896	7(2)	暫定基準が示されている個々の化合物は、食品種類によって分析の検出感度に違いがあるため、一律基準のレベルは、これらを考慮して設定されるべきと考える。また、1ppm との話も聞かれるが、化合物又は食品によって検出感度が 1ppm 以上となる可能性があり、検出感度より低い基準を定めることは実態を踏まえていないことになるので、実際には残留していないものまで、違法とならないような配慮をお願いしたい。	日本紅茶協会	214
897	7(2)	紅茶の現行の残留基準は 0.05ppm から 50ppm と幅があるなど、個々の農作物によって同様の差が認められる。紅茶のように水抽出物を摂取するものや果物のようにそのものを摂取するものがあり、摂取の実態を考慮して、農作物ごとに一律基準を決めることを希望する。	日本紅茶協会	214
898	7(3)	GC / MS、LC / MS 等を用いた一斉分析法も公定法として明記してほしい。	株式会社加ト吉	13
899	7(3)	ポジティブリスト制導入の効果を上げるためには、地方衛生研究所の検査体制を充実させる必要がある。そこで、以下の 3 点を要望する。 GC / MS、LC / MS の分析機器購入の際の補助制度の創設、一斉分析法に適った混合標準品の斡旋、高度な分析技術習得のための分析実務研修の実施。	姫路市環境衛生研究所	20
900	7(3)	検査方法に関して、必要サンプル量、測定部位の設定が必要である。これらは全ての項目に設定されるのか。	(社)日本冷凍食品協会	27
901	7(3)	定期的な試験検査では、GC/MS や LC/MS を用いた一斉分析が主流となるので、機器整備のための補助金制度やリース制度等について検討して欲しい。	北九州市環境科学研究所	34
902	7(3)	残留農薬等の分析方法について、現在国立医薬品食品衛生研究所を中心として効率的な方法の開発を行っているところだが、一斉分析法だけ	北九州市環境科学研究所	34

		では対応できない、個別法を必要とする農薬等がかなり出てくるのではないかと思われる。例えば、400種類以上規制されている農薬のうち、200種類しか測定できなかつたら、消費者は満足するのか。かといって、全てを測定するのは大変なので、その対処方法について示唆をして欲しい。		
903	7(3)	サンプリング方法や分析方法に公定法を定めて欲しい。また、その公定法以外の方法で検出された場合でも、食品衛生法違反であると判断しないで欲しい。	武村百合子	38
904	7(3)	基準に関わる全物質（代謝産物を含めた）標準品を早急に整備して欲しい。	宮下 隆	43
905	7(3)	スクリーニングとしての多成分一斉分析法は、国として開示するのか。また、開示の時期はいつになるのか。	宮下 隆	48
906	7(3)	試験法が設定されれば自ずと決まるかもしれませんが、例えばクロルデンでは、Codex 基準は cis-, trans-クロルデンの和で設定されていますが、動物性のものは cis-, trans-クロルデンの他オキシクロルデンも含めた総和とされています。今回の暫定基準における試験対象成分のリストは示されますか？	永山敏広	77
907	7(3)	今度設定される検査方法は、単一な方法のみを指定するのではなく、各検査方法について求められる検出限界、精度等の確認方法を明確にしたうえで、同等またはそれ以上の精度を有する方法も認める方式とすべきである。また、今回のリストに記載されていない物質（特定農薬等を除く）についても、一律基準が適用されるのであれば、これらについても検査方法を設定すべきである。例えば、シプロフロキサシンは今回のリストに記載されていないが、輸入食品モニタリング検査方法として公開されている試験法に検出限界の記載がないため、何をもって「含有しない」とするのが不明である。	株式会社ニチレイ	89
908	7(3)	試験法により検出数値が異なることも予想されるため、統一的な試験法を早急に（施行前に）確定して欲しい。	日清シスコ株式会社	95
909	7(3)	今回暫定基準が示された農薬等の全647品目に対し、それらが全て定められている基準値以下であることを確認するには、より効率的な検査方法等の確立も重要であると考えます。一日も早い効率的検査方法の開発をお願い致します。	ロッテスノー株式会社	99
910	7(3)	基準を定める際には、当該品が基準値に適合することを確認するための評価法が適切でなければならぬと考えます。ここでいう適切な評価法とは： 試験法として、特定の機関や施設のみが活用できるものでなく、広く対象品の利用者（原料生産者、原料輸入者、食品加工者、食品販売者等）が活用できる方法であること。 試験法として、簡便迅速で精度が高く、測定者による誤差が少ないこと。 試験に関わるの費用（設備機器およびランニングコスト）が適切で、安全安心を確保するために、過大な経済的負担を掛ることなく十分な検査（分析）が行えること。新しい試験法に習熟するため、基準値が施行される前に十分な時間的余裕を持って試験法が開示されること。 別表-1に記載された「食品中において不検出とする農薬等」については、不検出の限界値を明確に定め、特殊なあるいは新規な試験法をもって検出されるという事態（検出されたことに伴う違反）が発生しないようにすること。以上の観点で、試験法についてご検討頂くようお願いいたします。	浜島 守男	109
911	7(3)	民間での自主検査においては「試験標準品の入手」が大きな問題となることを、行政機関の方々に認識、理解していただきたい。 対象となる農薬が試験メーカーから供給されていない場合、民間の試験所が農薬メーカーや輸入元に連絡をとり、サンプルの供給を要請すると、「国の作っている団体に無償で供給が義務付けられており、そちらに供出しております。」と言われ、多くの場合、農薬サンプルが提供されない。そこで、その「国の作っている団体」に電話をすると、「公立	雪印乳業株式会社	124

		<p>の研究機関または半官半民の試験所にしかお出ししません。」と言われて、結局入手できないことになる。厚生省の通知や「食品衛生研究」に分析法が開示されても、サンプル（標準品）の入手法に関しては全く記載の無いことが多い（論文ではもっての外だが、行政の通知等の文書では散見される）。</p> <p>以上のような状況では、民間の試験所では、行政から分析法が開示されても自主検査を実施するところか、それを追試することも出来ないことが多く起こる。こうした実態があることをご承知いただきたい。企業による自主管理を促すというのであれば、少なくとも検査標準品の入手において、民間の試験所が公立の研究機関または半官半民の試験所と同様に扱われるようにしていただきたい。例えば生体毒素のように「分析用に使用する」という文書を出せば「国の作っている団体」から標準品の提供（販売）を受けられるように「国の作っている団体」のルールを変更させる（そもそも現行のルールが何故存在するのか不明である）。国が分析法を開示する際には標準品の入手方法も記載する。試薬メーカーに偏りが出るのを恐れるのであれば、販売業者を数社例示する。</p>		
912	7(3)	<p>分析方法が異なれば、分析結果も異なります。残留農薬基準を設定するのであれば、試料の前処理方法も含め、詳細な分析方法も同時に公開し、どのような方法で分析したときの値かを示していただくことを要望します。</p>	堀池俊介	128
913	7(3)	<p>分析を行うには、標準となる物質が必要になります。何を標準物質として分析するのかを明確にすることを要望します。</p>	堀池俊介	128
914	7(3)	<p>ごく少数のサンプルでの分析結果だけで判断することがないように、十分な化学的根拠を持つサンプリング方法を規定することを要望します。</p>	堀池俊介	128
915	7(3)	<p>分析方法の統一的な方法が早急に発表されるよう望みます。一斉分析法によってコスト面、環境面（有機溶媒等の使用削減による）も改善でき、検体数も増えるのであれば消費者の立場からも歓迎できます。一斉分析結果をどのように取り扱うのか、場合によっては個別の分析法で確認するのか、そうした目安も開示し、検査機関によって異なる結果がでないように、統一的な分析方法をさらに広めて下さい。</p> <p>また、一律基準の分析方法についても物質によっては検出限界である物質もある恐れもあることから、一律基準値の設定方法についてはより科学的で現実に即した方向での検討を行うことを求めます。</p>	Japan Food Information Center (JFIC)	137
916	7(3)	<p>・分析方法について</p> <p>1. 一般分析方法のみならず一斉分析方法の開発、提示を積極的に行っていただきたい。開示から、施行までに民間が検査に対応できるような十分な時間を考慮いただきたい。2. 標準品となる化合物が何処で入手できるか明示いただきたい。</p> <p>3. 一つの農薬について一つの分析方法しかない場合は、加工食品についてはその分析方法のみでは対応できないことも多い。分析方法については、十分検証の上、それと同等以上の精度を有する分析方法についても認めることをお願いしたい。更に、例えば爆発性のある化合物を使用することが無いような使いやすい方法を推奨していただきたい。</p>	キョーマン株式会社	164
917	7(3)	<p>3. 分析方法について</p> <p>〔意見〕 分析方法の公開・提示から施行までに十分な猶予期間設定をお願い致します。また「不検出」の意味（分析方法および検出限界値）を明確に設定してください。</p> <p>〔理由〕 分析手法の導入、バリデーション、製品チェックなど、事前の対処のための期間が必要です。分析方法についてはこれらの対策に必要な期間を考慮に入れ、余裕をもって決定・公開して下さるようお願い致します。また、分析技術の進歩に伴う手法や検出限界の違いによる混乱が生じないように条件、検出限界値を決めていただきたいと思います。</p>	味の素株式会社	179

918	7(3)	<p>3. 分析方法を早く公表頂きたい。また、できるだけ簡素簡便で、事業者の負担とならない方法をお示し頂きたい。</p> <p>(1) 今回の施策に伴い、一部の農畜産物では、分析方法が変更されると聞いている。変更されるのであれば、サンプルの一次処理方法のみでも、開示頂きたい。現在検疫等で行われている方法でも構わないので、参考として、開示頂きたい。</p> <p>(2) 多くの物質を同時に分析する可能性も出てくると推定されるので、グルーピングして一次検査し、そこで検出が認められれば、更に二次検査を実施するというような検査方法を提示頂きたい。</p> <p>(3) 基準の施行にあわせて、最終的に決定した分析方法が公表されると、新たな分析の準備(機器の購入等)の時間がとれない等の問題があるので、分析方法の開発の進捗を、都度、可能な範囲で公表頂きたい。できたら、説明会を開催して頂きたい。</p> <p>(4) 基準が施行されると、事業者が、当該の分析を分析機関に委託する機会が増加するため、分析機関の不足が予測される。公的な位置づけでの分析機関を増やすことで、事業者の分析の依頼に充足できる体制を準備頂きたい。</p>	社団法人全国清涼飲料工業会	182
919	7(3)	<p>EU 等において検出限界値をもって基準を設定していることが明らかなものについては「一律基準値を適用することとし」との記述が行われているが、EU 等がなぜそのような対応を行っているかについても、十分調査することが必要と考える。また、検出限界値をもって基準を設定する場合には、EU 等の検出限界値を一律基準値として適用するためには、EU 等の採用している分析法を我が国として検証することが必要条件となり、この件に関する検討も必要であると考えます。</p>	日本生活協同組合連合会	189
920	7(3)	<p>分析方法により、検出数値が異なることも予想されることから、ポジティブリストの作成の際には、十分なバリデーションのうえ、統一的な分析方法を早急に確立していただくとともに、その分析方法の考え方を示していただきたい。</p>	(財)食品産業センター	196
921	7(3)	<p>分析対象化合物や分析方法について、暫定基準値(案)では明らかにされていませんが、これらは残留モニタリングを行う上で重要な部分になると思われます。諸外国では、分析対象化合物や分析方法について、核物質の製造企業が各種の試験データに基づいて原案を作成し、それに基づいて、当局がバリデートして決定されると理解しています。今般の暫定基準案にかかる分析対象化合物や分析法につきましても、製造企業側からの要望も取り入れてご検討いただきたくお願い申し上げます。また、新薬申請時には、通常、製造企業が開発した分析方法が使われるのですが、暫定基準値とそれに伴う分析法設定後も、企業が提出した分析方法を受け入れ、また、変更するなどの選択肢の可能性について考慮をお願いいたします。</p>	畜水産品残留安全協議会	201
922	7(3)	<p>今後、分析技術の進歩が見込まれるので、分析方法や検出限界の変化(違い)による混乱が生じないように整理しておくべきである。</p>	製粉協会	208
923	7(3)	<p>分析方法の公開、提示については、事前に残留検出の調査確認・対処を行う必要があるため、法律の施行前に十分な猶予期間を設けて提示頂く必要がある。(同旨2件)</p>	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
924	7(3)	<p>今回の暫定基準ポジティブリスト作成に伴い、その分析方法の提示についての考え方を示していただきたい。例えば、諸外国での分析実績などに基づいて採用される分析方法の妥当性なども開示していただけるのか。また、今後のスケジューリングなども決定されているのか。(同旨2件)</p>	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
925	7(3)	<p>分析方法の検討については、一部農薬・動物用医薬品については一斉分析法が検討されるとの話も伺っているが、その場合、すでに告示(環食化、環乳、衛食、衛化等)によって分析法が通知されている物質も、この一斉分析法で検出されることがあると考えられるが、その場合の分</p>	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210

		析結果は、いずれが優先されることになるのか。（同旨2件）		
926	7(3)	告示法として出される分析方法は、従来バリデーションの確認をなされた後に通知されるとお伺いしているが、今後検討される分析方法についても同様の扱いがされるのか。試験所間の誤差は、どの程度を許容範囲と想定されているのか。	(株)日清製粉グループ本社	210
927	7(3)	早期に公的分析方法を公開していただきたい。(検出限界も明示)	日本製粉株式会社	212
928	7(3)	一斉分析法等検査方法の早急な整備は、ポジティブリスト制の円滑な運用に不可欠と考えられるので、十分な配慮を希望する。	油糧輸出入協議会	215
929	7(3)	分析法については、事業者が行う、自主点検の参考とするため、早期に公表されることを望みます。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	218
930	7(3)	加工食品の検査法を作成されたいこと	(社)日本乳業協会	219
931	7(3)	GC/MS、LC/MS等を用いた一斉分析法も、公定法として明記して欲しい。(同旨2件)	株式会社加ト吉・(社)日本冷凍食品協会	13・27
932	7(3)	試験法により検出数値が異なることも予想されるため、統一的な試験法を早急に(施行前に)確定して欲しい。(同旨8件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・(社)日本冷凍食品協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社・ロッテスノー株式会社	17・18・24・27・28・39・95・99
933	7(3)	分析対象物質が同一のため、複数の農薬成分について設定された基準について、元はどの農薬成分が該当しているのか、具体的な成分名を明示して欲しい。また、その場合、元の農薬成分を特定する具体的な分析方法についても開示して欲しい。	姫路市環境衛生研究所	20
934	7(3)	フルアジホップ-p-プチルは、フルアジホップと考えてよいのか。	井上靖之	9
935	7(3)	ホセチルアルミニウムは、ホセチルと考えてよいのか。	井上靖之	9
936	7(3)	基準値が「ND(検出されないこと)」となる農薬に関しては、検出限界値を併記してほしい。	株式会社加ト吉	13
937	7(3)	約400種類の農薬について、個別分析法だと期間と経費が膨大になるので、一斉分析法を公定法として定めて欲しい。	和光堂株式会社	51
938	7(3)	残留する代謝物又は分解物が同一であるものについては、当該代謝物また分解物につき基準を作成する、また、農薬等の成分が異なるものの分析対象となる物質が同一とならざるを得ないものについては、その分析対象物ごとに基準を作成する(案)となっていますが、例えば、「カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル」は一括しての基準値、「カルボスルファン及びカルボフラン」の場合は個別の基準値、「アラニカルブ、メソミル及びチオジカルブ」は「アラニカルブ」と「メソミル及びチオジカルブ」の組み合わせによる基準値案が示されています。カルベンダジムのCodex基準では、農産物ごとに由来する元の農薬が規定されています。なお、ベノミルはカルベンダジムとして検出されますが、カルベンダジム、チオファネートメチル、カルボスルファン、カルボフラン、アラニカルブ、メソミル及びチオジカルブは、条件により一部分解等は見られますが、そのまま検出できます。上記の例で、カルボスルファン、カルボフラン及びアラニカルブについては個別の暫定基準が設定された理由を教えてください。また、上に例示したような単独で測定可能な農薬を一括りにした場合、今後同様な農薬が開発された場合は、こ	永山敏広	77

		の括りの中で規制されるのでしょうか？		
939	7(3)	茶の基準について、国産、輸入茶葉の流通に支障のないよう農薬残留実態調査を実施し、溶媒抽出法での農薬検出範囲と暫定基準値を比較検討して戴きたい。現在、茶葉（抹茶を除く）の分析においては茶葉を熱湯で抽出した抽出液を検体としており、水に溶けにくい農薬（ピレスロイド系農薬など）は検出されにくい方法となっている。これまで茶葉の熱湯抽出法による農薬残留実態についてはデータが蓄積されているが、水に溶けにくい農薬の残留実態は十分に把握できていないのが現状と言える。また、海外では溶媒抽出法を採用しているが茶葉における残留実態調査例が少ない。今後茶葉における分析法が溶媒抽出法に変更となった場合、例えば一律基準値が設定される農薬で流通に著しく支障をきたすものがないのかどうか確認すべきである。参考として今回の暫定基準案では一律基準値が適用される農薬で残留事例があるものの例（トリアゾホス、プロモプロピレート）を添付する（別添略）	サントリー株式会社	98
940	7(3)	基準が設定される全てのポジティブリスト農薬及びND農薬に対して作物別の分析方法と検出限界を提示してほしい。（分析精度向上による検出限界値の低下と、指定検査機関での検出限界に差が出ている）	アラハタ株式会社	108
941	7(3)	現在食品衛生法で基準のあるものはそのままの運用と諒解するが、現行の茶の残留農薬基準はほとんどが抽出液を分析することとなっている。一方他国の残留農薬基準は茶葉自体を分析するのが主流であるが、かかる状況を加味し、茶葉の暫定基準及び一律基準は茶葉自体の分析となるのか？茶葉は抹茶以外そのまま食べることはなく、残留物は全て抽出した上で摂取されることから、茶葉の暫定基準・一律基準に関しても、これまで通り抽出液を分析することとして頂きたい。さもなくば茶葉に関しては必要以上に厳しい基準となる恐れがある。	三井物産株式会社	136
942	7(3)	自主管理を推進する上から、状況により事業者が自ら、又は外部に委託し残留農薬を分析する必要がある。然しながら、現状では分析装置は高価で、分析に時間がかかり、且つ、熟達した技量が必要である。そのため、残留農薬を簡便、迅速に分析出来る手法の開発が急務である。施行に先立ち、一斉分析等の分析法を公開いただきたい。また、今後、検査対象食品、並びに分析対象項目の増加が予想されることから、公的分析機関を整備し、迅速に分析できる体制を構築していただきたい。加工食品については多種の原料成分が混在することから、分析に困難なことが予想されるので、加工食品の分析法もご検討いただきたい。	社団法人 日本植物油協会	176
943	7(3)	分析方法が不明なため、分析の実績が少なく、今回提示された基準値が許容できるのか、判断できない項目もあると推定される。早く分析方法を示して頂くとともに、今回のパブリックコメントの締め切り後でも、新たな分析データに基づき、妥当な基準に切り替えて頂くよう御配慮頂きたい。特にお茶葉の分析方法においては、水抽出による一次処理から、溶媒抽出による一次処理に変更となると聞いており、今まで検出されなかった農薬も検出されると推測されるので、特に宜しく願いたい。また、分析方法が明確な項目においても、今回の締め切りまでに精査しきれない部分もある。同様に御配慮頂きたい。	社団法人全国清涼飲料工業会	182
944	7(3)	紅茶について、現行の70化合物の検査でも1ヶ月の検査期間が必要である。もし、ポジティブリストにある全ての化合物を検査すると約1年の検査期間が必要となり、迅速な検査ができないと対応ができないと考えられる。公定法として迅速に分析できる方法を採用することを強く希望する。	日本紅茶協会	214
945	7(3)	動物用医薬品の場合、50ppbを基準に残留試験を実施しており、それに基づいて休薬期間を設定しているため、今回の暫定基準値についても現行の50ppb又はそれ以上に設定して頂きたく存じます。また、このため一律基準値が50ppbより小さい値に設定された場合は、定量法が確立していないものや測定できない臓器等が出てくることが考えられます。	日本全薬工業株式会社	181

		一例として、当社で使用しているチアムリンについては、豚の胆汁における検出限界を 50 ppb に設定しておりますが、暫定基準（案）（豚のその他の内臓等に該当？）では 40 ppb に設定されているため、検出不能になってしまう可能性があります。以上のことから、現行の分析方法及び検出限界の考え方を取り入れて頂きたく再度のご検討を要望致します。		
946	7(3)	内寄生虫用剤のチアベンダゾールは、食肉、乳などに対して「チアベンダゾールおよび 5-ヒドロキシチアベンダゾールの和」として残留基準値が設定されている。法の執行に当たり、MRLs を設定するための試験法ならびに、残留マーカー等の適切な情報を基準案に提示すべきである。	日本生活協同組合連合会	189
947	7(3)	テトラサイクリン系、フェバンテル等を除いて、試験されるべきマーカーが示されていない。	E U	205
948	7(4)	全項目の告示法（通知法）としての告示はいつになるのか。	宮下 隆	49
949	7(4)	暫定基準の設定フローに、外国基準等がない場合であっても、科学的に証明できるデータ（作物残留データ等）があれば、そのデータを用いて基準を設定するという制度も載せて欲しい。	デュポン株式会社	25
950	7(4)	今回参考にした外国基準について、これよりも後に公表されたもので、参考に値するような基準についても暫定基準に採用して欲しい。	デュポン株式会社	25
951	7(4)	既に製造・販売されたものについては、ポジティブリスト制施行後も適用除外を要望する。	水野浩夫	195
952	7(4)	加工食品の中には、賞味期限が 2 年以上のものがあるため、ポジティブリスト制の実施に当たっては、その実施以降に製造されてものについて適用することにしていただきたい。また、軽微な基準からの逸脱であって、明らかに健康への影響がないと思われる事態への適用については、特段の配慮をお願いしたい。	(財)食品産業センター	196
953	7(4)	缶詰など加工食品の中には、賞味期限が 2 , 3 年のものがあり、場合によっては、基準値内でない製品が、施行の時点で店頭に残っていることが考えられる。これらが回収されないよう、既に製造・販売されたものについては、ポジティブリスト制施行後も適用しないで欲しい。（同旨 2 件）	武村百合子・宮下 隆	38・46
954	7(4)	今回設定される暫定基準は、ポジティブリスト制施行後に見直すとされていますが、この見直しは ADI 等に基づく評価をして基準（暫定ではなく現行と同じ本基準）を設定するということですか？	永山敏広	77
955	7(4)	暫定基準の見直しは、5 年ごとではなく、2 ~ 3 年ごとにして欲しい。	日清シスコ株式会社	95
956	7(4)	我が国の食糧事情は、輸入食品に大きく依存しております。農薬等、基準の見直しを行う場合には、対象となる食品等の流通実態等を十分勘案いただき、施行までの期間設定にご配慮を賜りたい。	ロッテスノー株式会社	99
957	7(4)	今回のパブリックコメントによって、基本方針が決定されると思いますが、それに従って残留基準値（案）が設定されましたら、最終的に決定される前に、再度パブリックコメントを募集して欲しい。	(社)日本動物用医薬品協会	101
958	7(4)	「暫定基準の見直し」の中で「マーケットバスケット調査による農薬摂取量の実態調査等の結果に基づき、優先順位を付した上で安全性試験成績を収集し、リスク評価に基づく基準の見直しを行うこととする」と述べられていますが、この際、日本における摂取量に基づく精密化された曝露評価に基づいて設定して下さい。	Japan Food Information Center (JFIC)	137
959	7(4)	出来るだけ早い時期に「厚生労働大臣が指定する物質：ポジティブリスト制の対象外」の物質リストを公表していただきたい。	日本水産株式会社	155
960	7(4)	1. 猶予期間について 〔意見〕 暫定基準が決定されてから施行まで、十分な猶予期間の設定をお願い致します。〔理由〕 野菜等の作物は年間計画の中で作付～収穫を行っていくもので、年間計画の中で使用農薬、使用量を決め実行していきます。このため、農薬等の暫定基準を決定してから少なくとも 1 年間の猶予期間がないと、生産計画が混乱をきたす可能性	味の素株式会社	179

		があります。したがって、なるべく早く暫定基準を決め、余裕のある猶予期間を取ってください。		
961	7(4)	暫定基準（第一次案）は、専門的な内容であり、意見を求めるとあるが、専門文書で事前説明もないことからみて、意見募集の対象の中には国民消費者は存在していない。重量4kgのデータ内容のチェックは、丁寧な事前説明がなければ無理である。専門的な文書のみならず、広く国民を対象とする意見提出を求めるのなら、その前後の手順、手続き、判断基準を法規化し、広く公表しなければ、国民の意見は得られない。国民・消費者に意見募集するための事前手続きが不十分であり、再度意見募集を期待しています。	遺伝毒性を考える集い	192
962	7(4)	分析方法の公開・提示については、事前に残留検出の調査確認・対処を行う必要があるため、法律の施行前に十分な猶予期間を設けていただきたい。	(財)食品産業センター	196
963	7(4)	日本は、5年ごとに基準値変更に伴う見直しを行い、「告示までの間に新たな品目の追加・削除及び対象農作物等の追加・削除など、参考とする基準の変更も予想されることから、暫定基準設定作業の事務的に可能なものについては、暫定基準に反映させることとする」とある。オーストラリアのシステムでは、MRLの変更はAPVMAよりFSANZへ月一ベースで提案される。オーストラリアのfood codeにおける重要な改正は、どのようにして日本へ伝えればよいか。[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199
964	7(4)	新たな農薬の登場や状況に応じて、基準値の設定や見直しについては迅速に対応してほしい。	飼料輸出入協議会	207
965	7(4)	一律基準値はいつ頃提示されるかを含めて、スケジュールを開示してほしい。また、一律基準値を決めた後、第2次案を出して、パブリックコメントを受け付けるように願いたい。	製粉協会	208
966	7(4)	一律基準の公開に合わせて2次案としてのパブリックコメントの募集を必ずお願いしたい。(同旨3件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社、日本製粉株式会社	209・210・212
967	7(4)	暫定基準設定後の正式基準化に際して、マーケットバスケット調査に基づく検討を行うとされているが、日本における摂取量に基づく精密化された暴露評価に基づく設定をされるのか。(同旨2件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
968	7(4)	新規に残留基準を設定する場合は、WTO通報を通して全ての国に情報提供し、意見を求める期間を設けること。また、MRLは、主な貿易国の基準値や、それら関連する事項について考慮した上で設定すること。[原文英語]	U.S. wheat associates	217
969	7(4)	暫定基準の見直しは、5年ごとではなく、2～3年ごとにして欲しい。少なくともアレルギーにおいては2年ごと、GMOについては1年ごとの見直しがあることと整合性を採るべきである。(同旨7件)	(社)全国バスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・ニチレイ株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・39・89・95
970	7(4)	加工食品について、ポジティブリスト移行後の基準値は、原則原料の農畜産物にて規制が行われると理解しているが、原料原産国における農薬使用実態が適正でない限り、問題は解決できないので、WTO通報時等に加盟各国に対し、基準違反の品が輸出されることのないよう要請して欲しい。(同旨7件)	(社)全国バスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会	17・18・24・28・39・95・196

			社・(財)食品産業センター	
971	7(4)	今回の案は、従来の基準設定方針とことなるため、第一次案で農薬製造者、販売者、使用者等広く意見募集して、第二次案を作成し、それに対してのパブリックコメントを募集してください。	アラハタ株式会社	108
972	7(4)	油糧原料の暫定基準をみると、生産地で使用されている農薬のほとんどがリストアップされており、感謝申し上げます。当植物油業界で使用する原料の大部分は輸入によっており、生産地で使用している農薬の種類、残留基準値と一致が重要と考えている。今後、生産地で使用され、暫定基準案に載っていない農薬が申請された場合は速やかに基準の設定をお願いしたい。	社団法人 日本植物油協会	176
973	7(4)	第2次案の提示ないし意見募集は予定されているのか。登録保留基準農薬に関しては、第2次以降で検討されていくのか。	国産生薬株式会社	193
974	7(4)	野菜等の作物は、年間の生産計画の中で、使用農薬や使用量を決めているため、農薬の暫定基準を決定してから少なくとも一年間の猶予期間がないと、生産計画に混乱をきたす恐れがある。このため、ポジティブリスト制への移行に当たっては、基準値の設定後、余裕のある猶予期間を取っていただきたい。	(財)食品産業センター	196
975	7(4)	今後、生産国から新たな農薬の使用について情報が入った場合、この化合物を暫定基準に追加するため、手続きの方法を定めることを希望する。	日本紅茶協会	214
976	7(4)	残留基準見直しの必要が生じるとすれば、古い製品ほどその必要があると考えられますが、長年にわたる使用で問題がなかった有効成分については、現行の検出限界値をそのまま最終残留基準値として頂くようお願いしたい。	(社)日本動物用医薬品協会	101
977	7(5)	原材料となる農産物等について、生産・輸入・販売の各段階で、残留農薬の有無について表示をするよう指導して欲しい。	全国菓子工業組合連合会	22
978	7(5)	諸外国との基準の相違により、現地の基準に適合したものでも、日本に入る時に基準に合わずに輸入できなくなる可能性が多くなるが、この扱いを単純にNOとしてよいか、諸外国と調整をして欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27
979	7(5)	仮に使用した原料に基準を超える残留農薬が後日検出されても、製品が基準違反でなければ、回収等の規制対象にしないことを明確に示して欲しい。	森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社・(社)全国ビスケット協会・全国菓子工業組合連合会	17・22・39・95
980	7(5)	今後、厚生労働省としての市場モニタリング、検疫所、衛生研究所、農薬検査所は、どのように残留確認を行っていくのか教えて欲しい。	宮下 隆	45
981	7(5)	高感度分析において、人の健康を損なうおそれがないと思われる量のポジティブリスト以外の農薬が検出された場合、どのような判断をしたらいいか明記して欲しい。(例：ほうれん草よりポジティブリスト以外の農薬が0.00001ppm 検出された場合)	宮下 隆	47
982	7(5)	輸入品については、輸入検査の仕組み及び違反品の公表が制度として定着しているが、国産品については実態が不明な部分が多く、地方自治体が独自に実施している検査についても結果の詳細が公表されている例が少ない。このため、国産品についても検査制度を明確にし、結果を広く国民に知らしめるべきと考える。	株式会社ニチレイ	89
983	7(5)	国の検査体制を強化し、基準違反の農産物が輸入されないようにして欲しい。	日清シスコ株式会社	95
984	7(5)	仮に不検出とされている農薬が混入した原材料を使用していたことが後日わかったとしても、その製品から不検出の場合は回収等の規制の対象にならないようにしていただきたい。	日清シスコ株式会社	95
985	7(5)	農薬と動物薬の全ての残留農薬検査は現実的か？ 現行の農薬(不発酵茶80項目、発酵茶70項目)でも1ヶ月の検査期間が必要であり、費用も	三井物産株式会社	136

		100万円前後が必要となる。ポジティブリスト制導入後、基準設定農薬が一律基準を含め700前後となった場合、現実的なコスト・期間で分析することは不可能と思われる。より現実的なチェック体制の構築を可能とするためには、産地で実際に各農作物に使用されている可能性の高い農薬を重点分析対象農薬として指定するなど、基準のある農薬の中でも、ある程度の濃淡をつけるべきである。		
986	7(5)	基準が制定された後の行政の運用に関する指針を明確にしてください。	キョーマン株式会社	164
987	7(5)	・行政への依頼 輸入食品関係者が、より安心な食品を取り扱えるようなサポートを行政として輸出国との間で行っていただきたい。1. ポジティブリスト記載以外の農薬等の使用が認められている国については、国別にその農薬を示して欲しい。2. 輸入農産物等については、使用農薬等の報告を義務付けるようにし、それに対応した税関検査体制を構築する。3. 残留農薬等の基準について、Codex等の国際的な場で討議し、国際的な基準を各国が用いるようにし、国間の基準値の違いを無くすようにしていただきたい。4. 一企業では分析できる農薬等は限られてしまいます。特に、多くの原料を使用している加工食品については分析する農薬の対象も広がります。したがって、対象となるすべての農薬を低料金で受託できるような公共分析機関の整備も必要と思われます。	キョーマン株式会社	164
988	7(5)	基準の運用にあたりましては、水際で問題が生じないように、輸入品の積地での分析結果を採用することをご検討いただきたい。	社団法人 日本植物油協会	176
989	7(5)	清涼飲料水の製造事業者にとって、原材料が今回の基準を満たしていることが何よりも大切であるので、以下のようなリスクコミュニケーションを実施頂き、基準の趣旨を徹底頂きたい。 (1) 国の内外を問わず、農畜産物の生産及び農畜産物の一次加工を行ない、清涼飲料水の原材料を製造する者への基準の趣旨の徹底をお願いしたい。 (2) また、国の内外を問わず、(1)の農畜産物を生産・加工する者を監督する行政機関にも徹底頂きたい。 (3) 清涼飲料水製造業者としては、特別の場合を除いて、(1)の農畜産物を生産・加工する者、或はそれらを仕入、販売する者からの品質保証を頼りに製造を行っており、清涼飲料水の流通販売業者からの膨大な分析データの提出要求に耐えられないので、この点をしっかり指導して頂きたい。また、流通販売業者へも十分に基準の趣旨を衆知頂きたい。	社団法人全国清涼飲料工業会	182
990	7(5)	基準違反の農作物が輸入され、それを使用した加工食品が違反となるような事態が起こらないよう、統一的な分析方法で検査し、水際における検査体制を充実していただきたい。また、影響範囲の無用な拡大を避けるために検査と結果公表の迅速化をはかっていただきたい。	(財)食品産業センター	196
991	7(5)	暫定基準値を定めるに当たり、WTO通報の際に、諸外国の農薬等の使用実態を勘案の上、対日輸出国に対し日本国内法を遵守してもらえよう確認をとっていただきたい。	(財)食品産業センター	196
992	7(5)	日本は、輸出国のMRLより低い、日本の暫定MRLより高いような残留値が検出された場合に生じる、貿易紛争の解決に対して、どのような対策を考えているのか。オーストラリアは、頻繁ではないものの、時々生じうる”予期せぬ”残留事故について、関心を持っている。日本は過去に、日本に基準のないMRLを扱う際、輸出国のMRLを考慮してきた。オーストラリアは「インポートトレランス制度」の導入を日本が検討すると聞いているが、その際に前述のようなケースの解決、及び貿易の促進のため、輸出国において作成された評価書をもとにして、出来るだけ速くリスク評価に着手できるような制度を早急に確立するよう求める。オーストラリアは、我々がオーストラリア国内で適正使用したにも関わらず、このような問題が生じた場合について、日本政府による具体的か	オーストラリア政府(DAFF)	199

		つ迅速な説明を求める。[原文英語]		
993	7(5)	オーストラリアは、ポジティブリストの MRL が増えることで、それにつれて日本への輸入に問題が生じることを懸念している。MRL が増えることは、日本に荷揚げ時、もしくは事前のサンプリング、試験、通関手続きが要求されることが増えるということになるのか。荷揚げの許可・製品の通関手続き以前に試験を行うのか、誰が試験費用を払うのか、日本に荷揚げする輸出者もしくは、分析者から結果を要求するのか。このような事柄について、本案は何も示していない。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
994	7(5)	分析体制について、最終需要家への速やかな受渡及び円滑な物流を目的として、遺伝子組換え等のモニタリング検査同様、サンプル採取後 3 日以内を目処に検査結果が出る体制を確保してほしい。	飼料輸出入協議会	207
995	7(5)	一斉分析で分析した結果が暫定基準値に対し 50%以上の値が出た場合、現行の通知と同様に、個別の分析法で確認するという考え方はあるのか。(同旨 2 件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
996	7(5)	平成 9 年 4 月 8 日衛化第 4 3 号の「残留農薬迅速分析法の利用について」で、試験法としては、「回収率：70～120%、相対標準偏差：概ね 20%未満、検出限界：基準値の 10%以下」と記載されているが、検討される分析法でも、これを満足するものになるものか。	(株)日清製粉グループ本社	210
997	7(5)	新しいシステムが導入された結果、発生しうる貿易障壁及び経済的コストは何か。特に日本の輸入者は、新たなシステムと農林水産省その他により実施されるリスクについて関心を示しているのではないか。当協会は予期されない残留が発見される可能性はほとんどないと考えているが、輸入者及び製粉業者は、輸入の障壁とならないためにさらなる保証を必要とするのではないか。また、米国における化学物質の使用法のデータと広く見られる化学物質を証明するランダムな試験の長い歴史から、多数の貨物について多数の化学物質に対して検査を実施することは、最小限のリスクを提示するための調和から大きくずれたコストをかけるものである。[原文英語]	U.S. wheat associates	217
998	7(5)	国内で使用される物質については、使用者である生産者に十分趣旨を理解させ、基準を超えない食品原料を生産するよう義務づけされたいこと(農林水産省と連携し、安全な農畜水産物が生産される仕組みを構築されたいこと。使用実態、使用記録の義務化と、それにたいする第三者チェック。)	(社)日本乳業協会	219
999	7(5)	検査機関の精度管理 (GLP) を充実されたいこと	(社)日本乳業協会	219
1000	7(5)	自主的な管理のために行う検査に必要な試薬標準品の供給体制を整備されたいこと	(社)日本乳業協会	219
1001	7(5)	安価な費用で、効率的な検査法の開発が必須であり、それらが整備されなければ、ポジティブリスト制導入の効果は期待できず、食品業界としても対応は不可能である。	(社)日本乳業協会	219
1002	7(5)	新たな検査法を検査機関に導入するのに時間がかかる。日本や他の国で使用されていない物質については、分析法を scratch から開発しなければならない。そのような物質が多ければ、2006年の施行までにこれらの作業は終わらないであろう。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153
1003	7(5)	検査機関の性能とキャパシティーの問題。全てのアイテムを検査できるようにするためには、検査体制を拡張し、検査施設は全ての分析法に適用できなければならない。それには、さらなる施設スペース、装置、スタッフが必要となる。それには、初期投資が必要とされる。民間や外国の検査機関は long-term commitment を要求するだろう。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153
1004	7(5)	検査費用。毒性物質のトレース分析は非常に高価であり、検査アイテム数が増加すると、コストが非常にかかる。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153
1005	7(5)	小麦の場合、農薬の残留のリスクは使用の許可されている化合物が最も高い。他の製品に使用が許可されている農薬は、小麦に対してそれほ	Canadian Grain Commission	153

		ど残留しないので、小麦に使用が許可されていない農薬を検査しても、あまり意味はない。もし、二国間ベースで、検査対象の農薬が、小麦の種類に使用が許可されているのかを考慮してもらえば、検査を必要とする農薬の種類は非常に減るであろう。[原文英語]		
1006	7(5)	国の検査体制を強化し、基準違反の農産物が輸入されないようにして欲しい。(同旨7件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全国菓子工業組合連合会・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・22・24・28・39・95
1007	7(5)	中小企業等によっては、検査設備を全く持ち合わせていない等、不特定の残留農薬の事前検出は極めて困難であることから、行政機関において、原材料段階での検査を徹底して欲しい。(同旨6件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・39・95
1008	7(5)	暫定基準値は、これまでの残留基準と違い、科学的に国内審査を経たものではないため、「基準値とは何か」という間に正確に答えられない可能性があるばかりか、基準値を僅かに超えただけの急性には健康上問題がないと考えられるケースでも、消費者にとっては日常の食品に対していたずらに過大な危険イメージを増幅させることになる。現に、これまで基準違反で回収となったケースでも、「健康上には影響がありません」というコメントが、違反側からも取り締まる側からも表明されることがしばしばであった。従って、規制の仕組みを次のように2段階にしているかどうかと提案する。残留を警告・指導する違反レベル(数回発生した場合は輸入・販売停止など) 残留により実際に健康上の影響が危惧されるので、市場流通品も含む回収・廃棄。(同旨2件)	マルハ株式会社・(社)日本冷凍食品協会	26・27
1009	7(5)	ポジティブリストにするのであれば、各検疫所で全ての基準設定された農薬項目に対して根拠のある抜き取り頻度を定めて検査をすることが必要である。	アヲハタ株式会社	108
1010	7(5)	ポジティブリストに示された全ての農薬を分析して評価することは、数量的に多く日常的な管理では現実的に対応が難しいと思われる。基本的に当該農産物の栽培地域で使用されている化合物の残留量を検査することで対処することを希望する。	日本紅茶協会	214
1011	7(5)	穀類の貿易に対する影響が大きい。必要な検体数等、検査に関する説明がない。暫定基準案をどのように施行するかが示されていないので、大きな混乱が生じる。CGCは、現在カバーしているものだけでなく、MRLが提案されている数以上の多くのアイテムをカバーすることを要求されることを危惧している。小麦の場合、現在の105アイテムから、183アイテム以上になる。これは、穀類貿易や、現在の検査機関におけるコストの関係だけではなく、結局実行できないということになるかもしれない。特に検査のカバーの必要のあるアイテム数に関係している検査の必要性と、安全性への絶対的な要求とのバランスを考慮する必要がある。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153
1012	7(6)	MRLの追加変更についてはその方法を示して欲しい。その際、既登録剤の毒性試験等は登録保有会社が所有するものであるため、登録保有会社を必ず通す方法にして頂きたい。海外メーカー等は登録を保有してい	デュポン株式会社	33

		る会社に要望を出すことで対応できると考える。マイナー作物について都道府県等が当該メーカーに要望する方法と同じと考えるが。		
1013	7(6)	グループ MRL が設定されているものが一部あるが、比較的扱いが簡単なグループにのみ適用されていたり、本来グループに属する物が抜けていたりしている。それぞれの剤は、本来は個別に安全性が評価されており、また作用機序の同じ物が同時に用いられる事は農薬としての効果の面からも考えられない。他のグループ化適用が困難なものや、単独で MRL が設定されている剤に比較して不公平な扱いである。公平な取り扱いになるような運用をして欲しい。CODEX の MRL は一部がグループ化されているが、それを実際に Dietary Risk Assessment 等に取り入れている国は無い。米国は FQPA により一部グループ化の方向で検討しているが、実際には適用していない、あるいはできないのが現状であると理解している。	デュポン株式会社	33
1014	7(6)	農薬等の残留基準は個々の化学物質について設定された ADI と農作物等の平均的摂取量をもとに決められるが、多くの仮定に基づいて算出された ADI は健康な成人男子が一生摂取しても影響がでない量とされているだけで、心身発達途上にある子供（胎児を含む）や老人、農薬に対する感受性の大人には、必ずしも安全とはいえない。また、人が摂取する農薬は多種類におよぶが、複合毒性の評価はなされておらず、個々の農薬の ADI がクリアされることのみをめざす現行残留基準は科学的とはいえない。農薬は、人の健康にさまざまな影響を与える殺生物剤であるから、その摂取を出来るかぎり減らそうとする努力が大切である。そのためには、農薬の使用を減らすことも念頭においた施策がとられるべきであり、対象農薬の数を増やし、かつ、高い残留基準を設定しても、食の安全・安心にはつながらない。いままで実施された残留農薬調査をみると、残留基準を超えた農薬の比率は少ないが、なんらかの農薬が残留している農作物は、約 20% に及び、その比率を減らしていくことが望まれる。	反農薬東京グループ	96
1015	7(6)	暫定基準設定後の見直しのプロセスは、リスク評価にあたっての考え方（リスクアセスメントポリシー）を示し、基準設定を予定している農薬等について、リスク評価作業の要請を行うべきである。併せて、暫定基準の見直し作業計画についても、早急に明示する必要がある。	日本生活協同組合連合会	189
1016	7(6)	第一次案には、「マーケットバスケット調査による農薬摂取量の実態調査等の結果に基づき、優先順位を付した上で、安全性試験成績を収集し、リスク評価に基づく見直しを行うこととする。」という記述があるが、マーケットバスケット調査による、農薬摂取量の実態調査等の具体的内容を示すべきである。また、コーデックス、米国、EU における基準設定作業では、影響を受けやすい人口集団、特に小児に対する暴露評価が大きな関心事になっており、日本においてもこの観点からの調査が重要と考える。	日本生活協同組合連合会	189
1017	7(6)	残留基準が設定されていない農薬等について、輸入企業等が輸出国基準を調査後、科学的な評価をして申請した場合、暫定基準として追加設定いただきたい。	(財)食品産業センター	196
1018	7(6)	極めて使用頻度の少ない農薬等が今回のリストから漏れているおそれもあり、また、短期間に新たな農薬等が開発される可能性もあることから、それら基準の見直しについては、関連業界からの要望を踏まえて、追加設定していただきたい。	(財)食品産業センター	196
1019	7(6)	既にある種の動物、臓器、農作物に対する最終基準値のある物質について、新たな動物種や臓器・組織、農作物の最終基準値を加える場合には、再び食品安全委員会におけるリスク評価（ADI 評価）がなされる予定であるとの話を聞きました。しかし、ADI については、食品衛生調査会で厳密な審査のもと決定されたものであり、全く同じ資料を用いるのであれば、再度安全委員会で ADI の検討をすることは、同じことの繰り返し	畜水産品残留安全協議会	201

		返しになります。また、異なる見解となった場合の整合性にも疑問が生じてしまいます。すでに ADI が設定された物質については、新たな知見が得られた場合など、必要な場合を除き、ADI の再度の審議につきまして、原則省略していただきたく要望いたします。		
1020	7(6)	パブリックコメントに対する意見 - 3 でも要望したのですが、現行の基準値案に沿った場合、主要臓器以外の臓器・組織、その他の動物種に対しても基準値が設定されることとなり、農水省側からそのような動物種や臓器・組織に対する残留性を確認するようにとの指示の出る可能性も捨て切れません。しかし、諸外国ではこの様な要求は今のところ無く、日本においても資料を諸外国と同レベルに調整していただきたく、厚生労働省と農林水産省との間での調整をお願いいたします。	畜水産品残留安全協議会	201
1021	7(6)	新たに開発された農薬等について、基準値をできるだけ速やかに設定するためのルールを明確にしておく必要がある。また、諸外国の情報を関係者が速やかに情報交換できる場を設ける必要がある。	製粉協会	208
1022	7(6)	すでに決められた基準（現行基準）についても、暫定規格として設定された基準と併せて、摂取量に基づく毒性評価にそって見直しをお願いしたい。その上で、国内で登録保留基準がないもので、Codex 基準或いは参照諸外国の基準との乖離のあるものについて残留基準のハーモナイゼーションを諮っていただきたい。別紙参照（同旨 2 件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
1023	7(6)	新規開発農薬についての基準値設定に遅れ・漏れが無いよう、特に諸外国への通知と通報システムの確立と徹底をお願いしたい。（同旨 2 件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
1024	7(6)	新たに開発された農薬等について、基準値をできるだけ速やかに設定するためのルールを明確にしておく必要がある。また、農産物生産国での農薬の使用実態の変化により現行基準値での対応が困難になった場合においても速やかに対応できるような制度としておくべきと考える。	日本製粉株式会社	212
1025	7(6)	農薬と動物薬が記載されているが、紅茶は農作物であり、動物薬が残留することはないと考える。第一次案では、紅茶に対して動物薬の残留基準も適用されると誤解されることが考えられ、農薬と動物薬を分けた表を希望する。	日本紅茶協会	214
1026	7(6)	「安全適正使用ガイドブック」に使用が認められている農薬は、全て基準値が設定されているのか。（同旨 2 件）	株式会社加ト吉・(社)日本冷凍食品協会	13・27
1027	7(6)	デルタメトリンの暫定基準値案（現行基準以外）が示されています。一方、現在基準が設定されているトラロメトリンはデルタメトリンとして検出されます。トラロメトリンとデルタメトリンの基準値が異なっていると、どちらを目的に試験したかで違反の取り扱いが変わってしまう可能性があります。デルタメトリンが検出された場合、どのように判断すればよいのでしょうか？	永山敏広	77
1028	7(6)	残留基準の設定に際しては、ADI に基づく単なる毒性評価だけでなく、市場に流通している農作物等の残留実態調査に基づく平均値（又は中央値）を考慮した残留基準を設定する。すなわち、ADI に基づいて算出された基準と残留実態調査にもとづいて算出された基準の低い方を残留基準として設定し、より農薬の摂取量を減らす方向を打ち出すべきである。	反農薬東京グループ	96
1029	7(6)	化学構造の類似した農薬をひとまとめにした、農薬グループ別の基準を設定する。	反農薬東京グループ	96
1030	7(6)	総農薬摂取量をへらすため、総農薬基準をきめる。その際、残留農薬の分析精度は、基準値の 100 分の 1 のレベルにする。	反農薬東京グループ	96
1031	7(6)	原則として、日本において、いままで、その農薬に適用のない農作物の残留基準は、設定しない。海外でのみ使用される農薬については、当該国から要請があった場合、毒性・残留性、残留実態に関する資料の提出を求め、別途検討し、新たに基準が設定されるまで、輸入を禁止す	反農薬東京グループ	96

		る。		
1032	7(6)	暫定基準値については、Codex の基準値が Step 8 になった時点、動物薬の承認が取得された時点で、Codex、動物薬承認に伴う基準値に変更されるのでしょうか？ また、暫定基準値案では、一律基準値を含み、可能性のある動物種全てに基準が定められているのですが、今までの動物薬申請時には、このうち申請動物種に対する残留性データのみを提出してきました。しかしこの場合、申請動物種のみ最終の残留基準値が設定され、その他の動物種や組織・臓器（卵、乳）などは暫定基準値のままということになるのでしょうか？あるいは、すべてを最終基準値とするための資料の要求などがあるのでしょうか？ 申請者としては、申請動物種以外の動物種までこのような試験をして基準の変更をすることは困難であり、整合性のとれる何らかの方策を検討して頂きたいとお願い申し上げます。	畜水産品残留安全協議会	201
1033	7(7)	毒性や残留性に問題があり、既に、国内で登録が失効し、使用されなくなってもかかわらず、海外で使用されている農薬の場合、当該農作物を輸入禁止する。日本の農薬取締法では、食用及び飼料用作物に適用外使用することは認められておらず、適用のない農薬が使用された農作物は、たとえ、残留基準以下でも販売を禁止となっている。国内適用のない農薬を外国で使用して栽培された農産物を輸入した場合、残留基準を超えなければ、市場流通してもよいとすると、国産とのバランスを著しく欠くことになる。	反農薬東京グループ	96
1034	7(7)	農作物については、比較的摂取量が多い作物（1日摂取量が1g以上のもの）であって、Codex において分類があるものについては、分類として独立させるとのことですが、陸棲哺乳類でトナカイ、家禽類で雉やいわしやこなどが独立されています。これらは摂取量が多いため独立されたのでしょうか？もし摂取量が少ないのであれば、農作物と同様に、Codex 基準はあっても「上記以外の・・・」にまとめないのでしょうか？	永山敏広	77
1035	7(7)	水産物の分類には不明確な部分がある。我が国でほとんど食習慣のない「なまず」「ザリガニ」「ニシン目」に個別基準を設けるよりも、「うなぎ」「スズキ目魚類（ブリ、鯛等）」の基準の拡充を図るべきではないか。うなぎについては、単独で設定されていないものに関して、上記以外の淡水魚に該当するのか、上記以外の淡水海水回遊魚に該当するのかが非常に不明確である。	株式会社ニチレイ	82
1036	7(7)	さけ・ます類の分類には、さけ、ます、上記以外の鮭類、上記以外の淡水海水回遊魚に分類されているが、それぞれ何を指すかが不明確である。一般にサケ・マス類は分類の上でも明確ではないため、サケ・マス類として一本化すべきと考える。	株式会社ニチレイ	82
1037	7(7)	鮎（ニシン目サケ亜目）の場合は、鮎として定められた5物質、ニシン目として定められた1物質以外は、「上記以外の鮭類」に該当するの	株式会社ニチレイ	82
1038	7(7)	オマールえび（ウミザリガニ、アメリカンロブスター）は「ザリガニ」か「ロブスター」か？	株式会社ニチレイ	82
1039	7(7)	小麦粉及びパンに関連する加工食品について、長年埼玉県为学校給食パンを問題として運動してきた立場から意見を述べます。 小麦粉及びパンに関連する加工食品について残留の可能性の有る農薬、特に有機リン系農薬の残留基準は大幅に引き下げる必要がある。 理由 たとえば36フェントロチオンについて見る。北里大学の宮田幹夫教授はその毒性について0.06マイクログラム/キログラム/日でアレルギーの憎悪、化学物質過敏症が引き起こされると発表している。（「有機リン中毒」「眼科」34 1992）今回のパンの基準案0.2ppmのパンだと、アレルギーや化学物質過敏症の子供が食べると体重20キログラムの子供で6グラム、体重50キログラムでも15グラム食べるだけで症状がでてしまうことになる。パンの中に検出される有機	比嘉悦子	134

		リン系農薬は多種類にわたっているのでそれらの総量として有機リン系農薬の毒性が発揮されてしまうことを考えると、ひとつひとつの農薬の基準はさらに下げなくてはならない。現在、アレルギーや化学物質過敏症の人はとても多い事を考えると安易にコーデックスの基準を採用すべきでないことはフェニトロチオンのこの毒性だけを見ても明らかである。		
1040	7(7)	暫定基準の作成方法は、例えば抗菌剤の評価においては、MIC(最少発育阻止濃度)に基づいてADIを設定する際、JECFAと欧州委員会・食品科学委員会とでは用いる算出式が異なり、また、FDAはMICを用いていない。さらに、BSTの事例では、JECFAの結論と欧州委員会・食品科学委員会の結論は異なっている。従って、今後の暫定基準の見直しに際しては、JMPR及びJECFAが用いるデータに基づいて諸外国が必ずしも基準を設定しているわけではないという点について十分に調査を実施することを要望する。	日本生活協同組合連合会	189
1041	7(7)	百数十種類の農薬の一斉分析となると、高度な技術を必要とするので、定期的な技術研修会を開催して欲しい。	北九州市環境科学研究所	34
1042	7(7)	どこの衛生研究所や認定機関に依頼したらポジティブリストに関わる物質全てが検査してもらえるか、国としてリスト化して欲しい。	宮下 隆	50
1043	7(7)	中小企業等にあっては、検査設備を全く持ち合わせていない等、不特定の残留農薬の事前検出は極めて困難であることから、行政機関において、原材料段階での検査を徹底して欲しい。	日清シスコ株式会社	95
1044	7(7)	ホームページが見にくいので、関連項目を一覧できるようにして頂きたい。	日清シスコ株式会社	95
1045	7(7)	Q & Aの作成をして欲しい。	日清シスコ株式会社	95
1046	7(7)	加工食品について、ポジティブリスト移行後の基準値は、原則原料の農畜産物にて規制が行われると理解しているが、原料原産国における農薬使用実態が適正でない限り、問題は解決できないので、WTO 通報時等に加盟各国に対し、基準違反の品が輸出されることのないよう要請して欲しい。	日清シスコ株式会社	95
1047	7(7)	残留基準の設定に際しては、水、空気からの摂取も充分配慮する。(特に、農耕地近郊の大気汚染や室内汚染、街中汚染、飲料水汚染が懸念される農薬)	反農薬東京グループ	96
1048	7(7)	果実等農産物の残留確認においては、現食品衛生法との適合性の実証方法として、実測確認を積極的に行い、結果を開示する団体と書面による保証のみにとどめる団体と考え方や対応に温度差が見られることから、ポジティブリスト移行に際し、生産、流通、加工事業者各段階で、農薬等の残留確認の考え方など、改正法がより効果的且つ迅速に運用できるよう、ガイドライン等のご提示を強く希望します。	ロッテスノー株式会社	99
1049	7(7)	今後の使い勝手を考え、今回のポジティブリストのように農薬名から農作物、食品の基準値を検索する方法に加え、現行の食品衛生法の「食品の規格基準(D各条)」のように、対象農作物、食品ごとに農薬名、基準値も検索できるよう設定の追加を望みます。	太陽化学株式会社	129
1050	7(7)	昨年より厚生労働省においても、よりリスクコミュニケーションに重点をおいた行政が行われており、意見交換会など活発に行われています。この評価されるべき流れを重視し、よりいっそうのリスクコミュニケーションが図られることを期待します。	Japan Food Information Center (JFIC)	137
1051	7(7)	基本的に、農薬、動物用医薬品等の化学物質はその摂取量はできるだけ少ない方がいいと考えます。従って、食品についての残留基準値はできるだけ低い方がいいと考えます。なぜなら、算定の根拠に用いられるADI(許容一日摂取量)は個々の物質について設定されていて、複数摂取した場合のADIではないからです。私たちが毎日摂取する食品に含まれる化学物質が何十種類あるかを考えると、個々の化学物質の	河道前 伸子	152

		摂取量は極力少ないに越したことはありません。 更に環境汚染物質等の存在を考えれば、尚のことです。		
1052	7(7)	1998年に環境庁が示した「内分泌攪乱作用が疑われる物質」(いわゆる環境ホルモン)のリストにある物質の半数以上は農薬です。現在、内分泌攪乱化学物質問題検討会においてそれぞれの物質についてのリスク評価が行われているところですが、基準の設定に当たってはその結果も十分に考慮すべきと考えます。	河道前 伸子	152
1053	7(7)	農薬、動物用医薬品等は必要最低限に減らしていく方向で努力研究が必要であり、世界の国々に対する働きかけも必要と考えます。	河道前 伸子	152
1054	7(7)	4.国内における生産システムの整備について〔意見〕 国内においても農水畜産品が基準を満たすよう、引き続き農水省と連携して、生産者が適切な農薬・動物医薬品を使用する仕組みの構築を推進してください。	味の素株式会社	179
1055	7(7)	日本語と英語版の標記の統一、不整合を訂正されたい(表略)	日本生活協同組合連合会	189
1056	7(7)	私は、この意見募集を提出するにあたり、第一次案送料を実費で負担しています。その覚悟の中で、国民消費者として、基準の有り様を理解するために、「知る」努力をしています。広く意見を求めるとしながらも、広く意見を求めるためには、関係当局はどうすべきかが抜けているのは、国民としての健康権や消費者の権利が認められていないことにあると思う。国民の健康権、消費者の権利を法的に認知せよ。	遺伝毒性を考える集い	192
1057	7(7)	ポジティブリストへの移行に向けて疑問点が多く出てきているので、Q&A等を作成し、関係者に共通の理解が図られるようにしていただきたい。	製粉協会・日本製粉株式会社	208・212
1058	7(7)	承認後数十年の販売実績があり、これまでの再審査及び再評価においても問題ないものと評価を頂いている、動物用医薬品の殺虫剤において、「食品中の農薬等残留基準一覧」に示されている一部の動物並びに部位に関する残留試験結果が得られていない場合、他の動物の試験結果、あるいは、当該動物の他部位の試験結果から、類推することで差し支えないか。	大日本除虫菊株式会社	211
1059	7(7)	第一次案には基準が設定されている物質の記載がないが、確認する時に全体像が見えないため、一括して照合できることを希望する。	日本紅茶協会	214
1060	7(7)	生産地での農薬の使用実態の把握に努めているが、暫定基準の設定については、特に熱帯果実の輸出国の理解を深めてもらうため、厚生労働省としても、輸出国に対して、積極的に働きかけていただくことを要請する。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	218
1061	7(7)	外国で使用される物質については、諸外国政府に対し基準に合致したものを輸出するよう要請すると共に輸入時のチェックを強化されたいこと。	(社)日本乳業協会	219
1062	7(7)	設定される基準値の安全性について、十分なリスクコミュニケーションを図られたいこと	(社)日本乳業協会	219
1063	7(7)	物質毎に、国内で使用されるもの外国で使用されるものに分類されたい。	(社)日本乳業協会	219
1064	7(7)	物質毎の使用目的、使用時期等を明確に分類されたいこと	(社)日本乳業協会	219
1065	7(7)	ウコン等の香料原料について、食品分類が分かりにくいので、素人にも分かりやすく摘要欄を設けるなどして欲しい。(同旨3件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会	17・18・24
1066	7(7)	ホームページが見にくいので、関連項目を一覧できるようにして頂きたい。(同旨6件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコ	17・18・24・28・39・95

			コレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	
1067	7(7)	Q & Aの作成をして欲しい。(同旨6件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・39・95
1068	7(7)	今回のパブリックコメントに基づいて作成された残留基準値案について、再度パブリックコメントの機会を設けて欲しい。特に、一律基準との比較が重要と思われるため。また、暫定基準の確認作業には非常に時間がかかることから、個別の農薬に関する意見・要望の受付は随時お願いしたい。(同旨5件)	(社)日本動物用医薬品協会・アラハタ株式会社・日清製粉株式会社・(株)日清製粉グループ本社・日本製粉株式会社	101・108・209・210・212
1069	7(7)	暫定基準使用者は、農薬に詳しい人ばかりではないので、ジチオカーバメート等、欄外に小さく個々の農薬名が記載されているのでは、分かりにくい。これらの元の農薬名を検索可能な目次等を作る必要があるのではないか。	小川 邦彦	14
1070	7(7)	ウコン等の香料原料について、食品分類が分かりにくいので、素人にも分かりやすく摘要欄を設けるなどして欲しい。	日清シスコ株式会社	95
1071	7(7)	(キクの菊花等)“食品中に残留する農薬等の暫定基準(第1次案)”{以下“本案”}で科名掲載がなされている品目においては、『上記以外の当該科作物』に該当、という解釈でよろしいか否かについて、ご見解をお示しいただきたく。	国産生薬株式会社	147
1072	7(7)	農産物生産資材として営農上認められる素材等(例えば 硫黄、生石灰、無機銅、マシン油など、有機農産物生産ガイドラインにおいて使用が容認され、結果、食品移行が推定されるもの)について、特定農薬に準じて考えられるものがあるか否かについて、ご検討下さい。	国産生薬株式会社	147
1073	7(7)	ペニバナの種子は対象とされているが、花卉も同じ基準が適用されるのか?	養命酒製造株式会社	157
1074	7(7)	食品(お茶など)として流通しているクスノキ科植物(生薬名 肉桂;ケイヒ,烏樟;ウシヨウ) およびフトモモ科植物(生薬名 丁子:チョウジ)を対象品目に加えることはできないのか?	養命酒製造株式会社	157
1075	7(7)	参考までにお知らせするが、ニュージーランドは温州みかんに対するイマザリルの食品添加物としてのMRL設定申請を準備しているところである。これはニュージーランドからの輸送中の果物腐敗防止のため、収穫後に防かび剤として使用できるよう申請するものであり、今後2-3ヶ月で正式に申請したいと考えている。	New Zealand Food Safety Authority	186
1076	7(7)	2003年まで、米国大豆生産者が使用する殺虫剤の量は減少傾向だったが、昨年、大豆アブラムシの発生・まん延により、殺虫剤使用が全作付け面積の薬1%から10%に増加した。この傾向は続きそうである。また、北部地域諸州における作付け面積の増大と共に、残留農薬レベルが気象の影響により下がらないまま、収穫を迎えることも起こりうる。南米のように米国内でも大豆さびカビの問題がおこれば、この状況は悪くなりかねない。	アメリカ大豆協会	194
1077	7(7)	1997年以降、米国は大豆に関し残留農薬の試験を行っていないため、現時点で第一次案について異議を唱える根拠、残留データ等を有し	アメリカ大豆協会	194

		ていない。米国農務省は、今年度に大豆の残留農薬テストを行う予定であり、その最新結果を基に、アメリカ大豆協会は第一次案の再評価を行い、もし必要であれば、日本政府に問題点及び懸念事項等をお伝えするようにする。		
1078	7(7)	飲料のハーブ（ハーブティー）の残留農薬基準はどのように考えたたら良いのか。「茶」の基準を準用するという考え方でよいか。	日本紅茶協会	214